

# 令和6年第8回(12月)大潟村議会定例会会議録

1. 開議日時 令和6年12月5日(木) 午前10時00分～午後5時18分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

## 3. 出席した議員の氏名(敬称略)

1番 松本 正明	2番 菅原アキ子	3番 川渕 文雄
4番 黒瀬 友基	5番 松橋 拓郎	6番 菅原 史夫
7番 齋藤 牧人	8番 松雪 照美	9番 三村 敏子
10番 大井 圭吾	11番 工藤 勝	12番 丹野 敏彦
計 12名		

4. 欠席した議員の氏名(敬称略) なし

## 5. 説明のため出席した者の氏名(敬称略)

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 三浦 智	
総務企画課長 石川歳男	税務会計課長 近藤比成
生活環境課長 薄井伯征	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 伊東 寛	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第1号を参照〕

## 8. 本日の会議に付した事件

議案第67号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第68号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第69号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

議案第70号 大潟村集合型村営住宅条例の一部を改正する条例案

議案第71号 工事請負変更契約の締結について

議案第72号 財産の取得について

議案第73号 普通財産の貸付について

議案第74号 秋田県市町村総合事務組合理約の一部変更について

議案第75号 令和6年度大潟村一般会計補正予算案

議案第76号 令和6年度大潟村診療所特別会計補正予算案

議案第77号 令和6年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案

議案第78号 令和6年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案

議案第79号 令和6年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案

報告第6号 令和6年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告

報告第7号 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について

報告第8号 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

**【議長：丹野敏彦】**

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、12名で定足数に達しております。

これより令和6年第8回大潟村議会定例会を開会いたします。

日程第1、「会議録署名議員」の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、松橋拓郎さんと、6番、菅原史夫さんを指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期日程等について、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、4番、黒瀬友基さん。

**【議会運営委員長：黒瀬友基】**

4番、黒瀬友基です。

私から、議会運営委員会の経過と結果について、ご報告いたします。

去る11月27日、午前9時より委員会室において、村当局より石川総務企画課長、遠藤総務企画課課長補佐出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

今定例会の一般質問は9名で、提出案件は16件です。提出案件の内訳は、条例関係4件、補正予算5件、工事請負契約1件、財産関係2件、報告3件、その他1件です。

委員会では、総務企画課長及び議会事務局長より各議案等について概要説明を受けた後、それぞれの内容等について質疑を行いました。その後、一般質問等の内容を確認し、会期や議事日程について協議を行いました。

その結果、会期は、本日12月5日から12月10日までの6日間といたしました。

なお、提出案件、会期日程、一般質問等については、皆さんに配付した資料のとおりです。

以上、議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

お諮りいたします。

ただ今の議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月10日までの6日間にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、会期は12月5日から12月10日までの6日間と決定いたしました。

次に、日程第3、「諸般の報告」を行います。

はじめに、議会に対して提出された報告書について報告いたします。

監査委員より、地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和6年8月分から令和6年10月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

また、教育長より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和5年度大潟村教育委員会点検・評価報告書が提出されております。

次に、秋田県町村議会議長会について報告いたします。

去る10月8日、秋田県市町村会館において理事会が開催され、令和5年度の会務報告並びに一般会計決算について報告がなされ、承認されております。

また、11月13日に、町村議会議長全国大会が東京・NHKホールで開催され、大会決議の後、中央大学法科大学院教授、野村修也氏による講演が行われました。

また、11月19日には、秋田県知事と市町村議会議長との行政懇談会が市町村会館で行われ、市議会議長会及び町村議会議長会からの提案・要望事項について話し合いが行われました。

次に、湖東厚生病院運営委員会について報告いたします。

去る10月7日、グリーンロイヤル丸富において運営委員会が開催され、病院の概況、令和5年度経営実績等について報告がありました。

次に、八郎潟地区土地改良事業促進協議会の要望活動について報告いたします。

去る11月14日に、令和7年度国営かんがい排水事業「八郎潟地区」に係る予算確保及び農業農村整備事業の推進について、同協議会会長及び役員が出席し、農林水産省東北農政局に対し、要望書を提出してまいりました。

私からの報告は、以上であります。

なお、関係資料は事務局で保管しておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、「村政報告」を行います。

村長より、村政報告について発言を求められておりますので、これを許します。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

それでは、令和6年12月定例会の開会にあたり、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、11月8日に開催されました大潟村創立60周年記念式典及び祝賀会について申し上げます。

記念式典及び祝賀会には、国会議員、副知事、県議会議員、周辺市町長及び議長をはじめ、国、県の関係機関の皆様など45名、そして村内関係機関の方々と入植者をはじめとした多くの村民の皆様252名の合計297名の出席のもと、盛大に行われました。

式典は、入植三世に引き継がれた八郎太鼓龍勢会による力強い演奏で始まり、村政の各分野において功労のあった個人・団体、61名の方々への表彰をはじめ、応援大使である宮元均様から「新しい大地を創ったイレブン」と題して記念講演をしていただきました。干拓の歴史に関わった11人にスポットを当て村の誕生を振り返るとともに、大潟村の新たな歴史創造にエールをいただき、参加者の皆さんからは素晴らしい講演であったとの多くの声が寄せられたところであります。

祝賀会では大潟中学校吹奏楽部の演奏によるオープニングに会場は大きな拍手につつまれ、その後、盛況のうちに祝宴が進み、とても賑やかな祝賀会となりました。

村創立60周年という節目の年をともに祝っていただいたすべての皆様に心より感謝を申し上げますとともに、改めて持続可能な村づくりを村民の皆様と進めてまいり所存であります。

次に、第3期大潟村総合村づくり計画について申し上げます。

第3期大潟村総合村づくり計画の策定は、人口減少や少子高齢化の進行等により生ずる社会変化を捉えたうえで、村民が期待や希望を持てるような、大潟村の将来像を村民の皆様とともに描き、そこに向かって進むべき方向性を示していく重要な機会でもあります。

総合村づくり計画は、市町村版のまち・ひと・しごと創生総合戦略である地方版総合戦略も含め策定をすることとし、村内各団体へ計画策定に係る審議会委員の推薦及びワークショップへの参加をお願いしているところです。また、公募委員については広報で募集しており、今後1月号でもお願いする予定です。

また、実質的な策定作業に先立ち、満16才以上の村民のうち1,000人を世代別に無作為抽出して住民意向アンケートを実施しました。同時に、抽出者以外の方もQRコードを読み込んで回答ができるよう広報やSNSで周知し、広く村民等への調査協力をお願いしております。現在、調査結果の集計作業中ですが、来月開催される審議会には速報値を報告したいと考えております。

2月以降には、ワークショップを分野別に開催し、村の将来像、魅力、課題など議論を深めていきたいと考えております。

本計画は、大潟村が目指すまちづくりの方向性とその実現に向けた考え方や取り組みなどを示す村の最上位計画でありますので、策定にあたっては村民の皆様と議員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、新型コロナワクチン接種事業について申し上げます。

本年10月より、65歳以上の高齢者及び60歳から64歳までの基礎疾患がある方については定期接種、それ以外の年代の方々を任意接種とし、各医療機関での接種が可能となっています。定期接種の方には国より1人8,300円が助成されますが、これに加え、村内で接種の際は定期接種・任意接種を問わず1人4,000円を助成しております。

村診療所では10月を接種月間とし実施したところ、接種者は260名でありました。

季節柄、インフルエンザの感染も流行る時期でもあり、村民の皆様におかれましてはワクチン接種など十分に感染予防を心がけてくださるようお願いいたします。

次に、マイナンバーカードの健康保険証利用について申し上げます。

法改正により、現行の健康保険証は12月2日以降、新たに発行することはできなくなり、今後は、マイナンバーカードによる健康保険証の利用を基本とする仕組みに移行していきます。

このマイナ保険証を利用することにより、お薬手帳の情報に基づくより良い医療や、手続きすることなく高額療養費の限度額を超える支払いが免除されるなど、様々なメリットがありますので、まだマイナ保険証をお持ちでない方のマイナンバーカードの取得や健康保険証の利用登録を引き続き推奨してまいります。

次に、ごみ処理の広域化について申し上げます。

持続可能なごみの適正処理の確保に向け、秋田市、潟上市及び八郎湖周辺清掃事務組合を構成する市町とともに、今年4月に「秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化協議会」が設置されました。

これまで協議会は3回開催され、その中で、広域化支援業務委託の結果に基づき、具体的な広域化のメリットやデメリットを整理するとともに、収集運搬の効率化を図るための中継施設の必要性や、その効果について検証したほか、施設整備にあたって必要となる検討期間や耐用年数から試算した建設時期等について検討を進めているところであります。

引き続き協議を重ね、年度末には広域化に係る方針を協定としてとりまとめる予定としております。

次に、令和6年産農作物の作柄等について申し上げます。

はじめに水稻の作柄ですが、6月は高温で推移したものの、7月は日照不足傾向となり、出穂前の茎数は平年並みでありました。出穂後は気温も高めで日照時間も多く、今年も高温障害が懸念されたものの、幸い昨年ほどの高温には至らず、JA大潟村の作況調査は「100」の平年並みとなっております。

次に大豆ですが、本作大豆は6月の降水量が少なく、発芽の不揃いや初期生育の遅れが一部に見られ、後作大豆においては、7月の長雨により発芽ムラがやや目立ちました。本作、後作とも生育の停滞は見られたものの、開花期以降は高温や多照傾向により子実の肥大は進みました。品質は大粒傾向にあるものの、しわ粒や皮切れ粒が目立っており、平年

に比べやや劣る見通しとなっております。

次に小麦ですが、天候に恵まれ播種作業は順調に進み、10月の気温も平年を上回る日が多かったことから初期生育の確保も概ね順調に推移しております。

次にタマネギですが、育苗において、播種時からの高温による乾燥で一部に初期生育のバラつきがみられましたが、その後の管理により苗質は概ね良好となりました。秋の天候に恵まれ、苗の活着も良好で、越冬前の生育は順調に推移しております。

また、今年の春に株が枯死し著しい減収となった事例を踏まえ、要因のひとつと考えられるべと病等の病害対策として、育苗トレーの消毒や防除体系及び使用薬剤の見直しなどを推奨し、また、10月の気温が高かったことから越冬前防除についても早めの情報提供と、散布による対応を徹底していただいているところであります。

次に、新米まつりについて申し上げます。

10月5日にホテルサンルーラル大潟及び干拓博物館の駐車場を活用し、新米まつりを開催いたしました。

新米の販売価格については、昨年より4千円値上がりし、30kg入り玄米が1万2千円で販売されましたが、予定数量1,729袋は午前11時頃には完売となる盛況ぶりでした。

また、博物館前で行われた餅つき体験とお餅の無料配布にも多くの方々にお越しいただいたほか、協賛事業として開催したポルダークの湯温泉感謝祭、産直センター収穫感謝祭、カタマルシェなども多くの来場者で賑わいました。

次に、脱炭素事業の進捗状況について申し上げます。

もみ殻バイオマスボイラー施設の状況ですが、9月定例会において、株式会社オーリスへのプラント全体の引き渡ししが10月末になる見込みと報告しておりましたが、契約に基づく完成検査へ向けた認定試験において、熱導管の漏洩検知機能の検知データの確認や、もみ殻搬送系統における溶接部の部分的な不具合による再施工、燃焼炉へのもみ殻供給速度及び供給量の調整の必要性が生じたため、現在も引き渡しに至っておりません。年内の引き渡しを目指し、これらの調整に取り組んでいる状況です。

太陽光発電事業については、ホテルサンルーラル大潟等の3施設に対し、11月22日から無償での試験的な電力供給を開始しております。現在は年明けからの商業運転開始に向け、発電性能・発電状況の最終確認を行っているところです。

次に、村民体育館の増改築について申し上げます。

体育館の増改築については、4月以降、基本設計の検討を進めてまいりました。10月に入り設計業者から平面図が示されましたので、去る11月12日に新体育館基本構想策定委員会に対し、基本設計の進捗状況について説明したところです。

当初の建替から増改築に方針を変更したことは、既に1月に会議を開催し説明しており、今回は増改築の概要について、平面図を示して説明いたしました。委員からご理解をいただくと共に、設計を進めるにあたって検討に加えてほしいことなどの意見が出されました。

今後は、来年度に実施設計を行った後、工事計画を立て事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、大潟中学校吹奏楽部の全国大会初出場について申し上げます。

去る10月12日に、茨城県水戸市で開催されました第24回東日本学校吹奏楽大会に出場した大潟中学校は、銅賞という結果で全国大会を終了致しました。

13人という少ない部員数で県大会、東北大会を勝ち抜き、全国大会に出場したことは、まさに部員の皆様の努力の賜物で、13人全員の健闘を讃えるとともに、先生方、保護者をはじめ関係者のみなさんのご努力にも敬意を表したいと思います。

また、全国大会の出場が決まってから、村民の皆様から多くの寄附金が寄せられたと伺っております。こうしたご支援は、生徒達にたくさんの勇気を与えてくれたことと思いません。寄附していただいた皆様の温かいお心遣いに感謝を申し上げたいと思います。

この度の全国大会出場は、頑張ることの尊さだけでなく、村民の温かい心や団結力を感じさせてくれたこと、そして村創立60周年という節目に花を添えてくれたことなど、多くの感動をもたらしてくれました。

吹奏楽部のみなさんには、改めてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

以上、諸般の報告といたします。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、日程第5、議案第67号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」から、日程第8、議案第72号「財産の取得」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

それでは、提出しております給与等の改定及び財産の取得に係る議案について説明申し上げます。

議案第67号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」については、秋田県人事委員会の勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当等を改正するものであります。

給与改定の主な内容は、民間との較差を解消するため、給料表を平均3.01%、期末、勤勉手当の総支給月数を0.15月分、寒冷地手当の支給月額をそれぞれ引き上げるものであります。

議案第68号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」及び議案第69号「特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案」については、一般職の職員の給与改定に準じ、議会議員及び常勤の特別職

の職員の期末手当を0.25月分引き上げるものであります。

次に、議案第72号「財産の取得について」は、業務用パソコン65台を所有権移転付き賃貸借契約により導入することについて、令和6年11月20日に指名競争入札を執行したところ、

1,346万4千円で、

秋田市土崎港東2丁目11番40号

東光コンピュータ・サービス株式会社秋田支店

支店長 高松直志

が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を経るものであります。

以上、給与等の改定及び財産の取得に係る議案についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては、提出しております議案書、その他関係書類に記載されておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、総務企画課長より発言を求められておりますので、これを許します。

総務企画課長。

**【総務企画課長：石川歳男】**

ただいま村長が提案説明をした3議案につきまして、お配りしてある資料に基づき、詳細についてご説明をしたいと思います。

まずは議案第67号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」に関してでございますけれども、条例については改正条例は2条立てとなっております。第1条においては、令和6年4月1日または12月1日の適用に関わる5点の改正についてであります。

まず1点につきましては、初任給調整手当の引き上げです。

この手当は医療職である医師、または医学・歯学に関する専門知識を有する職員が支給の対象ですが、現在村においては該当する職員はおりません。

2点目は、令和6年12月に支給する期末手当の支給割合引き下げについてです。

定年前再任用職員の支給割合を0.025月引き下げのものです。

3点目については、同じく令和6年12月に支給する勤勉手当の支給割合の引き上げについてです。

定年前再任用以外の職員、これはいわゆる60歳に達していない職員のことですけれども、これについては0.15月、定年前再任用職員については0.075月、それぞれ引き上げるものです。

この2点、3点目の改定により、年間の期末・勤勉手当の支給率は4.6月分となります。

4点目につきましては、寒冷地手当の支給月額を世帯区分により840円から2000円それ

ぞれ引き上げるものであります。

最後、5点目になりますけれども、これは給料月額の上上げによる給料表の改正で、平均改定率は3.01%となっております。

次に、第2条でありますけれども、第2条につきましては令和7年4月1日施行に係る改正で、令和7年に支給する期末・勤勉手当の支給割合を調整するもので、年間4.6月分を6月期、12月期の期末勤勉手当で平準化するもので、総支給率に改正はございません。

以上の改正につきましては、秋田県人事委員会の勧告に鑑み、条例を改正するものであります。

次に、議案第68号の議員報酬および69号の常勤の特別職の給与に関する条例の改正につきましてですが、一般職員の給与改定に伴い改正するもので、期末手当の支給割合を年間3.4月に引き上げるものでございます。

第1条においては、令和6年12月に支給する期末手当を0.25月引き上げ、第2条では、一般職同様、7年からの支給について、6月、12月期で平準化する改正となっております。

次に、議案第72号「財産の取得について」でありますけれども、業務用のパソコン65台、これを所有権移転付き賃貸借契約による取得を行うものです。

11月20日に、7社指名中3社の参加により、指名競争入札を行ったところ、契約金額が1,346万4,000円で、東光コンピュータ・サービス株式会社秋田支店が落札しております。

なお、予定価格に対する請負比率は72.2%でありました。

この賃貸借契約は5年間、60ヵ月のリースを行い、期間満了後は当該物件の無償譲渡を受けるものであります。

なお、本契約に係る予算につきましては、令和6年度一般会計にて2ヵ月分、2月・3月2ヵ月の予算を措置していただき、残り58ヵ月のリースについては、債務負担行為を設定しております。

以上、提出案件の詳細についての説明といたします。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの提出議案の村長説明に対して、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

ほかに討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は挙手で行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

議案第67号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号「財産の取得」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第70号「大潟村集合型村営住宅条例の一部を改正する条例案」から、日程第20、報告第8号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

#### 【村長：高橋浩人】

それでは、提出しております議案について、順次説明申し上げます。

議案第70号「大潟村集合型村営住宅条例の一部を改正する条例案」については、集合型村営住宅D、E棟を令和7年4月1日より供用開始するにあたり、所要の規定を整備するものです。

議案第71号「工事請負変更契約の締結について」は、令和6年6月定例会で議決を経た「大潟村西1丁目地区宅地造成工事」請負契約について、契約金額に変更が生じたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を経るものであります。

議案第73号「普通財産の貸付について」は、産学官連携で推進する稲わらメタン発酵による資源循環の実証研究の用地として、西4丁目2番地の一部を無償貸付するもので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を経るものです。

議案第74号「秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について」は、井川町・潟上市共有財産管理組合が令和7年3月31日をもって解散することに伴う組合規約について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を経るものです。

次に、議案第75号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」について、主な内容を申し上げます。

はじめに歳出についてですが、OA管理費において、自治体情報システム標準化に係る費用及び制度変更等に伴うシステム改修費用として秋田県町村電算システム共同事業組合負担金に260万6千円を計上しております。また、第5次LGWANへの切替に伴う翌年度以降の債務負担行為として220万5千円を設定しています。

生活環境課関係では、常備消防費において、男鹿地区消防一部事務組合負担金に97万7千円、水道費においては、簡易水道事業会計における企業債利息の増額に伴い、一般会計からの補助金として164万5千円、また、簡易水道事業会計における配水池造成工事費の支払いを円滑に行うため、一般会計からの貸付金2億3,150万円を計上しております。

福祉保健課関係では、ふれあい健康館費において、光熱水費の増大により、ふれあい健康館指定管理料に195万5千円を、児童措置費においては、児童手当の制度改正に伴う給付対象者の増加により263万5千円を計上するとともに、保健センター費において、人間ドック・脳ドック業務委託料について、令和7年度に280万円の債務負担行為を設定しています。

産業振興課関係では、農業振興費において、夢ある園芸産地創造事業費補助金として94万6千円、観光費においては、ホテルサンルーラル大潟等への高圧電気引き込みケーブルの劣化による損傷が見つかったことから、その改修工事を秋田県において実施するため、工事負担金として144万7千円を、温泉保養センター費においては、脱衣室空調設備の改修工事として374万円を計上するとともに同事業を繰越明許費として、また、菜の花まつり実行委員会補助金を令和7年度に300万円の債務負担行為として、それぞれ設定しております。

教育委員会関係では、小学校の教育振興費において、教師用教科書等の購入として31万2千円を、同じく中学校の教育振興費において268万4千円を計上しております。

さらに全般的事項として、給料表及び期末・勤勉手当等の改正に伴う人件費の増額分を計上しており、これにより補正総額は2億7,229万8千円となり、補正後の予算現額は49億1,547万3千円となっております。

なお、補正の財源は、国庫支出金、県支出金、繰越金等に求めたところであります。

次に、特別会計及び企業会計の補正予算案の主な内容について順次申し上げます。

議案第76号「令和6年度大潟村診療所特別会計補正予算案」については、一般管理費において、人件費を22万円増額しております。

議案第77号「令和6年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」については、介護予防福祉用具購入費において、福祉用具購入費負担金を18万円増額しております。

議案第78号「令和6年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案」については、収益的支出において、人件費を93万4千円増額し、また、上水道アセットマネジメント策定業務の請

負差額145万円を減額するものです。また、企業債利息として令和6年度借入分329万円を、消費税として令和6年度中間納付分300万円を増額するものです。

資本的支出においては、一般会計からの短期借入償還金として2億3,150万円を計上するものです。

次に、議案第79号「令和6年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案」については、収益的支出において、人件費に21万7千円、事務手数料に8万7千円をそれぞれ増額するものです。

次に、報告第6号「令和6年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告」については、10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る経費を専決処分したものであり、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

次に、報告第7号及び第8号の「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分報告」につきましては、議会の委任による村長の専決処分事項に指定された損害賠償の額の決定及び和解に関し専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告するものであります。

以上、提出案件の概要についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては、提出しております議案書、補正予算書、その他関係書類に記載しておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決、承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**【議長：丹野敏彦】**

先ほどの村政報告並びにただ今の提出議案の説明に対する質疑は、明日、6日を予定しておりますので、よろしくお願い致します。

次に、日程第21、「一般質問」を行います。

会議規則第61条の規定に基づき、通告のあった順に質問を許します。

2番、菅原アキ子さん。

**【2番：菅原アキ子議員】**

2番、菅原アキ子です。

私から、2点のことについて質問させていただきたいと思いますが、はじめに「地域計画」の進捗状況についてお伺いいたします。

高齢化や後継者不足による農業者の減少が進んでいく中で、地域の農地が適切に利用されなくなることが、これまで以上に懸念されています。

そのため、国は令和5年4月より、地域農業のあり方を示した、「人・農地プラン」を「地域計画」として法定化し、担い手と農地の集約化に重点を置いた「目標地図」を新たに作成することを義務づけました。その策定期間は令和7年3月末日までとなっております。

昨年11月から今年2月にかけての村のアンケート結果では、村内農家474戸のうち、84.6%に当たる401戸が回答し、今年4月時点で既に10戸減り、464戸となっています。5年以

内に離農、規模縮小を考えている農家が17戸、10年以内にはさらに8戸、そして後継者が決まっていない農家が50戸であることが示されております。

自ら農業の将来に夢と希望を抱いて入植してきた当時とは時代も違い、今は後継者や担い手不足に加え、資材価格の高騰など、農業の将来に不安を感じたり、子どもの職業の選択肢が広がっていることも背景にあると思います。それだけに村の基幹産業である農家数の減少は、村の将来に多大な影響を及ぼすのではないかと懸念されます。

国による策定ですので、大潟村も例外ではないと思っておりますが、村は土地もまとまっておりますし、すでに一筆ごとに所有者も明確になっております。協議が進められている他の自治体のように、地域間協議によって将来の農地利用の姿を明確化する状況にはないと思っております。

そのような中で、概ね10年後の農地利用を想定した地域計画は、現在どのように進められているのでしょうか。策定次第では、いろいろな補助事業が関わってくるのではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。また、農家戸数を維持するために農業の魅力を発信したり、農業所得を支援する取り組みをさらに進めることが大切ではないかと思っておりますが、現状とその課題への対応など、どのように取り組んでいかれるのでしょうか。将来、村の農業をどのようにしていきたいのか、村長のお考えを伺いたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の質問にお答えします。

1つめの質問についてですが、昨年11月から村内農家を対象に実施した地域計画策定に係るアンケート調査により、今後の農地の在り方や後継者などについて、意向確認を行いました。現在の農家戸数464戸のうち422戸から回答を得ることができ、回答率は約90%となっております。

また、大潟村では周辺増反地も含め、策定区域を1地区として作成する関係から、増反地を持つ各市町の農家の意向について、各農業委員会を通じて情報提供をしていただいております。現在はそれらの情報をとりまとめているところであります。

今後は、年内を目途に計画案や目標地図案に関する検討会を開催し、年明けにその話し合いの結果を公表した後に、計画の策定と公表を行うこととしております。

引き続き、農業委員会、農協、土地改良区といった関係機関と連携を図りつつ、協議を重ねた上で、令和7年3月を目標に地域計画の策定に向け進めてまいります。

また、関連する補助事業については、村が策定する地域計画において農業を担う者として位置づけられていることが必須となりますので、補助事業を活用している認定農業者等が地域計画から漏れることがないように、十分留意する必要があります。

次に、2つめの質問についてですが、先程も触れましたが、農家戸数は現在464戸で、

この10年で急激に減少している状況であります。

離農の主な要因は後継者の不在であり、後継者となる子どもたちの適性を尊重した職業選択の自由が広がってきていることなどが根本にあると考えられます。

離農による農地の集約化・大規模化など、経営の形態も変化してきておりますが、大潟村の農業が利益を充分上げられること、やりがいのある仕事であることが重要だと考えております。

そのため、村単独の支援として農業基盤の強化においては、国営かんがい排水事業の推進により安定生産を行える農地の維持を図ること、そして経営基盤の強化においては、高収益作物の生産販売に係る各種支援や農業機械導入支援、有機農業への転換支援等により、大潟村産農産物のブランド化を図り、新たな付加価値をつけるなどといった両方の側面から支援を行っております。

今後も農家戸数を維持していくため、高い収益が見込める高収益作物の推進や、多様な経営体に対応した各種施策を展開し、持続性のある活力ある農業の産地づくりを後押ししてまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【2番：菅原アキ子議員】**

大きな農地は大潟村にあるわけですが増反地ももちろんありますので、各関係市町との連携を図って、今取りまとめをしているという最中であるということ伺いまして、ぜひ来年の3月までに、農業者が本当に農業にやりがいを持てるような、これまでも村では高収益作物への援助とか、また農業の魅力みたいなものは発信しているとは思いますが、これまで以上に、村に留まっていただけのような、その農業の魅力というものを十分行っていただきたいと思っております。

先ほど村長が、認定農業者が漏れることのないようにということをおっしゃっていただきましたので、本当にそのとおりだと思いますし、そういう中で、概ね10年後を見据えたこの策定というのは村が主体となってやるべき事業なわけですが、認定協議会とか、あるいは有機農業との関わりはどのように考えておられるでしょうか。認定農業者が漏れることのないということの中で、この認定協議会というのは確か7くらいあると思うのですが、そういう関わりとか、有機農業に携わっている方ももちろんいらっしゃるわけですが、まだそれほど普及されていないように感じるのですけれども、そういうところに関して、村としてはどのように考えておられるでしょうか。

お願いします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の再質にお答えします。

まず今回の計画策定とそれぞれの地区の認定協と直接関わるものではなくて、あくまでも個人の計画をどうするかということですが、ただ、引き続き認定協は維持した上で、やはり地域ごとに農家同士が情報交換し、より良い栽培方法であったり、よりよい経営を目指すような、そうした地域組織という意味の認定農家、さらに、認定農家になっていることでいろいろな各種補助事業も受けやすい状況にありますので、ぜひ村内農家においては認定農家になっていただいて、さらに地区の認定協の方にも参加していただければと思います。

また村全体の認定協ですね、全体の認定協の方においては、農林水産省等への全体としての研修会や、その折に各種要望等も行っていますので、そうしたことも非常に大切なことだと思っています。ぜひ、引き続き認定協議会をしっかりと維持しながら、そうした地域全体の農業の振興に資するような活動も併せてやっていただければと思っています。

もう1点、有機農業についてですが、今オーガニックビレッジ宣言をし、認定を受けて、国からの交付金を活用して事業を進めているところです。そうした中で、最大の課題はやはり雑草をどう減らすかというか、どう対処できるかということで、水稻においては、今除草機の改良をメーカーと一緒に、県立大も入って、進めていただいております。以前に比べるとかなり性能が良くなってきていますので、期待が持てると思っています。

また併せて、今回も国の方を通じて県の事業としてですが、有機農業に取り組む農家への機械の補助事業というのもありました。いろいろ取り組みやすい環境が整っていますので、農家においてはぜひ関心を持って取り組んでいただければと思っています。

村としても引き続き、今、オーガニックビレッジ宣言の後の「スーパーオーガニックビレッジ」とかという、そういう次の段階の認定制度もあるようでして、今その情報収集と、また申請に向けても手続きを進めていきたいと思っています。有機農業に取り組むやすい、または新たに取り組みやすい環境をしっかりと整えていければと思っています。

特に今年、米価が高く、一般米がだいぶ値上がる中で、有機米はそれほど、上がり幅としては少ないような状況ですが、長い目で見るとやはり有機農業に取り組むことは非常に産地として重要であると思っていますので、引き続き、村としても取り組みやすい環境づくりに努めていきたいと思っています。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【2番：菅原アキ子議員】**

諸々、村長からご説明いただいたわけですが、認定農業者というのは、大潟村はかなりのパーセントの方が認定農業者になっていると思います。そういう中で、直接は関係ないかもしれませんが、この認定協議会という中の会員がそれほど広がっていないというふうには私は認識しているのですが、この原因というのはどういうふうと考えられますでしょうか。

最後にそこをちょっとお願いしたいと思うのですが。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の再々質にお答えします。

具体的な参加状況、加入状況というのはちょっと今わかりませんが、私もそういった認定協のそれぞれの会議にも参加したりする中で、だいぶ顔ぶれが変わってきているというか、若い人が入っているという印象を受けています。そういう意味では以前のようなことではなくて、やはり今、実際に経営に関わるようになった若い人たちが、割と関心を持って参加しているように思いますので、決して参加が悪いということではなく、先ほども言ったように、いろいろな情報交換ができる場ですので、ぜひ入っていただきたいということと、認定農家のやはり資格は持っていないと、今後も様々な支援事業があると思いますので、村の農家においては、ぜひ認定農家として農業をさらに進め、または各種補助事業等、有利なものを活用していただければと思いますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問に移ってください。

菅原アキ子さん。

**【2番：菅原アキ子議員】**

次の質問に移らせていただきます。

今年、村は創立60周年を迎えました。先日行われた記念式典の祝賀会、オープニングで素晴らしい演奏を披露してくださった元気いっぱいの大潟中学校吹奏楽部の生徒たち、そして毎年行われる社会福祉大会での小・中学生たちの将来に向けた純真な思いを聞くたびに、胸が温かくなり、これからも大潟村は大丈夫という気持ちで満たされ、嬉しくなります。そして日頃からそのように子どもたちの成長を慈しみ、育てられる教職員の皆様には、改めて頭の下がる思いがしております。これからもみんなで健やかな学校生活を楽しく過ごしてほしいと心から願っております。

さて、いじめ問題の現状と対応についてお伺いいたします。

不登校の小中学生が2023年度は34万6,482人に上り、過去最多となったことが、文部科学省の問題行動、不登校調査でわかりました。

学校別に見ると、小学生は13万370人、中学生は21万6,112人で、コロナ禍の21年度に急増し、いずれも11年連続で増加しています。

いじめは小中高校などが認知した件数は73万2,568件で、生命や心身への被害や長期欠席などを含む重大事態は1,306件と、いずれも過去最多となっています。

コロナ禍で一旦崩れた生活リズムを立て直すのが難しいことや、無理してまで学校に行かせなくてもよいという意識の広がりがあるのではと見られていますが、教職員の多忙さが課題となっている中で、村では情報モラル教育にも熱心に取り組まれていると認識しております。

何よりも早期発見に努めることがとても大事ではないかと思うのですが、子どもたちがSOSを出しやすいような取り組みはどのように行われ、それを教育現場ではどのように察知しておられるのでしょうか。

教師や保護者の見守りの目には限界があるのではと思っています。子どもの心身に深刻な被害を生じさせるいじめや、増加するネットいじめへの現状について、どのように把握し、取り組まれているのか伺いたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

三浦教育長。

**【教育長：三浦 智】**

菅原議員のご質問にお答えします。

学校における児童生徒の問題行動については、その要因が複雑に絡み合って引き起こされていて、これが学校教育の大きな問題になっております。学校では、未然防止対策、事象発生後の初期対応、その後の事後指導と様々な対応をしているところです。

大潟小中学校のいじめの現状については、2023年度（令和5年度）の文科省の調査におけるいじめ認知件数は、小中学校各1件で、学校では、学級担任、養護教諭や家族への訴えにより認知しました。なお、ネットいじめの認知件数は0件となっております。

起きたいじめに関しては、教員による聞き取り等の初期対応を十分に行い、加害者に対しては家族への報告、被害者に対しては教員によるケアにより対応しました。なお、この2件はすでに解消しております。

学校での対策や取り組みとして、1つめとして、未然防止のためにいじめをしない心の涵養があります。思いやりを重点項目に据え、特別の教科道德の学習により、相手を思いやり、多様性を認めたりする気持ちを育てております。また、学級指導や生徒会活動などでもいじめ撲滅に向けた意識向上の取り組みを行っております。

2つめとして、未然防止並びに早期発見のための取り組みです。小学校では年4回、中学校では毎月、いじめに関する設問もある生活アンケートを実施し、それに基づいた個人面談等も行っております。

また、児童生徒へSNS等のいじめ防止のためのネットモラルについての研修を、外部機

関、通信会社、警察、県生涯教育出前講座などの力を借りて行っております。昨年度は保護者向けの研修も行いました。

さらに、小中学校では教員体制の工夫やスクールカウンセラーの活用を含めて教育相談体制を整え、児童生徒がいつでもどこでも気軽に話せるようにしております。加え、タブレットを活用して自分の気持ちを教師に伝えるシステムも導入しております。

これらの対策で得た情報は、職員会議において全職員で共有し、対応を検討しております。

心身に深刻な被害を生じさせるいじめは、未然防止が非常に重要であると認識しております。今後も教職員全体で児童生徒の見守りを継続しながら、保護者からの相談、養護教諭やスクールカウンセラーへの相談内容等を学校と教育委員会で共有し、いじめの未然防止や、早期発見・早期解消に努めてまいります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【2番：菅原アキ子議員】**

23年度、残念ながら小中学校で1件ずつあったと、だけれども既に解消されているという事で本当に良かったと思います。いろいろなアンケートを実施したり、未然防止のために学校でも努めておられるということで、その後、結果を全て全職員で共有されている、これからは絶対、大潟村ではないのではないかと、そのように願っております。

まず案件が解消されて本当に良かったと思いますし、学校では子どもたちが教室に入りたいと思える雰囲気にも日々努めておられると理解しておりますが、子どもと繋がりを持ち続けることが何よりも大切だと思います。教室に行きづらい子ども向けに空き教室などを利用している学校もあります。大潟村はどのように対応されておられるのでしょうか。

また、不登校の長期化が問題となっている要因の1つに、学校生活に対してやる気が出ないと答えた小中学生が、32.2%と最も多くなっています。低年齢化も目立つようになっていて、その背景には、幼稚園や保育園に通っていた時期にコロナ禍で集団生活を送る機会が減り、幼い子どもたちが我慢や忍耐の力を養えず、不満をうまく処理できなくなったのではという見方もあります。大潟村ではそのような心配はございませんでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

三浦教育長。

**【教育長：三浦 智】**

菅原議員の再質問にお答えします。

いじめが解消されて良かったというご発言がありました。本当に私もそう思います。しかしながら、今後もいじめは、いつでもどこでも起こるというふうな認識をしております。

そのいじめが起きないように、学校、それから教育委員会では常に対応をしていきたいということで、起こるかもしれないということを意識しながら対応していきたいというふうに思います。

また、教室に入りたいけど入れないというようなご発言がありました。現在のところ、別室登校というのは、中学校の方で1件あります。その場合には、本人とそれから対応する教員との間でまずコミュニケーションを取りながら、本人が居やすい場所を今のところ提供しているのが現状であります。

不登校に関しても、非常に学校、教育委員会としても重く考えているところであります。子どもの方で学校へまず行きたくなくなるような雰囲気づくり、それは主に、一番学校で過ごす中で多いのが授業時間です。こどもたちが授業で活発に自分が活躍できる場があるような授業を作っていければというふうに考えているところです。

また、どうしても教室に入れないという場合には、空き教室の活用というのはもちろん考えております。授業中でも時折、自分の気持ちが抑えられずに、なかなかみんなの行動ができない場合には、教員または支援員等を活用しまして、別室でのクールダウン等のことの対応は今もしておるところであります。

また、そのやる気が出ないというところに関しては、やはり学校に自分のやることがあるとか、やりたいことが自分でできるとかというような雰囲気をつくれるよう、学校、教育委員会ともに考えていければというふうに考えています。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【2番：菅原アキ子議員】**

先ほど、いじめの件数は各校に1件ずつあったと聞いたのですけれども、不登校に関しては、今現在はないというふうな理解でよろしいでしょうか。

それと、これから子どもたちが楽しい学校生活を過ごせますように、いろいろなところ、先ほど、教育長、これからもあり得るかもしれないということを念頭に、未然防止に努めていくという大変力強いお言葉をいただいたのですが、教育長の思いをもう一度お願いできますでしょうか。不登校に関してということと、お願いします。

**【議長：丹野敏彦】**

三浦教育長。

**【教育長：三浦 智】**

不登校については、現在中学校で1名ということで認識しています。ただ、昨年度は2名いましたが、うち1名の子は現在、別室登校で不登校という認識にはなっておりません。ただ、この不登校の子についてもですね、常に家庭との連絡、それから今はタブレットを

使ってネットでの授業参加を促しているところもあります。そのような工夫をしながら、登校できない生徒についても常に関係を切らさないようにしているところでもあります。

それから、不登校・いじめについても、やはりこれからいつ何どき起きるかわからない、子どもの心を十分に理解しながら、そこに寄り添えるよう対応していくことが一番重要かと思います。先ほども申しましたが、やはり子どもたちが学校に居場所があるということが、いじめも、それから不登校も未然に防ぐ一番かと思いますので、そのような活動ができるよう、学校の方を支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

**【2番：菅原アキ子議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、6番、菅原史夫さん。

**【6番：菅原史夫議員】**

6番、菅原史夫です。

私から3点質問させていただきますので、よろしくをお願いします。

まず1点目、少子化対策の要であるこども園の利用促進をということで、我が国は少子高齢化による人口減少が進んできております。特に少子化は顕著であり、11月5日に発表された厚労省の人口動態統計、これは概数ですけれども、今年上期の出生数は32万9,998人、前年比6.8%の減であり、年間では70万を割り込む過去最低の公算であるとのことです。

我が国では、第1次ベビーブーム期で270万人、第2次ベビーブーム期、これは1970年から74年なのですけど、年間約200万人の出生でありましたが、その後、急速に減少に転じ、10年ほど前には100万人を切り、この頃から減少の幅が大きくなってきています。

また地方ではその傾向が急速であり、本村もその例外ではなく、直近では約10人前後の出生数に留まっております。第2期大潟村コミュニティ創生戦略の目標値21人を大きく下回っております。これは将来の村の存続に関わる最重要課題であると強く認識しております。

人口減少の対策は、地域外からの移住・定住も併せて考える必要がありますが、移住・定住先を決める際に、住環境、仕事環境とともに、子育て・教育環境が大きな要素になるのではないのでしょうか。

そこで、特に子育て環境に重要な位置を占める、こども園施設について質問させていただきます。

①子育て世帯への経済的支援として、こども園給食完全無償化、3号認定の保育料無償化が必要と考えますが、当局のお考えをお聞かせください。これは昨年12月にも定例会で質問させていただいたのですけれども、その後、検討事項として挙げられておりましたので、

その辺も含めてご回答いただければありがたいです。

②「こども誰でも通園制度」、これは親の就労に関係なく、子どもを時間単位で預けられる制度が、令和8年から全国導入されるということですが、本村のこども園の対応はどのようになるのか、お聞かせ願えればと思います。

③入園要件で就業証明書や調査書の提出が必要となっておりますが、その理由をお聞かせください。

④通年土曜日保育の検討をとということで、平日と同じような保育サービスといいますか、そういうものの検討ができないか。

その4点について、まず質問させていただきます。

**【議長：丹野敏彦】**

三浦教育長。

**【教育長：三浦 智】**

菅原史夫議員の質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、大潟村もここ数年10人前後の出生数が続いており、今年度は12人の見込みとなっております。

少子化の要因についてはさまざまな意見がありますが、一般的には未婚化、晩婚化が挙げられております。村でもかなり前から結婚支援センターを設置し対策に取り組んでおりますが、結婚観、価値観の変化やプライバシーの領域に立ち入ることへの抵抗感など、取り組みは難しさを伴うものとなっております。

さて、1つめのご質問の、こども園給食費の完全無償化、3号認定の保育料無償化についてですが、令和7年度予算編成の際に検討したいと考えております。これについては、議会でも何度か実施を求める発言がございましたし、令和5年度に小中学校の給食費無償化を実施しておりますので、3歳以上児の給食費と、0～2歳児の保育料について、子育て支援策の1つとして検討したいと考えております。

2つめの令和8年度からの「こども誰でも通園制度」に対する村の取り組みについてですが、開始が2年先のため、詳細な取り組みについて検討し始めたところですが、制度開始に合わせて村でも実施していきたいと考えております。

なお、「こども誰でも通園制度」という名称から誤解されがちですが、誰でもフルタイムでこども園に預けられる制度ではございません。利用の上限が設定されるなどそれなりの制限があります。現時点の情報を見る限り、すでに大潟村で行っている一時預かり保育制度がそれを上回っており、村の保護者にとっては制度開始イコール、サービス拡充になるかは不透明といった状況だと言えらると思います。

3つめの入園要件で就業証明書や調査書の提出が必要とされている理由についてですが、子ども・子育て支援法では、こども園の2号、3号認定を受けるためには「保育に欠けているか」が要件となりますので、保護者が就労しているかどうかを確認する必要があります。

す。そのため証明する書類の提出を求めているものであります。

4つめの通年土曜日保育の検討についてですが、すでに土曜保育は希望があれば申請をしてもらい、受け入れを行っております。ただし、昼食の提供はできないため持参していただいております。

ご質問は、現在の通常保育が月曜から金曜に設定されているところを、拡充して月曜から土曜にできないかということですが、以前も申し上げたとおり、保護者アンケートでの要望は少なく、土曜保育の利用状況から見てもそれほどニーズがあるとは感じておりません。土曜保育については、現在の対応で十分足りているという認識でおりますので、拡充する予定はありません。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【6番：菅原史夫議員】**

ありがとうございます。

まず1番の、こども園の給食完全無償化と、3号認定の保育料無償化については来年度予算の検討でということで、かなり一歩前進かなというふうには思っています。まずありがとうございます。

9月議会の決算委員会の際の説明も受けたのですが、今現在、給食費の保護者の負担が令和5年度で、こども園で68万7,000円、こども園の3号認定の使用料については、371万4,000円ぐらいということで、この数字が大きい小さいかというのはいろいろありますが、負担できない数字ではないというふうには考えております。

これ以外に、今までも村も、国・県も含めて、所得に応じて助成はしているというふうには説明を受けていますし、それはそれで保護者の負担も軽減されているのは十分わかっておりますが、やはり冒頭に説明したとおり、この少子化というのは、なかなかこれはという妙手といいますか、決定的な策は正直言って無いと思っております。ただし、この結果が出るのも今すぐではなくて、何年後ということで、今から種をまいておかないとこの問題というのはなかなか解決しないのではないのかなというふうに思っております。

そういう中で、ぜひ前向きに7年度予算で検討していただければというふうに思います。これについては何とか前向きで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと2番目のこども誰でも通園制度、そうなのですよ、確かに令和8年から全国導入、今現在、試験導入ということで、秋田県の湯沢市、秋田県でも試験導入をやられてるというところはネットの方で見ました。

この辺について教育長もおっしゃったとおり、月の利用時間というものの上限が決まっています、今のところ10時間かというような形になっていて、今現在の村の一時預かりの方

が保育サービスの面では勝っているというふうな説明で、確かにそうだと思います。

ただこれは、この10時間以内、10時間を超えれば当然、一時預かりという普通の制度になるのですけれど、要はこの10時間を自由に使えるということで、保護者も家で育てているのだけれど、ちょっとした息抜きだとかいろいろな使い方ができるというふうな使い勝手が非常にいいのではないかとということで、この制度も1つにその目的があると、親の負担の問題ですね。

それとやはり子どもも、家で保育しているとどうしても親と子の関係だけの保育環境になってしまう、そういう中でやはり子どもというのは同世代とのやり取りで社会性といいますか、そういうものも育ていけるということで、その場合、家庭で保育していても、ちょっとした時間でもそういう中で過ごせるという、それも手軽にこの制度によって10時間以内は利用できるというような形で進めているみたいです。

そういう中で、やはり今度それを受ける方も、やはり非常に、不特定多数とは言いませんけれども、人数がでこひこしたり、いろいろ体制もあると思うので、この2年間のうちにその体制も、職員体制も含めて考えていかなければいけないと思うのですけれど、これについても村でも前向きに実施する方向で考えているということで、その辺についてもまずその方向でお願いしたいというふうに思います。これは答弁は要りません。

あとですね、③についての入園要件について、確かに教育長おっしゃるようにそういうふうになっているのですが、ただ、こども家庭庁のホームページを見ると、認定こども園は親の就業に関係なく誰でも通園できると、まず書いてあるんですよ、ホームページには。中身を見ますと、教育長がおっしゃったとおりなのですが、ただちょっとニュアンスが違っているのがですね、3歳児から5歳児というと1号・2号認定ですよ。3歳児から5歳児の場合の利用できる保護者というのは、要件なし、制限なしというふうに書いてあるんですよ。0歳児から2歳児については、共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育できない保護者というふうな要件になっていて、要項は確かにおっしゃるとおりなのですが、ちょっとこの辺が私自身が混乱していて、この辺はどうなのかなというので、その辺がわかれば教えていただきたいということなのですが、ただこの要件もこども園の要項で確かに書いてあるのですけれど、これは自治体でその要件というものを何かいろいろ緩和するということとはできないものなのですかね。というのは、やはり今働き方とかいろいろな形で変わってきていまして、やはり子どもを育てる上で、こども園というのは誰でも利用しやすい環境にしておいた方がよろしいと思いますので、この辺について、もし要件の緩和を検討できるような要素があれば教えていただきたいということです。

あと④についての通年土曜日、要するに土日も平日と同じような保育サービスができるような形でということで、ニーズが少ないというお話なのですが、ただいづれ、今も希望者にはやってらっしゃるので、こういうふうな形で月曜日から土曜日までできますよと

というようなものを出してくれば利用者もまた増えてくる可能性もあるし、またこれは移住・定住のときでも、結局土曜日休みの人もいらっしゃるかもしれませんが、違った形で働いてる方もいらっしゃる可能性もあるので、逆にそういうものを前面に出して、移住・定住を増やすといえますか、そういうようなものにも利用できるのではないかなというふうに思っています。

この辺については再度いろいろな方向から検討していただきたいのですが、それについてご答弁の方よろしくをお願いします。

**【議長：丹野敏彦】**

三浦教育長。

**【教育長：三浦 智】**

菅原議員の再質問にお答えします。

村の保育制度ですが、非常に複雑でありまして、私自身も一生懸命、今勉強しているところであります。

本当はパネルにしてくればよかったのですが、このような図を準備してきました。

《資料を提示》

保育に関しては、1号認定、2号認定、3号認定というふうな形であります。1号は旧幼稚園、2号は3歳児以上の保育園型、そして3号は0から2歳までの保育園ということで、1号認定に関しましては午前中だけです。ここは誰でも入れる、幼稚園の年がくれば入れるということで、午後1時半までです。午後の保育を満たすために村では一時預かり保育の幼稚園型というものを作っております。また2号認定に関して、3歳児以上の2号認定は6時半までちゃんと保育できるという状況、そして0歳から2歳号までは3号認定という形で、6時半までちゃんと見れるというような形で、全てを網羅できるようにしております。ただ、そこに申し込み等、条件等があるという菅原議員のお話で、その緩和については、これは県や国からの補助金等の関係もありますので、ここはちょっと調べないと私の方も明確に答えることができませんのでご容赦ください。

いずれ村では、全ての子どもたちに保育ができるような体制は一応整えているという認識で私はいます。ただ、保護者の方からも改善してほしい点などの要望があり、それについては随時変えられる範囲では検討しながら、より良い保育制度になっていければというふうに思っています。

保育に関して、私の考えとしましては、第一義的保育の責任者はやはり保護者にあるということ、そして親と子のコミュニケーションも重要であること、また菅原議員が言われましたように、同じ世代同士の関わりも重要であると、その辺を全て網羅していければいいなというふうに考えております。

以上です。

**【6番：菅原史夫議員】**

土曜保育の件は。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩します。

(午前11時41分)

(午前11時41分)

再開します。

**【教育長：三浦 智】**

土曜保育についてですが、先ほどもお話したとおり、現在でも一時預かりという形をとりながら土曜保育の方も行っているということは先ほど申し上げました。

また、村では季節保育としまして、5月に1ヵ月、それから9月後半から10月前半まで1ヵ月、その季節保育では保護者の要望もありましたので、今年度は秋も給食を提供しながら保育をしているところです。

そして季節保育を除いた土曜保育ですが、令和5年度の実績ですが、実際に利用した方は、2.1人というふうに出ていますので、これに対応しているところであります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【6番：菅原史夫議員】**

ありません。

次の質問に行きます。

2つめの質問は高収益作物振興の継続をとということで、本年産の米価はご存知のとおり大幅にアップしまして、生産者としては少し安堵している状態ではありますが、正直、なぜこれほど急激に高騰したのか、また一時不足したのか、その要因については明確なことがわからず困惑している生産者も多いのではないのでしょうか。確かに物価の高騰等を背景に生産費は増大していましたが、販売価格はそれに見合わない価格で長年推移していたため、米価が再生産可能な価格になることは、生産者としても喜ばしいことではあります。しかしながら、米の国内需要は確実に減少しているため、この急騰した米価の水準が今後とも維持されるのか不透明であります。

そしてこの米価大幅アップにより、村・農協が積極的に今まで進めてきた高収益作物の振興が減速するのではないかという危惧も持たれるところであります。

畑作物は一旦止めれば、再度取り組むことはなかなか難しい状況です。また、現在進められている国営かんがい施設更新事業のグランドデザインにも、高収益作物の取り組み拡大を謳っております。高収益作物の拡大振興に向け、生産者の動機付けのためにも、更なる支援策も必要と考えますが、当局のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の質問にお答えいたします。

村、農協が進めてきた高収益作物の推進は、農業所得の向上、複合経営によるリスク軽減等を図り、高い水準での経営の安定化を目的としており、十分な予算確保、事業実施を行ってきたと考えております。

令和6年度の高収益作物の生産拡大における施策は、「高収益作物生産促進事業」として、当該年度に販売する作物の種苗費を助成する「高収益作物種苗費等購入支援事業」、同じく当該年度に販売する作物の生産資材費を助成する「高収益作物資材等購入支援事業」、収入保険の加入に係る費用について掛け捨て部分を助成する「収入保険加入促進事業」、合わせて1,346万1,000円、「夢ある園芸産地創造事業」として、戦略作物の生産拡大等に必要な機械・施設等の整備費に対して746万6,000円を予算措置しており、今回の補正予算でもカボチャ栽培の施肥に用いるライムソワールの導入助成として94万6,000円を計上しております。

他にも、「民産学官連携による農業振興推進事業」において、タマネギを始めとした振興作物の調査、実証研究を県立大学等と連携して行っております。

また、令和6年度の産地交付金では、タマネギ、カボチャ、ニンニク、メロン、花きに対し、総額2,164万1,300円を交付する予定としております。

なお、村内の水田における令和7年産の高収益作物の作付け動向については、タマネギの作付けが約4ha減少する見込みではありますが、カボチャ、ニンニク、メロン、花き等においては、ほぼ横ばいになるとのことです。

今後も高収益作物の生産拡大を推進するため、まずは既存の事業を継続していく考えでありますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【6番：菅原史夫議員】**

確かに今も高収益作物に向けての様々な支援策、産地交付金も含めて、その他にも含めてですけれども、あるということは十分承知しております。それを非常に利用してやっていることも事実であります。

ただ実は、先週、先々週ですか。私もカボチャをやっているのですが、カボチャの生産組合の実績検討会というところに行きまして、カボチャの方の生産者が確か44～45名いると思うのですが、そのうち30～35名ぐらいの方が実績検討会にいらっしゃったということ

で、まずカボチャ生産について非常に熱心な方が揃っている組織なのですね。その中でいろいろな話、その他にも振興局だとか販売先の人たちといろいろな意見交換の場があったのですけれども、今までだったらそういう中で、今までステップなり空き地やハウスやっていたのを、来年度はちょっと面積を増やして圃場の方に移ろうかなというような方もぼちぼちいらっちゃって、ほぼ横ばいの面積と言いますけれど1ヘクタールぐらい今年は増えたと思うんですよ、昨年に比べれば。カボチャの1ヘクタールって結構大きいので。そういう中でこの前話している内容ですと、やはり米価が高騰といいますか、高値になっていて、来年産も何とか高騰は続くのではないかというような話が巷ではたくさんありますので、本来、圃場でやろうかなと思っただけで、どうしようかというふうに躊躇している方もかなりいらっしゃる。そこでまず1つ、ワンクッションがあるということが1点と、あと種子の注文ですが、確か8月で全部農協関係は終わったのですけれども、種子の注文でこまちを追加で頼むというふうなことも、今キャンセル待ちということをやっているということもあるそうです。つまり、やはりこの米価の今後の見通しも今のまま現状維持か、ちょっとぐらい下がっても高値なので、そういうふうに見越して、そういう状況の中でやはりこの高収益作物についてなかなか新規でということに躊躇する環境になっているので、やはりこういうところを前向きにさせるような何か政策というものを、特に今だから、来年度予算だから、ちょっとその辺が何か必要なかなというふうには私の方は思います。

先ほども申し上げたとおり、まず1回畑作をやめたら、気持ちの上でも、技術的な上でも、やらないですよ、まず。今までのことを見ると、特に手間がかかるやつはやらないというふうには私は思います。選ぶのは当然生産者なので、強制はもちろんできないですけれども、何かその辺の、動機付けするような策をこの予算に向けて検討する必要があると、今現在もある程度手厚いのですけれども、タマネギも実際問題、やはり今村長がおっしゃったとおり4ヘクタール、タマネギの全体の面積からすればそう多くはないかもしれませんが、やはり本来は3年間で100ヘクタールという話になっていたものが実際にはこういうふうな形になっているので、その辺はまた違った要因があるとは思いますが、いずれにしろ、この高収益作物についての村・農協の本格的な取り組みについての支援というものをやはり前面にもう少し出す時期なのではないのかなというふうに思います。

ですので、村長、再度その辺についてのお気持ちをお聞かせください。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の再質にお答えします。

まず、今回考えなくてはいけない部分というか、共通認識を持ちたい部分としては、今の急激な米価上昇に他の作物全てが合わせるということではなくて、やはり今までは主食

用米はどちらかというと再生産するのも厳しいような状況に置かれていたのが、それが回復したということで非常にいいのですが、それがずっと維持するかどうかというのはちょっと不透明なところもあるということをご認識いただいて、その上で今までやはり高収益作物については、栽培に取り組みやすい環境づくりも含めてかなり手厚く、リスク軽減という観点からも、産地交付金も5万円ほどというような値段設定をし、また、取り組みやすいように種苗費の補助とか、様々やってきております。今回のそうした今の主食用米の状況に合わせるようなことのためにやるということではなくて、今までのように、やはり初期投資をできるだけ減らしたり、またはリスクを軽減したりというようなことも総合的に含めて推進していく必要があると思っています。

また、今までカボチャ生産組合の方も、販売活動についても本当に積極的に取り組んで、非常に有利な単価を産地として認められているように、産地化がしっかりなされてきたと思っていますし、ぜひそうした状況は継続して行ってほしいと思います。そうした中でカボチャに限るとかなり反収も、まだ主食用米よりもだいぶいいので、そこはぜひ自信を持って進めていければというか、今までどおり村としてもしっかりと支援をしていきたいと思っておりますので、今回の主食用米の状況に合わせて、カボチャもさらに上げるということはなかなか難しい状況にもあるということもご理解をいただければと思いますが、引き続き、村としては昨年同様、また国・県の方もその都度いろいろ事業も出てくるかもしれませんが、そうした折には情報提供しながら、活用していただけるように取り組んでいければと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

私からは以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【6番：菅原史夫議員】**

わかります、その気持ちは。村長の話はわかるのだけど、別に米価が上がったからこちらでも上げてくれという話ではなくて、こういうときだからこそ、これに取り組む姿勢が、生産者としてはどちらがいいかという話になってきてしまいますので、楽な方に行くのは当たり前のお話なので、やはり心配しているのは、高収益作物、これは国営かんがい施設の方でも謳っているじゃないですか。これは期間は決めてないけれど、将来的には1000ヘクタールでしたか、そういうふうな形で謳ってしまっていて、やはりこういうふうなもので高収益作物をいかにして皆さんが取り組みやすいように拡大していくのかということをお考えが必要なのでそのための支援が、今このときは非常に不利な形だよと、選択する上では、別に米価に合わせてあげてくれと言う話ではなくて、ここで何かまたもう1つ、2つなければ、なかなか前に進みませんよということを今回言いたかったのですけれど、まず今の話もわかります。ですので、この支援も含めて、今年までの支援はまずは継続してい

ただいて、それでこの高収益作物が取り組むことがどれだけ生産者にとって利益になることかということも併せてね、当局なり、農協も含めてその辺をもうちょっと生産者にアピールしてもらおう方策というものをまず考えてください。

それについて、一言お願いします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の再々質にお答えします。

まず高収益作物の面積拡大というのは、将来的には各農家の経営にも確実に資するものだと思っていますので、国営事業のそういう要件があるからやるだけというのではなくて、農家の経営を考えたときにも必要だと思っていますので、そこは引き続き、推進をしていきたいと思っています。

そうした中、タマネギについては、残念ながら4ヘクタール減るということで、もうすでに苗を植えたので、それはベト病の要件もあって、水張りによる除菌が必要だというような要素とか、いろいろ組み合わさったところも大きいかと思います。

カボチャについても先ほど菅原議員がおっしゃったような、少し関心が薄れてきている農家もいるようだというようなこともあるようですが、そうした中で今までどおりの形で進めていくことをまず前提としながらも、国や県から何か新たな施策等があるのかどうかもちょうとわかりませんが、総額では農業予算は1%ちょっとだったか増やしたということもありますので、村として活用できる部分がもしあるとすれば、そうしたことも含め、また加工米から主食用米に代わる部分というのはある程度はあるのかなと思っています。そうしたことも含めながら、特に畑作における高収益作物というのは、やはり非常に重要だと思っていますので、何ができるかというのは少し検討させていただければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

私からは以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

ここで、暫時休憩いたします。再開は午後1時半といたします。

(午後0時02分)

(午後1時30分)

再開いたします。

質問3に移ってください。

菅原史夫さん。

**【6番：菅原史夫議員】**

それでは3つめの質問に移らせていただきます。

2027年蛍光灯生産輸出入禁止についてということで、水銀に関する水俣条約に基づく国

際的な規制で、2027年9月末までに蛍光灯の生産流出入が完全に禁止されます。

蛍光灯は生活に非常に身近なもののため、住民生活はもとより、企業にも様々な影響があると懸念しております。

そこで、

①村も役場庁舎のLED化はすでに行っていますが、他の公共施設の状況はどのような状況なのかお尋ねします。また、未更新のものはどのような計画で進めるつもりなのか、お答え願えればと思います。

②中小企業等には補助金があるようですが、村内事業者への周知は考えているのか。

③村民への周知も必要と考えます。実はこれをわかっている人はいるのですが、なかなか浸透してないような感じがします。広報等で掲載するなど、周知の方法を検討する必要があると思います。

ご答弁の方よろしく申し上げます。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の質問にお答えいたします。

はじめに、公共施設のLED化についてですが、役場庁舎や議会棟などの一部の施設では、すでに施設全体でのLED化を実施しております。その他の公共施設においては部分的に実施している場合もあるため、今一度、各施設の状況を確認しながら、適切な更新を進めてまいります。

小中学校、公民館、体育館、産直センター、博物館などの大規模施設については、脱炭素先行地域事業の3分の2の補助を活かし、財政負担の軽減を図りながら、脱炭素先行地域の指定期間である令和8年度を目処に順次実施していく計画です。その他の公共施設についても状況を確認するとともに、可能な限り事業計画に盛り込み、脱炭素先行地域のメリットを活かしながら実施していきたいと考えております。

2点目のLED化推進の支援制度についてですが、本年度は資源エネルギー庁が「省エネルギー投資促進支援事業」を実施しており、この事業を中小企業が活用した場合、LED照明を含めた省エネルギー設備の導入費用の3分の1以内、限度額1億円の補助を受けることができます。あらかじめ定められたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表された指定設備へ更新することが条件となっています。今年度は既に予算を超える申請があり、現在は公募が行われていません。

3点目について、来年度に向けて国の政策の動向を確認し、広報や大潟村公式ホームページ等で情報を発信したいと考えております。LED照明の導入は、CO2の削減や電気代の節約に有効な手段となりますので、村民に対しても広報を中心に情報発信を行う予定としております。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。  
菅原史夫さん。

**【6番：菅原史夫議員】**

ありがとうございます。

まず①は、特に公共施設の中で大きな施設に関しては、脱炭素事業に絡めてやっていくということなので、あとはそれ以外についても事業を精査した上でやっていくということなのですが、これはこれからということですよ。今までこれは手をつけてなくて、これからやっていくというふうな理解でよろしいのでしょうか。

あと②については、おっしゃったとおり補助事業はあったのですが、需要が多くて予算の関係で募集はすでに終わったということなのですが、その支援事業があること自体は村内各事業所への周知というのは、とりあえずは村としてはしていなかったという理解でよろしいのか。あとは、村民への周知についてもこれから行くと、今までは行ってなくて、これから行うという理解でよろしいのか。

その辺をもう1回、お知らせください。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の再質にお答えします。

まず公共施設についてですが、今年、小中学校のLED化に向けた設計をやっているところ。来年度実施するというので、その他施設についても先ほど述べた大きい公共施設については脱炭素計画の中でやる予定にしていまして、来年度設計というようなことになろうかと思えます。

また、その他の施設についてもこの事業に沿うのであれば、可能な限り脱炭素先行地域の計画に載せていければなと思っています。

また、村内企業や村民への周知についてですが、今までは十分行われていない状況でありますので、来年度からはこうした情報提供も進めていきたいと思っております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。  
菅原史夫さん。

**【6番：菅原史夫議員】**

わかりました。まず村民が、あとは村内企業も含めて混乱しないようにお願いします。

1つ確認なのですが、この脱炭素事業に絡められるかどうかというお話なのですが、脱炭素事業にこのLED化というものを絡めるのは、事前に計画の中でどの施設にというふ

うな話があったと思うのですが、それに追加できるというふうな理解でよろしいのですか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の再々質にお答えします。

まず現時点で地域計画に載せている施設として、公民館、小中学校、診療所、村民センター、体育館、道の駅、博物館、保健センターというようなことで現在は上げているところ。先ほどもお話をしましたように、各施設がどの程度LED化して、部分的にしている場合もあったりして、その他施設の状況でそれをやることでの削減率とか量とか、そういったことも条件になってきますので、調査した上で計画変更という形で挙げられるのであれば挙げていきたいというようなことであります。

以上です。

**【6番：菅原史夫議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、10番、大井圭吾さん。

**【10番：大井圭吾議員】**

10番、大井圭吾です。

まず質問1つめなのですが、秋田県立大学との提携事業についてということでお伺いしたいと思います。

村内には秋田農業短期大学の時代から引き続いて、今、秋田県立大学の施設、学生寮や農業関係の施設がありますが、市町村内に大学があるというのはそれほど多くはないということで、これは大潟村にとっても非常に貴重な存在と言っていると思います。現在多数の学生が村内の農家で、主に種まきや苗積み、春作業のアルバイト等を担っており、学生は農家での作業体験やアルバイト代を得ることができ、農家の方は人手の必要なときに労働力を見つけることができるというお互いの良い関係が築かれているかと思えます。

さらに干拓地独特の土壌の調査や、村の農業等において県立大学の先生方の協力を仰いでいることも多いかと認識しております。

まずここで、改めてになると思うのですが、お尋ねしたいのが、今までどのようなスタンスをもって村と県立大学が関係性を築いてきたかということをお伺いしたいと思います。

そして村としては、これから先も関係は続いていくと思うのですが、どういうふうに連携体制を築いていくと考えているかということをお伺いしたいと思います。

そして、その上でなのですが、せっかく学生がいて、学生が大潟村に住んで、そのまま村から離れていくということは非常に何か残念というか、勿体ないなという気持ちが

あって、今村の人口減少が進んでいる中で、せっかく村に住んでくれた学生を毎年数名でも、僕はこれは1名でもいいと思うのですが、村に残ってもらえるような方法を考えてみてはいかがかと、例えば大学と提携したプロジェクト、学生を巻き込んだプロジェクトを進めて、その学生が卒業後も村に残ってプロジェクトを進めて、そのまま独立して何か営農を始めるとかそういう機会を作ってもいいのではないかと思っているのですが、その辺について、村の方のお考えをお伺いしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

大井議員の質問にお答えします。

秋田県立大学との連携に関しましてですが、ご承知のとおり、秋田県立大学の前身である秋田県立農業短期大学が本村に設立された昭和48年以来、農業立村大潟村とは様々な面において繋がりを持たせていただけてきました。教員との農業に関する研究や指導をはじめ、学生にとっては、議員も言われたとおり、農作業の体験も含めた農業アルバイトや、また大学として、研究フィールドとしての大潟村農業への関わりなど、一例を申し上げれば、昭和50年代より現在の大規模農家経営実態調査に関わっていただき、現在も継続して調査を行っていただいております。また、昭和60年代から平成12年までは田畑複合経営の確立に向けた実証など「トライ21世紀事業」への協力、そして平成20年度には秋田県立大学と連携協力協定を締結し、現在は畑作等振興実証研究において6事業で実証研究をしていただいております。

また、農業政策面のみならず、村づくり計画、環境施策、脱炭素事業など様々な面においてご協力をいただいております、連携協力が更に深化しているところです。

これからの連携体制の方向性ということでは、現在の連携協力協定を基本に分野を問わず、秋田県立大学と本村のwin-winの関係を構築し、加えて県立大学大潟キャンパスの学生寮には約240人の学生が住んでおりますので、村としても積極的に地域活動や村づくりに参画をしていただくため、若い力を地域に呼び込む環境づくりに努めていきたいと考えております。

そこで、議員ご提案の施設園芸による周年栽培プロジェクトですが、農業振興、人口減少対策も含め、描く姿としては大きな魅力があると思います。これを施策として実践するにあたっては、県立大生も含めた外からの新規就農へのニーズや意識はどうか、また、農業用施設あるいは農地の確保について、更には農業経営者としての実践研修など、農業経営面、また生活面においてもサポート体制を構築することも必要であると思います。

政策形成過程においては、村のみならず、県立大学、秋田県、JA大潟村など関係機関での連携協力も不可欠です。

以上の点も踏まえ、総合村づくり計画で検討したいと思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

大井圭吾さん。

**【10番：大井圭吾議員】**

村長の方からも非常に前向きに考えているということで、もっと村の方に取り組んでいただき、これからまたいろいろ検討していったって、村との関係を深めていただければと思いますが、私、施設園芸を担ってもらおうということを書きまして、前回の議会のときもバイオマスの暖房を使って何か施設園芸の方で周年でできるものをやれないかというアイデアもあったのですが、それに続き、学生を巻き込んでやるということでここに施設園芸と書いたのですが、施設園芸であっても土地の問題が一番大きく出てくると思うのですが、あとは畜産関係とか、6次産業とか、もしくは飲食店や小売りとか、そういう部分でも学生を巻き込んで、彼らがスタートアップとかベンチャーで何か取り込めることとかもあるのではないかという感じに思っていますので、もうちょっとあらゆる面から学生を引き込んで、学生にもこの村で住みたいという魅力ある部分をもっとアピールしてほしい、やってほしいなどは思っていますので、そこら辺はどんなものでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

大井委員の再質にお答えします。

県立大学の学生のこうした取り組みに、大潟村で将来は就農できるようなことができないかということをも含め、実は、地域おこし協力隊活動をしながら、村で本人の研修であったり農業に関わることをしながら将来村で就農に繋げていけないとか、または他大学の学生では、今の農業人口減少、要は農家担い手不足の中で、学生が将来、担い手になれないかというようなサークルがあったりと様々ありますので、そういったことをそういったいろいろな事業も含めて、将来大潟村で後継者以外で農業に従事できる、または農家として自立できる、そういったことはぜひ具体的に検討を進めていければと思っています。ただ、議員がおっしゃったように、土地の問題や施設の問題など様々な課題もありますので、ここに書かせていただいたように、総合村づくり計画の中でしっかり位置づけて取り組んでいければなと思っていますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

大井圭吾さん。

**【10番：大井圭吾議員】**

総合村づくり計画には非常に僕も期待してるものがあるので、今後の少子化対策に対しても十分なアイデアを入れていってほしいと思っています。

あとは田んぼとか、今まで話されていると思うのですけれど、離農される方がいて、辞めた人の土地というのは今までは他の農家の方が買って耕作するという形で今続いてきていると思うのですけれど、このままの流れでいくと何十年後と言ったらあれですけれど、大規模な農業法人ができて、1経営体が100町歩やって従業員を雇ってという経営がいくつも村の中でも出てくる状態になるのではないかなというふうに思うのですけれど、そうなってくるとやはり人口が減ってくるという部分もあるし、辞める農家にしても自分の経営を何とか、自分の子どもは継がないけれども別の人に継いでほしいとかそういうふうな感じで、よく商店とか中小企業の第三者継承とかそういうふうなものもあると思うのですけども、大瀧村の農家でもそういう第三者継承みたいな感じで農業を辞める人に対して、県立大学の学生に限らず何かそういった感じで、そうして継承する人が村に住めばまた人口維持というか、減少を少しでも食い止める形になるのではないかなと思います。そういう部分でも村の方で少し、第三者継承とかそういう部分をやりやすいようなシステムを考えていただければと思いますがどうでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

大井議員の再々質にお答えします。

先ほどもお話したように、例えば地域おこし協力隊で来て、学生が卒業してからでもいいですが、どこかの農家で研修を兼ねながらとか、そういうこともあり得ると思います。そうしたとき、引き受ける農家側とも事前に、将来的にはこういう可能性もあるということも周知することで、もしかすると、将来そうやって実際に働いてみたり、一緒にやってみて、若者であれば将来自分のところをというようなことになり得るかもしれませんし、実際、瀧上市ではそういう事例が今ありまして、県大の学生がアルバイトで行ってる中でそういう継承の話になって、多分、今一緒に農業をやっていると思いますし、将来はその子にというようなことで一緒に農業をやっていると思いますので、村の中においてもそういう機会をつくるというようなことも大事だと思いますので、いろいろな国の制度もあるのでそういったものをうまく組み合わせながら、来る側にもあまり負担なく、受ける側にもあまり負担なく、しかしちゃんと効果が出るような形で取り組んでいければなとも思っております。

いずれ、ますます農業に関わる人が減ると統計上はなっていますので、大瀧村だけでもしっかりそうした後継者が、子ども以外でも村で農業をやりたい、またやれるような環境づくりということはぜひ考えていきたいと私も思いますので、一緒にいろいろなアイディ

アを出してもらえればありがたいと思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問に移ってください。

大井圭吾さん。

**【10番：大井圭吾議員】**

では次の質問ですが、令和7年度、来年度の米作付けに対する村の考えについてお伺いしたいと思います。

今年はスーパーやお米屋さんなどで、小売店から売る米がなくなるという、去年の段階では全く予想ができていなかった事態になって、マスコミでは令和の米騒動と騒がれ、米価も今までに経験したこともない値上がり率となって、今後米を取り巻く環境が大きく変わっていくのではないかと予想する人がいるのもあながち間違いではないかというふうに思われます。このような昨年とは大きく変わった急展開の状況下で、来年何を作付けするかと決めるのは例年以上に悩ましくて、まだ決めていない村の農家も多いかと思われます。

国の政策は長期的な視点から補助事業等を立てているので、今年こういう状況だから今すぐ政策が大きく変わるということは考えられませんが、この機会ですので、来年度の米の作付けについて、農家としては少しでも、何かしらの作付経過を決める情報が欲しいと切実に思っているところがありますので、現時点で村で考えている数年先を踏まえた農家の利益となるような作付形態について、予想の部分も多いかと思いますが、ご説明いただければと思います。

お願いします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

大井議員の質問にお答えします。

令和7年度においても、水田活用の直接支払交付金に加え、水田リノベーション事業の後継事業であるコメ新市場開拓等促進事業（通称：米リノベ）及び畑作物産地形成促進事業（通称：畑リノベ）は継続して事業実施があるものと見込んでおります。

令和6年度においては、加工用米についてコメ新市場開拓等促進事業が不採択でありました。大規模産地として、もち米加工用米の実需者へ安定した供給を継続して行えるよう、村としても加工用米の作付けは維持していきたいと考えておりますが、大潟村のような大規模産地が事業採択において不利になっている現状がありました。先般、国へ事業採択要件緩和の要望書を提出し、大規模産地が不利にならないよう前向きに検討していただけると回答をいただきましたので、村としても継続して事業申請を行うことを考えております。

どのような作付け形態が有利であるか、現時点で明確な回答を出すことは難しいのです

が、全てを主食用米にしてしまうと米余りが発生し価格の下落に繋がってしまいますので、長期的なスパンを念頭に、安定した農業経営を行えるよう、村としては主食用米を主体としながらも麦・大豆の戦略作物、カボチャ・タマネギなどの高収益作物や加工米との複合経営を柱とした農業施策を展開していきたいと思っております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

大井圭吾さん。

**【10番：大井圭吾議員】**

ちょっと単純な質問というか、あれなのですけれども、例えばもち米を作って加工米にしないで主食で作った場合と、来年、加工米で作った場合、リノベーションで補助とか、金額はまだ決まっていないと思うのですけれども、そのような場合の差額の見込みというものは、どういうふうに考えているのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

大井議員の再質にお答えします。

国の方に行った折にいろいろ意見交換をさせていただきました。その中で今加工用米の、先ほど言ったリノベ含めた補助制度をさらに拡充できないのかということも話をさせていただいたのですが、国の方としては、主食用米の値段が上がったり下がったりしたからといって、急に制度を変えることはないということを確認に話をしていました。その中でやはり、市場として主食用米が上がっている以上、加工用米の原料単価も上げてもらう交渉をしなければいけないのではないかとということでの話でありました。

また村内の方針作成者、加工用米等を扱っている事業者とも意見交換をしまして、そうした事業者においても、やはり原料価格については引き上げる方向で今話を進めると伺っています。

具体的にいくらになるとは今の段階では言えませんが、今までどおり、加工米とさらに交付金を合わせ、さらに加工米としての出荷数量を超えた部分は主食用米として販売するような組み合わせの中で、今の主食用米の単価並みになればなどは思っているところです。

いずれ、国としての方針を明確になっていますので、それを踏まえて、やはり原料米としての価格交渉というところが大きくなるかと思っておりますので、大湊村が今までしっかり作ってきたもち米を中心とする加工用米というのは非常に大きな産地として認知されていますので、そういった点も大事にしていければと思っておりますし、農家の皆さんにおいてもそういったことも考慮しながら、長い目で見て判断をしていただければと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

大井圭吾さん。

**【10番：大井圭吾議員】**

ありがとうございます。村の方も国に要望を出されて頑張っていたいただいていると思いますし、村の米を扱っている業者さんとも連携をとりながら、これからやっていただけたと思いますので、村の農家の人が安心して米を作る体制を今後もお願いしたいと思います。

終わります。

どうもありがとうございました。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、9番、三村敏子さん。

**【9番：三村敏子議員】**

9番、三村敏子です。

はじめに、診療所を建て替えし、整骨院の併設をということで質問いたします。

議会の委員会でも、診療所が老朽化しており建て替えしていただきたいとの要望があることを聞いています。診療所は昭和46年、1971年に建築され、すでに50年以上経過しています。平成29年に策定された公共施設等総合管理計画では、建設後50年以上経過しているものについては建て替えの時期が近いので、大規模改修は行わず、60年を経た年度に建て替えることを仮定して更新費用が試算されています。令和3年に作成された公共施設等個別施設計画では、診療所の法廷耐用年数は39年となっています。

村民からは、村に整骨院があればと要望されています。診療所を建て替え、整骨院スペースを併設し、開業される方を募集してはいかがでしょうか。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の質問にお答えします。

現在、大瀧村診療所につきましては公共施設等総合管理計画に基づき、屋根や外壁の塗装工事を一定の間隔で実施し、管理しているところです。さらに、突発的なものを除き、年度の当初予算においてその他の修繕に関する予算を措置しています。

ご指摘の診療所の建て替えにつきましては、隣接する保健センターも昭和57年に建設され42年を経過していることから、医療エリアとして双方の機能を有する一体的な施設とすることが望ましいと考えています。

しかしながら現在は体育館の増設等、その他の公共施設との兼ね合いもありますので、

財政的にも既存施設をもう少し修繕しながら活用していきたいと考えております。

また、村民から整骨院があればという要望があるということですが、整骨院自体は施術所であり、事業者が開設するものと考えておりますので、相談があれば対応してまいりたいと思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

三村敏子さん。

**【9番：三村敏子議員】**

3月議会の予算特別委員会において、副村長から個人的な考えとして、国営かんがい事業の負担金が20年後にはかなりの負担になるので、それまでに償還を終わらせるように体育館を優先し、診療所や保健センターの建て替えを喫緊に考えていかなければならないと思っている、とのことでした。

村で開業されている整骨院が閉じられてしまって村に整骨院がない状態です。村民から整骨院というのはもう必要不可欠、今までここにあったわけですから、それがなくなってしまうので。歯医者に関しては本当に今開業されて、ありがたいことに本当に忙しい時期でもいつでも見ていただけるということで、整骨院も歯科医院も1回通えばいいというわけではないことが多いので、通う回数が多くなるということが多々あると思います。整骨院が村にあれば本当にありがたいと村民から要望されているわけです。

喫緊に建て替えを考えなければいけないという副村長からのお話もあったので、もしそうであるとすれば、そういう際に村民から要望されているそういう整骨院を開業できるようなスペースがあれば、開業を考えられる方もいらっしゃるのではないかと思います。いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の再質にお答えします。

当初、体育館も建て替えを想定していたのですが、急激な建築費の高騰で、まず増築という形に切り替えたところでした。非常に今新しい建物を建てる難しさというものがあるかと思います。

先ほども話をしたように、今のところ保健センター、診療所等も長く使う形で維持したらどうかということで考えているところです。

そうした中で、卵が先か鶏が先かではないのですが、場所を整備して募集するというよりは、そうした整骨院で開業したいという方がいるのであれば相談に乗っていききたいとは思っていますし、またかわた歯科医さんもいろいろ相談に乗りながら、今の場所に落ち着

いてますので、そうした方がいれば、ぜひ相談に来てほしいということで話をさせていただければありがたいです。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

**【9番：三村敏子議員】**

本当に高齢になってくると、なかなか足が痛いとか、腰が痛いとか、肩が痛いとか、本当に整骨院があればと思う方が多いと思うのですね。そういう村民の要望を何とか叶えてあげられればと思いますよね。ですから、そういう方がいらっしゃったら相談に乗りながらということですけど、村としてはそういう整骨院があればいいなという希望を情報発信として出していくとか、何か、どうすればそういう整骨院の方に来ていただけるのかというようなところを検討していただくことはできるでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の再々質にお答えしますが、なかなか経営ということもありますと、村としてしっかりその経営が成り立つか成り立たないかという判断は非常に難しいところがありまして、そういう点から村が積極的にというのはなかなかやりづらいというか、大瀧村において開業したいという方がいれば非常にやりやすいと思いますし、整骨院という限られたスペースなり限られたものでの公募というのはなかなかしづらいような感じがして、空いたスペースに、何でもいいという言い方も変ですが、新たに起業したりすることはやりやすいのですが、整骨院に限るというようなことだと非常に難しい面もあるような気もしていて、ぜひ関心のある施術者の方に、もし相談に来ていただければ具体的にいろいろなご相談に乗れると思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問に移ってください。

三村敏子さん。

**【9番：三村敏子議員】**

次に、住区自治会の運営方法と住区花壇のあり方について、質問いたします。

住区花壇については、花いっぱい運動ということで、6月定例会で菅原アキ子議員が一般質問され、第3期総合村づくり計画を作成される際に検討していきたいとの答弁でした。その後も村民から、住区花壇のお世話について半強制になっているように感じ、一人暮らしや高齢者のみの世帯にとっては、つらい状況になっているとの訴えがありました。また、

一人暮らしの高齢者の方からは、住区費が高いのでどうにかならないかとの声もありました。これはいずれも女性からの声です。

県の男女共同参画社会推進事業においては、自治会の役員に女性が少数であり、女性の意見が反映されにくい状況である事等が課題となり、女性役員が活躍している自治会の紹介や講演を行っています。村でも自治会の女性役員を増やした事例を大館市の町内会会長を講師に勉強しましたが、あいにくコロナ禍であり、参加者が非常に少なく残念でした。

村の自治会運営で課題と思うのは、総会に女性が出席している住区が少ないこと、住区の主な役員に女性が入っていない場合が多いこと、役員任期が1年で輪番制のため、課題が熟議されにくいことがあげられると思います。

自治会活動等、村づくり計画で話し合うとの答弁は、他の課題を質問した時もたびたび聞かれる答弁ですが、村づくり計画は広範であり、熟議できる場とはなっていないと思います。自治会運営について村長はどのようにお考えでしょうか。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の質問にお答えします。

少子高齢化や世帯構成の変化などから、自治会の状況も変化してきております。花壇については暑い夏が続いていることもあり、近年、他の自治会からも負担感が大きくなっているとお話を伺っております。花壇については、当面の間、自治会の状況に合わせ面積や植栽本数を減らすなど、無理のない範囲での実施をお願いしたいと思います。

住民のほとんどが同じ職業、同じような世帯構成でスタートした村の自治会ですが、冒頭に述べたとおり状況が変化してきており、自治会活動に関して様々なご意見があることは承知しております。一方で、自治会はいわゆる地縁団体として地域コミュニティの中核を成す組織であります。防犯や防災に係る共助の機能や住民同士の交流の機会の確保などをはじめ、重要な役割を担っていただいております。今後も継続していく必要があると考えております。

そのためにも、課題を洗い出し、検討していく必要があります。昨年は自治会長へのアンケートの他、自主的にアンケートを実施した自治会もありました。そうした意見と併せ、より広く意見を伺うために村づくり計画のワークショップの中での議題の1つとして取り上げていきたいと考えております。村づくり計画の中で自治会活動の在り方をすべて検討するというのではなく、ワークショップを意見聴取の機会として活用させていただいた上で、自治会長連絡協議会などでの議論も踏まえ検討していきたいと考えております。

ちょうど一昨日、自治会長連絡協議会がありまして、非常に今、世代も若返っている方々が自治会長としてしっかり出席していただいているところですので、そういう意味では

大変心強く思ったところです。

引き続き、村としても村コミュニティの基本は自治会にあると思っていますので、大事に、また皆さんの意見を取り入れながら進めていければと思いますので、よろしく願います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

三村敏子さん。

**【9番：三村敏子議員】**

私の記憶の限りでは、総合村づくり計画策定において検討すると答えられているのは、墓地の合葬墓について、生態系公園について、住区活動について、八郎潟干拓碑の整備、先ほども村づくり計画で検討するという答弁がありまして、私はてっきり計画の審議委員会で話し合われるには時間が足りないと思っていたのですけれど、これはもしかして庁内で話し合うという意味だったのかなと、熟議するというのは庁内で熟議して、それで提案として審議委員会の方に出していくということだったのかと、どういうことだったのかなと、私が勘違いしていたのかなと、その辺りはどうなのでしょう。

それから今回、女性が役員に少ないとか、総会に女性が入っている住区が少ないとか、その女性の視点が足りないのではないかとということ、どのように考えているかをお尋ねしたつもりだったのですが、「村民から実際に花壇の担当は女性だけれど住区総会に出るのは男性なので、男女で話し合える場があるといい」とか、「どうしても話し合っほしいことがあったときは、数人の女性で総会に出席したこともある」と、私もそうでしたけれど、どうしても住区のことでも話し合っほしいことがあるときは、お願いして住区の総会に混ぜてもらったということがありました。

女性が入ること、どういうことで女性が入らないかとか、そういう地域の女性リーダー育成事業アンケートというものを県の方で行っているのですが、自治会・町内会の会長に女性になることが難しい理由というのは、女性自身の意識、やはり意識が、女性はサポートする側に回るという意識がまだまだ抜けない。自分がリーダーとなって物事をやっていくという意識だと思うのですけれど、女性の意識が最も多くて、その中でも女性が会長になった場合のメリットとしては運営に多様な視点が生まれる。女性の参画により、何が活性化する活動になるかとの問いには、福祉関係が一番多いのです。自治会の福祉関係の点というのは一番、今、高齢化社会になっていますので、除雪であっても、それから一人暮らしの方とか、それから福祉の介護の方もどんどんと国の方の基準が厳しくなっていますので、助け合いとか、生活支援体制の方では、もしごみ出しができなくなったときにどうするかとか、そういうようなことも話し合われています。基本は住区でどのようにしていくかというようなこと、そういう話し合いの中に女性が入らない。入っている住区

もあるのですけれども、総会に女性が、それが入っていないということが非常に問題なのではないかと思っています。

今回、全国町村議会議長会が発行した、議員に女性のなり手が少ないという中の対策の1つとして、自治会等における女性の役員登用をまずするという事として、兵庫県小野市の取り組みが紹介されていました。この取り組みは、女性役員を登用した自治会に対しては補助金を交付するという、これは本当に画期的だなと、自治会に女性役員を登用するというのはなかなか、言っても今までの慣例で輪番制になっていて、もう順番が決まっていて、役員のなり手が無いという不安はない。心配はないのですけれども、そこに女性が入るといことが本当に難しい村になっていると思います。こういうような取り組みを行っている自治体もありますので、どうしたら女性の意見がコミュニティの自治会運営に反映させることができるか。反映させたことによって、福祉関係であったり、自治会の花壇のことであったりもそうですが活動が活発化していくというか、熟議もされていくのではないかと思います。女性が参画していくということに対しては、どのようにお考えでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の再質にお答えします。

まず住区役員に女性が少ないということで、総会にも出られないということですが、うちの住区は確かに男が役員ではあるのですが、必ず夫婦で役員会に出ることにしていて、そこに出た女性は活発に意見も出して、特に女性がどうこうということは感じませんし、総会にも出ていますので、それぞれ住区によっていろいろやりようはあると思うのですが、ただ、先ほど議員がおっしゃったような女性が役員をしたところに補助金を多く出すようなことはちょっと当分、まず現状の中でそれぞれの住区ができるだけ女性も参加しやすい形をとってもらえればなと思います。

また、いろいろな役員会、自治会からいろいろな会議に出てもらう人の推薦もしていただいています。結構女性の方がそういうことでは多く協力してもらって出ている状況もあります。ですので、そんなにそんなにという感じはしていますが、ただ先ほども話をさせていただいたように、総合村づくり計画の全体の中のワークショップという場で、さらにいろいろ発言しやすい、このワークショップも部門ごとに設けたいと今考えています。ですから特にその自治会のありようとかそういったことについては、ワークショップの1つのテーマというか、その会議がテーマを持った形で、全体で協議するのではなくて、それに関心のある人たちが協議できたらなと思っています。そこで決めるということじゃなくて、先ほど言ったように、いろいろな意見を出してもらって、少し整理して、最終的には計画に盛り込むことも併せて自治会長連絡協議会の中でも少し議論をしていければな

と思っています。

いずれ先ほども言ったように、村コミュニティの最も基本的なところで、そこは本当に男女ともに暮らしているわけで、いろいろな女性の視点でのご意見というのはどんどん出してもらって、より良い形で活かせればなとは思っていますので、どうかよろしくお願いします。

**【9番：三村敏子議員】**

村づくり計画で検討するというのは、庁内で検討するということだったのでしょうか。

**【村長：高橋浩人】**

いや、村づくり計画という全体がある中でワークショップをやることにしていて、そのワークショップでいろいろな意見を出していただいたものを計画に反映できたらなど。

**【9番：三村敏子議員】**

墓地、合葬墓のこととかも。

**【村長：高橋浩人】**

いろいろ、それぞれ、どれをどう振り分けるかというのは。ただ墓地は墓地で検討するワークショップのようなものが必要なのかなとも感じております。

**【9番：三村敏子議員】**

いくつぐらい、5つか、6つぐらい。

**【村長：高橋浩人】**

ワークショップも何個立ち上げるかはまだ決定はしてないのですが、いろいろな分野別に議論を深めやすい形でやれたらということで今計画していますので、よろしく申し上げます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

**【9番：三村敏子議員】**

東2-6だけ女性が参加していて、私が聞いた範囲では他の住区では女性が参加している住区は聞いたことがないです。

私が聞いた範囲では東2-6だけでした。東2-1も入っていますか。でも、主な役員には多分女性はあまり入ってなくて、住区長はほぼ男性ということですので、意識、もうそういうものだという意識できてしまっているのも、女性も自分が役員になるとか自治会長になるとかという意識が全然ありませんので、その辺の意識をどのようにして変えるのかというためには、もう一昨日、自治会の会長会が終わったそうですけれど、自治会の会長会とかで女性役員が入ったらこんなふうに自治会活動が変わりましたという素晴らしい講演とかありますので、その自治会の会長会とか特に、意識を変えるためには、女性もそうで

すけれど、その自治会長にも女性が入るとこういうふうになるのかとかいうことを、村がどのようにしてその意識を変えてもらうかということが大事ではないかと思います。

村民の方から訴えられたのは、住区の花壇のことに戻りますが、半強制になっているというのは自分の住区でも1軒から最低1人は出るみたいな、全然それが決まっていることでも何でもありませんけれど、みたいな感じで花壇の作業をしていますので、それがやはり半強制に感じてしまうというところがあると思うので、そういうところが無理なく、高齢になればなるほどそういう作業が大変になりますので、住区の方たちに作業が大変と思われる方は役員の方にお知らせくださいとか、やれる範囲の住区の活動に参加するというところでいいのですよという認識にしていかないと、みんなから何と思われるかと思って無理してでも出てしまうので、半強制と感じてしまうということであると思うので…

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩します。

(午後2時44分)

(午後2時44分)

再開いたします。

三村敏子さん。

**【9番：三村敏子議員】**

女性の参画を進めるということについてはどのようにお考えかということと、半強制と感じている村民もいるということに対して、村としてはどのようにお考えでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の再々質にお答えします。

まず住区役員に女性がということですが、それぞれの住区でやりようも違うようですが、私の住区においては、確かに役員は男の名前ですけど、先ほど言ったように役員会には必ず夫婦が出て、実際いろいろな役員としてやる作業は女性の方も主体的にやる部分があったり、特に男女がどうかというよりは、かえって女性の方が頑張っているようなところもあつたりします。

それぞれの自治会において長年積み上げてきたものがあって今のスタイルがあろうかと思いますが、決して女性を排除しているというようなことではないと思いますので、それぞれにおいて検討をしていただければなと思います。

また、半強制ということも、自分の自治会の話ばかりになります、高齢になって出れないよというのは別に、それはそれで出てこなくていいですよという返答で終わっていますし、それでいいような気がしますけどね。そんなに気にしすぎないと言えば変ですが、実際そういう形に現在はなっていますね。

先ほど来言っていますように、かといっていろいろな、自治会として決めた草刈りであったり、村としてもお願いしている部分ですが、自治会として決めてやることがあるかと思いますが、やはりそれは強制してみんなというよりは、出れる人でということになっているのが実態ではないかと思しますので、また逆に自治会によってはいろいろな作業に出てくる人が減ってきて、実際出ている人が大変だということが今寄せられてる意見としては多いような気がしますので、今までもアンケートを取ったりとか、いろいろ状況把握には努めてきていますが、実際にワークショップ等でご意見をいただいて、さらに議論を深めて、今後のありようというか、道しるべというか、形を具体化していければと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

以上です。

**【9番：三村敏子議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、4番、黒瀬友基さん。

**【4番：黒瀬友基議員】**

4番、黒瀬友基です。

2点質問させていただきます。はじめに公募型による新たな地域活動への助成をということで質問させていただきます。

先ほどの一般質問にもありましたけれども、村の自治会単位での活動、花いっぱい運動やスポーツ大会などの自治会コミュニティ活動については、村ができて60年が経過し、世代交代、各世代の年代や構成、職業や働き方の多様化など時代の変化の中で様々な課題が聞こえてきています。生活や働き方が多様化する中で従来の自治会活動への参加が難しい状況の人もいますが、一方で子育てや福祉、介護また文化・芸術スポーツなど、同じ関心事に関しては、仲間と共に関心を持つ分野において地域内の課題を解決する活動や、地域活性化のための活動を行いたいという方もいると考えます。

村でも、これまでも村の社会教育団体や各種芸術・文化スポーツ団体への支援も行ってありますが、時代も変化している中で既存の団体や枠組みにとらわれとらわれない新たな形で地域での活動を開始したいと考えている方に対する支援も必要ではないでしょうか。助成がなければ活動を行わないというのも良いことではないとは思いますが、一方で何らかの助成がですね、1つの活動のきっかけになるのもまた事実だと思います。

また、そのような活動によってですね、結果として村民の集う場、イベントなどの提供などに繋がれば、それも地域の方々にとって良いことではないでしょうか。会員同士だけの活動にとどまらず地域の方を対象としたボランティア活動やイベントの開催、地域の不特定多数の方を巻き込んでの活動など、地域内に新しい活動が多く芽生えることは地域の活性化や将来的なコミュニティ活動の維持・活発化にも繋がっていくように考えます。

そのような点から新たに地域活動を行う任意団体への公募型の支援活動を行ってはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の質問にお答えします。

村内では芸術・文化・スポーツなどの分野やボランティア活動など住民主体による様々な活動が行われており、村としても団体への補助金やバス補助などにより支援してきたところであります。

一方で、そうした団体からは世代交代がうまく進まないといった声も聞こえており、黒瀬議員のおっしゃるとおり、生活や働き方が多様化する中では、もう少し小規模な集まりや新たな活動に取り組みたいという方々が出てくることも考えられます。

村では、平成28年度より厚生労働省の交付金を活用し、社会福祉協議会と連携しながら「多機関協働による包括的支援体制整備事業」を実施しております。令和6年度からは「重層的支援体制整備事業」となっておりますが、この事業は包括的な地域福祉を推進するもので、その中には地域づくりに関する事業も含まれております。

その1つとして社会福祉協議会では平成30年度から地域力強化事業として地域づくり活動を実施する任意の団体に対し、1万円を上限とした公募による助成事業を実施しております。1回あたり5名以上の参加が見込まれる活動で、幅広い内容を対象としていることから比較的活用しやすい助成事業となっております。コロナ禍と重なり、申請がなかった時期もありますが、これまでの実績は7件となっております。ボランティア団体の有志によるサロン活動や高齢男性のサークル活動、文化活動の若手育成など、幅広く活用していただいております。

村としては、こうした事業により新たな活動を立ち上げやすい環境を整備することで地域の活性化に繋げていきたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【4番：黒瀬友基議員】**

ありがとうございます。

そうでしたね、社福の地域力強化事業。商店街のあそこも入っていましたか、何といいましたか。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩します。

(午後2時44分)

(午後2時44分)

再開いたします。

**【4番：黒瀬友基議員】**

そのような活動をされているものもありました。すみません。

ただですね、どちらかという社福の事業ということで福祉活動のところに重点が置かれているのかなという感じでなかなか目に留まる事業もないもので、ぜひともここ辺りをもう少し、若い人も含めて様々な活動ができるような体制をとっていただきたいなというふうに思っております。兵庫県の尼崎市では地域コミュニティ活動支援事業ということを行っております、3人以上で構成される事業計画等が整備されている市民団体に対して補助対象経費の10分の8以内、上限10万円とする事業ですとか、3年間に限り10分の10で30万、2年目が10分の5の15万円等、そういった事業も行われていると聞いています。それぞれの事業でこども食堂ですとか、子どもの支援、日本語教室の開催ですとか、多文化交流イベント等を開催されているということなのですね。ただ、いずれも3年間の期間限定ということになっています。ですので、こういった事業の立ち上げを支援するような制度になっているのかなというふうに感じているのですけれども、当然のことながら期間限定での助成となりますと、その3年間、短期間の助成が終わったときに活動が停滞するものも出てくると思うのですけれども、逆にその中できっちりと自立してですね、制度として地域に根付く活動も出てくるということもあると思いますので、そういった形で先ほどの社福の事業もありましたけれども、そうではなくてももう少し金額を増やしてですね、そういった地域活動のスタートアップの支援ということをしていっても良いのではないのかなというふうに考えます。

先ほどもちょっと大学との交流という話もありましたけれども、特に大学生などが新たに地域で何かを始めるといえるときに、正直な話、自分の若い頃の考えですけれども、今であれば例えば5000円、1万円、2万円、3万円と何かの事業をやるのに出すということがそこまで抵抗なくちょっと出してみようかなということもできると思うのですけれども、学生となってくるとやはりその辺りのハードルもあると思いますので、そういった学生も含めて大学生が地域での活動をやっていこうというところに、先ほどは農業ですとか起業というところがテーマだったかと思いますが、そういった活動の支援をできるような体制というのもそういった中でやっていただければなと思いますし、逆に今の社会福祉協議会の方でやられてる地域力強化事業の方もですね、例えばそういった活動が考えられるのであれば、学生含めて地域内で何か新しいことをやりませんかということをサポートしていただければなというふうに思うのですが、その点はどのようにお考えでしょうか。いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の再質にお答えします。

まず今、社会福祉協議会でやっている事業も特に狭めている訳ではなく、この健康づくり、元気づくり、生きがいくくり、仲間づくりなど何でもいような形になっていて、ただ、先ほど言ったように1事業について1回に5人以上が集まる形で1万円というように、まず本当に集まるための最低限の経費ぐらいしか助成対象になっていない状況ですが、今議員がおっしゃったような本格的なという言い方も変ですが、こども食堂をやりたいとか、何かしら日本語教室とか、そういった具体的な事業をやるような団体を想定しているわけではなくて、あくまでもサークル的なものだと思います。村でそうした、今村でやっていないような事業を今後担いたいのでこういった活動をするためにということで、実際いくらお金がかかるかも含めて、そうした形での事前準備のために枠を設けておくというようなことは今まではやってきていませんでした。ただ協議の中で、例えば日本語教室を大瀧村でもやるのだと、ではどういう形で支援できるかというようなことでの具体的な協議は個々においてやってきたと思っています。そうしたことも踏まえながら、まずは例えばこういうサークル的なもので立ち上げて、少し揉んで具体的に事業計画を練って、その上で事業に村がどれだけ支援するかとかそういったことでもいような感じもしますが、いずれ村にとって有益な、または村民にとって有益な活動をしてくれるような新たな団体というのは決して拒むものでもありませんし、何らかの形で支援もできればとも思いますので、その進め方としてどうあるかということは少し検討をさせていただきたいと思いますが、まずひとつの立ち上げ等にはこういった事業を活用していただいて、仲間を集めて話し合いを始めたりということには有益ではないかなと思いますので、どうかよろしく願います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【4番：黒瀬友基議員】**

ありがとうございます。

そうですね、先ほど紹介した尼崎の事例でいくとですね、この先にといいわけではないでしょうけれども、もう1点提案型の、NPOだとかそういったものを立ち上げて市と共同でとか、市の事業を委託するような形で、例えば翌年以降の事業化をしていくところにこの団体が入っていくというような制度もあるようなのですね。確かにその一環として、1つの最初のきっかけとしてそういった補助事業を受けて何年かやってみて、そこから自主的な活動に乗っていくところもあれば、やはりどちらかという自立するというよりは

地域の課題解決型で公の資金を使ってしっかり事業としてやっていった方がいいのではないかと、それに関しては春先から事業提案をして、しっかり予算に組み込んだ形で翌年以降にするという形もあるかと思うので、そういった形に最終的になってくるものもあれば、ボランティアだとかサークル的な活動を続けていく中で、最初のきっかけは補助事業から始まっているけれども、その先は自主財源できちんと回っていくという様々な形があっていいのではないかと思うので、ぜひそこ辺り、何か活動になっていくようにしてほしいなというふうに思います。

その中で、先ほど話に出ていた「鶏が先か、卵が先か」ではないのですけれども、やはりこういったものに関して、相談があればいろいろ対応してきたというのはすごいありがたい話なのですけれども、やはり最初にそういった器を用意して、何かあったらその公募型の事業はあるのでやってみませんかみたいなものがひとつあってもいいのではないかと、逆にそれがなくてですね、なかなかここでやろうと、やるために役場に相談しに行こうという形にはならないかと思うので、そういった公募型のコミュニティ事業を始めますよというのがあってもいいのではないかというふうに思うのですけれども、ぜひその点、まずはどうなるかわかりませんが、器を用意してみる、そういった事業をひとつ用意してみるということを考えていただけないかなというのが1点、再々質問でお聞きしたい点です。

もう1つですね、これは団体ではないのですけれども、村の方では今までずっと情報発信者の活動支援ということを行われているかと思います。これは1事業10万円で、情報発信者の方が様々な村内の活動を行うところに助成している形かと思いますが、毎年50万円の予算を組んでいますけれども、ここ数年2件、もしくは1件程度の事業となっております。ただ、村の魅力を発信することですとか、その人が持つ専門的な知識を活かしてその地域の中に活かしていくという活動自体はですね、別に情報発信者じゃなくて一般の村民でもできることなのではないかなと思います。そういった点においては、今、情報発信者の募集に関しても要綱がだいぶ変わってきている点も考えればですね、こういった今の活動支援事業もそういった形で対象を村民全体に広げてみるとか、もしくはグループも認めるとかそういった形で、新たな事業化という形ではなくて、今の情報発信者活動支援の要綱ですとか対象を広げていくような形で実施してみるということも考えられるのではないかと思うのですけれども、その点、2点いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の再々質にお答えします。

まずいろいろな課題解決型、または村を活性化するためといった活動をしたい団体が出たときに、村として先に枠を作っておいて活動しやすい環境整備をしたかどうかというこ

とですが、先ほども話をさせていただいたように、まだ具体的にどういったことがあり得るのかということもまだない状況で、先ほど議員もおっしゃったように、そうした会を立ち上げていただいて1年ぐらい議論して、具体的にこういうことをやるので村としてどういった支援をしてほしいとか、例えば枠だけ30万円を作って、上限30万円でそれを使うためにということでもないような気もしますので、ただ、その会を作るにあたっては社協のこういったことは十分活用できると思いますので、まずは何か立ち上げていただきながら一緒に考えていくというようなことも1つの方法ではないかなと思います。

また、情報発信活動、確かに予算としてはあまり使われていない状況かと思いますが、情報発信者の方々にそれぞれ活動はしていただいている、村をアピールしたり、または課題解決に向けて取り組んでいただいているところです。

その活動支援事業を広く村民にも広げて使っていただくようにできないかということについては情報発信者の方とも少し意見交換をしながら、そもそも長年いる中で実際あまり使われなくなったという背景もあると思いますので、広く村民が使えるような形に変えていくというようなことも考えられ得るのか。いずれ情報発信者の方々とこのそうした話し合いの場もありますので、少し意見をいただきながらどういったことができるか。また先ほどの事業をやるというようなことと今言われた情報発信はリンクするところがあるので、こういった形でできるのかということも含め、少し検討をさせていただきたいと思います。

いずれ村民が今までの枠にとらわれないでいろいろな活動をしていただくということは大変いいことだと思いますので、そういったことについては村としては一緒に取り組んだり応援したりということはやぶさかではありませんので、ぜひそういう機運を盛り上げるというようなことで進めていければと思いますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問に移ってください。

黒瀬友基さん。

**【4番：黒瀬友基議員】**

続いての質問に移らせていただきます。

脱炭素先行地域事業の進捗状況はということで質問させていただきます。

脱炭素先行地域事業は令和4年から5ヵ年計画の事業ですが、既に期間としては全体の半分が過ぎた状況です。全体的に当初の計画よりも遅れが発生しており、今後あと2年でどこまで計画を実現できるか不安が残る部分もあります。

そこで事業の進捗状況について、村政報告と重複する部分もありますが、お聞きします。

1点目として、もみ殻バイオマス熱供給事業の進捗状況・課題はということで、もみ殻バイオマス熱供給事業について、令和6年7月に竣工し、その後、試運転、熱供給が行われているようですが、現状の進捗・課題はどのような状況でしょうか。

2点目として、第2期以降のもみ殻バイオマス熱供給事業の計画についてです。現在、ボイラー2基が、まだ引き渡し前かと思えますけれども導入されていますが、当初はもみ殻ボイラー4基を設置し、ホテル・温泉・健康館・ひだまり苑・小中学校、その他役場等の公共施設、学生寮などへの熱供給を予定していたかと思えます。残り2年の先行地域事業の間に残りのボイラー2基の設置や熱導管の延長、熱供給先の追加などを行うことは可能なのでしょうか。また、もみ殻バイオマス熱供給事業のボイラー数、熱供給先などについて、現時点で計画及び現時点で決まっている今後の計画における変更点、課題などあればご説明をお願いいたします。

3点目、CO2排出実質ゼロ達成の実現はということで、脱炭素先行地域事業は2030年までの脱炭素先行地域内の民生部門電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成を要件としていると理解しております。5カ年の脱炭素先行地域事業の事業期間が折り返し地点を過ぎ、計画変更や遅延がある中で、現状でその達成は可能なのでしょうか。

以上3点、お教えてください。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の質問にお答えします。

はじめに、もみ殻バイオマス熱供給事業の進捗状況と課題についてですが、村政報告で申し上げましたとおり、9月定例会において、10月末にはボイラー施設が引き渡しとなる見込みとしておりましたが、契約に基づく完成検査へ向けた認定試験において、熱導管漏洩検知システムの検知データの確認や、もみ殻搬送系統における溶接部の部分的な不具合による再施工、燃焼炉へのもみ殻の供給速度及び供給量の調整の必要があったため、現在も引き渡しに至っておりません。運転開始が遅れると株式会社オーリスの今後の経営にも影響が出てくる可能性もあるため、年内の引き渡しを目指し調整を行っている状況でございます。

次に熱供給事業の計画についてですが、昨年度に変更済みの交付金事業計画においては、一定期間運転を行い安定した熱供給を確立してから次へ進みたいとの考えから、令和8年度にボイラー2基を追加導入し、役場と県立大の学生寮へ熱供給先を増やす計画であります。今回導入したボイラー2基の運転による熱供給データの分析が今後の追加導入に必要ですので、今後十分な分析を行っていきたいと考えております。

最後にCO2排出実質ゼロの目標達成についてですが、東北電力ネットワークの送電網への接続容量の関係で、メガソーラーからのオフサイト供給事業を縮小せざるを得なかったり、採算性関係でパネル設置を断念した施設が出てきたりと、当該事業だけでの先行地域内実質ゼロの達成は困難と感じております。仮に2030年のCO2排出量が実質ゼロに届かなかったとしても、脱炭素先行地域事業が今後の2050年村全体のCO2排出量ゼロへ向けた

最初の一步であり、今実現できる部分から取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【4番：黒瀬友基議員】**

1点目はですね、進捗として今、先ほどの村政報告でもありましたけれども、まだ引き渡し前ということで試運転のような状況かと思うのです。これは熱供給もまだしていないという理解でよろしいのでしょうか。その点をまず1点をお伺いしたいのと、あと2期目のボイラーの導入がですが5ヵ年の先行地域事業の中でいくと最終年の8年を予定していたということで、県立大・役場等というお話でしたけれども、ここに関してこれから精査してということになりますけれども、場合によってはそこを過ぎてしまう可能性があるのか。もしくは2基のままで当面いくという話になる可能性があるのか、その点どのようにお考えなのかということをお教えてください。

あともう1点、そういった中で、先ほどCO2の排出ゼロの達成も様々な要件から難しいという中において、元々その脱炭素先行地域事業自体の要件としてそこ辺りがあったかと思うのですけれども、例えばそこが達成しなかった場合にペナルティになってこないのかとか、あとその他の部分で採算性も含めて厳しいけれども、何とか達成しなければいけないがために費用が持ち出しになるような点があったりするのでしょうか。

2050年に向けたという話ですけれども、やはりこの先行地域事業自体はですね、この先技術革新があってどんどん脱炭素のコストが下がっていく可能性はあるのですけれども、やはり今回、補助率も高い事業の中である程度進めておく方が良いのではないかという中で、そこで遅れが生じて、そこでの削減率が少なかった場合に、その先どのように達成していくのか、もしくは達成していく中でのコストが掛かり増しになっていくのではないかという不安があることを考えると、できる限り元々の計画どおりに進められるのが理想ではないかと思えますし、まず繰り返しになりますけれども、そこが例えば、ずれた場合の事業としてのペナルティ等はないのかというその点を教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の再質にお答えします。

まずもみ殻ボイラーに関してですが、先ほど来話をしていますように、まだしっかりした引き渡しになっていない状況でして、熱供給もしていない状況です。試験的には何回か熱供給の試験としてはやったのですが、しっかりした商業的な意味での熱の供給というの

はしていない状況です。

そういった状況で実際の安定した商用運転に至れてない状況でして、今後、まず年内の引き渡しを目指してやっているところまで、実際にはその引き渡しを受けてから安定した熱供給をし、しっかりと状況を再確認しながら、それで得られたデータをもとに次を判断するという計画でありました。それが今まで遅れてしまっていて非常に悩ましいところでありまして、ただ、議員がおっしゃったように、時間がもうあまりないので、この令和8年度までの事業の中でということでは、です、まず今年度中には方向性をつけていかなければいけないのかなと思っております。2基導入するのか、1基にするのか、やめるのかというようなことについては、ですから、おそらく年明けから本格的な運転になるとは思いますが、そうした状況を見ながら、まず年度中にはしっかり判断をしていきたいと思っています。

そして太陽光について、実質排出ゼロの考えですが、先ほどもお話したようにオフサイトは8メガのそれを想定していたのですが、東北電力の方では2メガしか受け入れることができないということで、だいぶ規模を縮小せざるを得ない。ただその分、オンサイト施設を増やしていくらかをカバーはしている状況です。さらに今の段階で、北部の方でもパネルを設置できないかという検討も加えていまして、8メガから2メガに減った分丸々回復というのは現時点でも既に厳しい状況で、環境省には今の状況については随時報告しながら進めていまして、今のところ事業に支障が出るような、交付金が削られるとか、なくなるというようなことではありませんので、今の段階である計画をしっかり進めていければと思っていますので、どうかよろしくお願いします。環境省の方でもそれは理解して、ペナルティがあるような状況ではないということです。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【4番：黒瀬友基議員】**

わかりました。事業の状況報告をしていて、当初の計画よりCO2削減量が減ってもペナルティがあるわけではないという話でひとつ安心しているところではあるのですが、であればですね、このあとボイラー2基追加で入れるかどうかという話になってくると思うのですが、次に2基入れたときの熱供給単価がどうなるかということはちょっとわからないのですが、今、少なくとも初期に関して言うと現状よりも高いわけです、熱供給単価が、今までの重油ですとかより。ということ考えるとですね、この先続ける意味があるのかなというふうに感じていまして、例えばどうしてもそれをやらなければこれまでの事業費の返還も含めて必要だという話であればですね、それはそことのどちらが経済的にいいかという話になってくるのですけれども、そうでなければですね、もういっ

そ止めてしまった方がいいのではないかという気もしますし、今、試運転をしていて熱供給をしていないという段階でいけば、正直な話、温泉・ホテル等に関して言えば、供給単価が逆に安く済んでいるような状況でもあるのではないかなというふうに思うのですけれども、従来の熱の、以前の試算を見させていただくとですね。逆にもみ殻バイオマス熱供給の方が単価が高いという話になって、そこ辺りはあると思うのですね。そうなってくると今後、今2基が導入されて問題なく動いたとして、この先入れますと言ったときに、その後、熱供給のコストがどんどん下がっていく見込みがあるのかという点と、例えば実際ある程度動き出してわかった段階で、その熱供給の供給単価というものの、残り2基入れる場合の単価というのも見えてくるでしょうから、そのときに合理的に採算性の中で、役場や県立大が受ける単価として今までより高いのだったら引き受けないというその理由でですね、その技術的な面ではなくて、そこで2基を導入しないという考え方もできるのか、それともそこはもうやるしかないのか、そこ辺りをどのようにお考えなのでしょう。その点だけ最後、教えていただければ。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の再々質にお答えします。

まず議員がおっしゃるように、今2基動かしている段階で、熱供給単価というのは、その時点で出したのは燐炭の販売を入れない中での値段と、あとそれぞれの施設は太陽光と熱供給がセットで入るので、トータルでは石油を買うのと電力を買うのを合わせてそれより上回らないようにということでの組み合わせをしてきたところです。

またさらに燐炭の販売が入ってくると、その分またメリットを出せるようにできたらということで、今また燐炭の販売についても進めているところです。

そうしたこと等はあるのですが、ただ議員おっしゃるように、実際1基入れた場合の採算性、2基入れた場合の採算性というのは、再度しっかり需要側の容量も含めて検証する必要があると思っていますし、今の2基の運営コストが、1基加わるのはそんなに負担がかからないような状況もありますので、建物を含めてある程度枠を作っていますので、総合的にしっかり試算をして、やはり将来的に負担にならないような、実需の方もそれが負担にならないようなこと、両方にメリットがある形でないと思われたいと思っていますので、そこはしっかり検証して取り組んでいければと思っていますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

**【4番：黒瀬友基議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、1番、松本正明さん。

**【1番：松本正明議員】**

1番、松本正明です。

私からは大きく1点質問させていただきます。

まず大雨災害に備えたハザードマップの整備をということで、昨年ですけれど令和5年7月14日から18日にかけて梅雨前線が停滞し、総降水量が多いところで、秋田市の方ですけど400ミリを超え、72時間雨量では県内6つの観測所で史上1位という記録的な大雨となりました。また今年ですね、7月24日から26日にかけて秋田県と山形県を中心に大雨に見舞われ総降水量が500ミリを超えるなど、近年水害が全国で多発する状況であります。

調べたところ、村の過去最大日降水量は2013年9月の148ミリで、日最大1時間降水量は2005年9月の61ミリであります。また月最大72時間降水量は、一昨年ですけれども2022年8月の208ミリでありました。近年、温暖化の影響によって線状降水帯が発生し、全国的に水害も頻繁及び大規模化していることは周知のことです。

村においては河川の氾濫による流木および土砂崩れは考えにくいのですが、農地及び格納庫・住宅の冠水は多大な被害が出る可能性が否定できないと思います。

以前、他の議員の質問で「昨今の異常気象を考えると豪雨による浸水の想定も必要と考える。マップ作りも含め検討していく」との答弁もあり、今後対策が急務であると考えております。

そこで何点か質問したいと思います。

北部・南部排水機場の排水能力は日最大降水量何ミリまで対応できるのか。

また2つめとして、住宅地が内水氾濫で浸水するのはどのくらいの量で起こる可能性があるのか。

3つめとしまして、現在村のハザードマップは、地震が発生し津波による堤防が決壊した場合を想定しておりますが、大雨等による内水氾濫を考慮したハザードマップの作成も併せて必要ではないかと思っております。

4つめに、幹線排水路および支線排水路の浚渫等、今後の整備の予定をお聞かせください。

5点目ですけれど、ちょっと主語が抜けていたので申し訳ございません。6月に、これは県からですけれども、県のホームページにも出ていましたけれども、令和5年大雨災害の検証と今後の対応ということで出されました。この中において、50ページぐらいあるので私も出して見てみたのですけれども、いろいろな事象の件に各自治体が起こした対応、円滑にできた点、課題、あとは今後の方向性・対応ということが事細かに記されております。この中において村に該当することがもしあるとすれば、こういったことを教訓に今後村の対応はどのように行っていくのか、教えていただきたいと思っております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

松本議員の質問にお答えします。

1点目の、降水時の排水機場の排水能力についてですが、秋田県八郎潟基幹施設管理事務所を確認したところ、中央干拓地では3日間の連続降水量として198mmを想定し排水計画が定められているとのことでした。この数値は30年に1度の確率で降る可能性のある72時間の降水量です。なお、大雨が予想されるときは、あらかじめ幹線排水路の水位を下げているとのことでした。

なお、令和4年8月10日から12日まで、大潟村で降水量202.5mmを観測しましたが、村内では人的を伴う大きな被害はありませんでした。多くの農家が田んぼダムの取り組みに協力しており、水田のもつ貯水機能も発揮されたのではと考えております。

2点目の、内水氾濫により総合中心地が浸水する可能性がある雨量について、側溝の改修工事前の時点になりますが、生態系公園北側の東2丁目における降水量と側溝水位の分析が行われています。この分析によりますと、連続降雨時の積算降水量と側溝の水位との間に正の関係があり、3時間連続降水量が120mm程度になると側溝の水位が約80cmとなり、道路面までの冠水が予想される結果となりました。従って、3時間連続降水量が100mm前後になると総合中心地内で滞水箇所が発生すると考えられます。また、2時間で45mm程度の降水があると側溝水位が急激に上昇すること、及び雨が止むと3時間程度で側溝水位が急激に低下するとのことでした。

村では、総合中心地内の排水路の改修や浚渫、下水管路の改修を行っているところです。また、村民の皆さまには、住区内や格納庫の側溝の泥上げに取り組んでいただいています。これらの取り組みにより、排水機能が維持されていると考えておりますので、引き続き排水機能の確保への協力をよろしくお願いいたします。

3点目の内水氾濫を想定したハザードマップの制作ですが、村のハザードマップは秋田県が作成した地震被害想定調査に基づき、津波被害を想定したものであります。加えて、毎年行っている防災訓練も、秋田県沖での地震発生を想定したもので、短期間の集中豪雨や内水氾濫に対応したものではありません。一方で、全国各地で線状降水帯の発生により大きな被害が発生していることを鑑みますと、今後、災害級の大雨や内水氾濫に対応する住民避難の指標となるものは必要と考えています。

しかしながら、河川がない総合中心地において、一定の連続降雨時に側溝や排水路による排水がどのような状態であるかなど降雨と排水の関係を表すデータが乏しく、現状では浸水想定区域を推し量ることが困難な状況であります。

一定量の連続降水が予想される場合は、家庭での下水の逆流防止策や垂直避難を呼びかけるなど、内水氾濫に対する具体的な対応や避難行動について検討し、住民に周知すると

ともに、連続降雨時の浸水状況の予測についても研究してまいります。

4点目の排水路の浚渫と整備についてですが、支線排水路、小排水路の管理は大潟土地改良区が行っており、年間35から40路線の浚渫・泥上げを行っているとのこと。

また、現在工事が進められている国営かんがい排水事業により、ボート場付近と北部排水機場から北の橋付近までの幹線排水路の2箇所、計4.1kmが拡幅される計画となっており、さらにA地区、C地区の支線排水路2路線においても改修する計画であり、今後工事が進められる予定です。これらにより降雨時の排水路の貯水量が増加し、農地からの迅速な排水につながるものと期待されます。

5点目の、令和5年大雨災害を踏まえた大雨時の村の対応についてですが、大雨の見通しなどの気象情報や警戒情報については、秋田地方気象台からの電子メールや県の総合防災システムを通じて村に情報が提供されます。これらを踏まえ村では気象の状況を注視するとともに、職員による村内巡回や村内外の関係機関から情報を収集し、警戒にあたることとし、必要に応じて防災行政無線等により警戒情報を発信してまいります。

大雨により災害が発生する可能性がある場合には直ちに災害対策本部を設置し、災害救助法の適用申請を視野にいれ、対応にあたることとしています。また時刻を問わず防災行政無線等の手段を用いて、村民に注意喚起・対応・避難等の情報発信を行うとともに、県、消防、警察等と情報を共有することとしています。

課題としましては、現在の地域防災計画では大雨災害を想定した対策計画を定めておらず、また大雨時を想定した防災訓練を行っておりません。一方で、前触れも無く発生する地震と異なり、大雨の予想は天気予報により住民が情報を得られます。このような点も考慮しながら、今後、県や有識者の協力を得て地域防災計画の見直しの検討を進めたいと考えております。併せて、今後の防災訓練において大雨時の災害を想定した対応訓練を行うなど大雨災害の対応策を検討するとともに、住民に対しましても広報等を通じて大雨時の対応を啓発してまいりたいと思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

松本正明さん。

**【1番：松本正明議員】**

八郎湖基幹水利の方から想定で198mm、村では3時間で120mmと、ある一定の数字が聞けたのは、私も今まではっきり分からず、データもない中でもやっとしたところで、実際どれぐらい降ったらなるのかなというのは、過去の経験からいくと大体気象庁のホームページを見るとデータがあるので、これぐらい降ったらこれぐらいの大体水が上がってきそうな感じだなという予感はずしましたが、経験はしてはいたけれど、実際に数字ということでは見えてなかった部分が今回見えた分、これ以上となると災害が起きる可能性が飛

躍的に上がってくるというところが見えたと思いますし、周辺を見ると、実は大潟村の中では、昨年、五城目町ですとか秋田市が被害が大きかったときよりも、その前の年の8月12日というのが一番データが大きいのですね。実は五城目町でも同じように降った量が大きかったのですが、五城目町はあれだけの冠水になったというのが昨年ですけれども、実はデータ上では一昨年、2年前の方が雨が降っているのですね。昨年の水害で市街地等が冠水したときよりもはるかに一昨年の方が降っている。何でそうだったのかなというところはこれは全然わかりませんが、どこかで検証するかもしれませんが、河川が泥で埋まって浅くなったというところもあったかもしれません。そういうところは前の年に大雨が降って土が流れてきて、河川が浅くなったとかいろいろな要因があるのでこれは断定できませんけれども、最近はまだ本当に、先ほど基幹水利で198mmとかと言っても、一昨年、大潟村で72時間で208mmですから、ここら辺が出るということは、この1.5倍もしくは倍ということも想定されるかもしれないと、ちなみに、ちょっと地形が違いますけれど、男鹿市は去年72時間で279.5ミリということで、通り道ですよ。五城目町は247.5mmということで250mmぐらいということで、通り道なので、大潟村の上を通過していったときにはちょっと雨が止んで山に近い方で降ったのかということと、もう去年のデータでも300mm近いデータが出てるということ、大潟でも300mmに近い雨がいつ降ってもおかしくない。ましてや去年の秋田市ではこれは特別だったのですけれど、一番だった仁別では430mm、72時間、ちょっと違えばどこで起きてもおかしくないという状況ですので、こういったことが見えてくるとそういったことになってきたときには多分災害が起きるだろうと、内水氾濫が起きるだろうということは想定しておかなければいけないですし、先ほど村長が述べたように、防災訓練でそういうところをやったと、これからは防災計画含めてやっていくということは非常に重要なことだと思います。

そこで、今まで漠然としてたものがあつたものですから、今後、防災計画も含めてなのですけれど、すみません、ちょっと質問が長くなっていますけれど、データが乏しいということで、どういった避難を呼びかけるかというところもまだ判断ができないと思いますので早急に作ってデータを解析するとか、どこかに依頼してやるということも必要だと思いますし、降ったときには3時間で水位が下がるからということですので、その間で雨が止めばギリギリ持ちこたえますけれど、それ以上降り続けた場合にはどんどんどんどん水位が上がって排水が追いつかないということが想定されますので、どこかに依頼するなり研究するなりということでやっていく必要があると思いますけれども、早急にやった方がいいと思いますけれど、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

松本議員の再質にお答えします。

まず村全体の排水路の推移とかそういったものについては基幹施設の方がしっかり管理していて、降水量と水位の関連等しっかり調べていると認識しています。

ただ、集落内の側溝と降水量等、集落内の内水氾濫に関わるようなことについては先ほどのデータを示しましたが、一部の地区でその後、水路改修していますので、また状況が変わっていると思っています。総合中心地内においては次年度、できればそういった基礎データを収集できたらなと思っています。

ただ津波の被害想定マップにおいても、村全体の高低差についてはしっかり調査していて、その中でまず総合中心地は高い位置にありますので、他のところと比べると、そうしたことからはまだまだ、一時的な冠水があるにしても全体からいくと高いところにあるので大きな危険があるような状況でもないのかなと思っています。河川が集まって氾濫するようなことではなくて、じわじわと村の中は低いところに水が流れ込んでいくといったことを考えると、総合中心地はまず高いので、村全体から見ると、そういった点もひとつあるということは頭に入れながら、ただ実際の水の流れについては調査をしていきたいと思っています。

今までも、具体的な調査ではないのですが、総合中心地内の滞水箇所というのはありまして商店街であったり役場前であったり、そういった箇所は既に改修済みで、今は大雨でも滞水するということはほぼなくなってきていますが、ただ、議員おっしゃるような降水量がどんどん増えてきている状況なので一度調査しておき、それを防災計画等に反映できればと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

松本正明さん。

**【1番：松本正明議員】**

本当に今時期でもシルバーの方々が排水の側溝のごみを上げて、大変ご苦労されて、そういった部分もあって最近道路に水が上がったりとかということもなくなってきてると思いますし、ある程度数字が出ていますのでそれを根拠に、これ以上になった場合ということが見えてきていると思いますので、調査継続していただいて、住民の避難の判断が早くできる場所まで持っていければ一番いいのかなと思います。

それで5つめの質問でありましたけれども、県が出した検証と今後の対応というところで本当に簡潔に、だいぶ細かく見て今後の方向性とか対応とかというところがあると思います。これは水害だけではなくても大きな災害があったときもこれは十分教訓になる、他市町村のことも、どこの市町村がどういう対応したとかということは一切書いていないですけど、今回被害に遭われたこの市町村の中で出た課題等がありまして、災害対策本部のときの情報処理の仕方ですね、対応の問い合わせで全て災害本部で重要度に限らずとか、それを全部情報が上がってきて処理するのに時間がかかったとかです。あと給水ですね、応急支援ということで日本水道協会秋田県支部との連携のところとか課題とかですね。災

害が起きた時の給水、今回は五城目町ですとか男鹿市ですとかが断水したりしましたので、そのときの課題とか今後の対応とかですね。あとはその災害廃棄物ですね。例えば水害だけではなくいろいろな災害があったときに、災害廃棄物が大潟村の中で大量に出た場合どこで一時保管するのか、そういった搬送をどういうふうにするのか、こういった点で、細かいところは出ていますけれども、実際いろいろな所で当てはまることがあると思いますので、去年の災害が起きたことで県もこういう今後の対応というところを示していますけれども、実際限られるところ、1つは去年の災害があったとき村としての対応の中で出た課題とかがありましたら、そういったところをどういうふうにして課題を解決していくかということのを市内で共有していったのか、どういったことが課題にあったのか、全部ではなくていいですけど、例えで何か1つでもあればちょっと教えていただきたいなと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

松本議員の再々質にお答えします。

まず今まで課題があった中で、特に去年の防災訓練では情報伝達を改善して「LoGoチャット」を使って実際の映像も送ったりということをやしまして、非常に迅速でわかりやすい、また時系列をしっかりと整理しやすいので、その点は非常に良かったです。

また給水については、秋田県の水道協会、簡易水道も入っているのですが、結構まめに情報提供をしていただいて、そこは持っていないのですがどこが持っているかを知っていますので、そういう調整をしていただいたりとか、非常に機能しているところです。

また私もですが、様々な研修の機会が毎年ありまして、そういった折にはやはり廃棄物をどこに一時保管、また最終廃棄をどうするかとか、いろいろな研修が私のレベルであったり、職員レベル、担当レベルであったり様々ありますので、そうしたことは毎年必ず参加するようにして最新の情報を得て共有をしていきたいと思っております。

いずれ、いろいろな形で災害は来ると思いますので、その備えについては出来る限り最大限備えていきたいと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

以上です。

**【1番：松本正明議員】**

これで質問を終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

ここで、暫時休憩いたします。

(午後3時43分)

(午後3時55分)

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を進めてまいります。

次に、7番、齋藤牧人さん。

**【7番：齋藤牧人議員】**

7番、齋藤牧人でございます。

私の方から2点質問させていただきます。

まず1つめですが、大潟村住区の除排雪支援に関する件でございます。

現在、大潟村では高齢者のみの世帯、母子世帯を対象とした個別の除雪支援を社会福祉協議会がボランティア活動として実施しております。この活動は事前に予約することでボランティアが対象住区の除雪を行うものでありますが、排雪の方は対象外としています。しかし、他の住区に比べて区画面積が狭い中央の3番地は、除雪した際の雪の置き場が少ないところがございます。雪が続くと、一時的に雪を置く場所を確保することが難しく、また住人の多くは農家の関係者である程度軽トラ等をお持ちですけれども、一部の世帯については所持しておらず、村内の雪捨て場に雪を運搬することが困難なケースもございます。加えて、除雪のボランティアは社会福祉協議会の申し込みによるものでありますが、直近ですと2022年には雪下ろし作業中に亡くなった高齢の男性もおりまして、自力でできるとして単独で雪かきをしたところ事故に遭うというケースもございます。

以上の状況を踏まえ、自治会レベルで、本来ですと住区ごとの除排雪が必要な世帯を把握して計画的な除排雪を行うことが必要ではないかと思えます。ただ、これは呼びかけましても能動的に活動に入ってくることはなかなか期待しにくい面がございますので、行政が自治会をはじめとする関連団体の中に入って、住区ごとの除排雪の支援メニューを構築した方がよいのではないかと考えます。

この点につきまして、村長のお考えをお聞かせください。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

齋藤議員の質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、中央3番地は他の住区に比べ除雪した際の雪の置き場が狭い状況にあります。また、村においては、高齢者のみ世帯の増加や村への移住者の増加により、除排雪に適した車両を所持していない世帯があります。

村における除雪の支援については、社会福祉協議会による除雪ボランティア活動が行われていますが、対象世帯が限られ、玄関や車庫前の除雪のみであり排雪は行われておりません。

一方、シルバー人材センターにおいては、有償になりますが除雪のみならず排雪も行っております。

議員ご提案の除排雪支援メニューの構築につきましては、議員ご指摘の点を踏まえ、社

会福祉協議会、シルバー人材センター等の関係機関と協議し、排雪に適した車両や機材などの提供を含め検討を進めたいと考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

齋藤牧人さん。

**【7番：齋藤牧人議員】**

ありがとうございます。

シルバーの方で排雪の方も有料でやっていただけるということで、ひとつ私の方の不勉強で申し訳ございませんでしたが、可能性が出てきたかなと思います。ぜひですね、先ほど村長も指摘されましたとおり、高齢者あるいは母子家庭に限らず、普通の家庭であっても排雪が難しいところもございますので、その辺をぜひ検討に加えていただけたらと思います。

あともう1点、すみません。高齢者が1人で雪下ろし等をして事故に遭うケースというものについては、特に対策等はございますでしょうか。

お願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

齋藤議員の再質にお答えします。

まず議員のご指摘にあったように、高齢者のみ世帯も増えたりいろいろある中で、住区内でも寄り添いながら活動をしていただけるというのは大変良いことだと思いますので、村としては今も草刈り機の貸し出しとかいろいろありますので、そうした中で雪捨てに使えるような軽トラの貸し出しのようなことができないかなども含め、少し具体的に、先ほど言った社協やシルバー人材とも協議しながら検討していきたいと思っています。

そうした中で、村の場合、屋根に上がって除雪するということはまずないので、除雪するとしてもまず平地というか、人の通る道路や車庫前とか、そういったことになろうかと思えます。そうした折に屋根から雪が落ちてくる可能性はゼロではありませんが、他の地域であるような雪下ろしによる事故というのはあまり聞いたことがないというか、村においては、ただ、やはりそうしたボランティアで行って事故に遭わないような配慮はぜひ必要でありますので、十分気をつけて作業をしていただければと思いますので、どうかよろしく申し上げます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

齋藤牧人さん。

**【7番：齋藤牧人議員】**

そういった雪下ろしにおける危険度等は、おそらく各個別のお家ですとか住区ごとに情報をお持ちかと思しますので、その点について各部署と協議をいただけるということで了解いたしました。

答弁は不要です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問に移ってください。

齋藤牧人さん。

**【7番：齋藤牧人議員】**

2つめの質問に参りたいと思います。

生態系公園に関する件でございます。来年度譲渡されます生態系公園について、その利活用については専任の地域おこし協力隊の方が中心となって活動していることは承知しております。実際、カタマルシェなどのイベントが定期的に行われておりまして、盛況であることは大きな成果であると感じております。

一方で、譲渡後の維持管理や利活用については、今後も従来同様の経験者がなされるのか等、村民の関心は高いところでございます。

以下、3点についてお聞かせいただきたいと思っております。

1つめ、当局として利活用について、今後どのように活動しどのようなゴールを設定しているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

2点目、今後の利活用の検討について、具体的なタイムラインはどのようになっているかお聞かせください。また、村民が意見を交わすことができる検討委員会等を設置することも重要と思っておりますが、実施の予定等があるかをお聞かせいただきたいと思っております。

3点目ですが、維持管理についてどのような方針になるのか、現在の検討状況をお聞かせください。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

齋藤議員のご質問にお答えします。

1点目の今後の利活用等についてですが、県から生態系公園の無償譲渡を受けるにあたって、秋田県農業研修センター生態系公園等の設置目的及び理念を継承し、令和4年12月に村から県へ利活用計画書を提出しております。その中で、公の施設として条例を設置し、適正な利活用と公園施設の適切な維持管理を行うこと、農業への関心を高める体験や研修の実施、農業者等の交流機会の提供、さらに子どもからお年寄りまで幅広い年齢層が集い、

自然とふれあい、レクリエーション活動、健康づくりや文化活動、イベントなど、多様な活動の拠点づくりとして利活用することを基本方針としています。

具体的な利活用に向けて、地域おこし協力隊と共に、カタマルシェやその他イベントを開催するなど試行錯誤を重ねて利活用の検討を深めており、来年度からの管理運営に活かしていきたいと考えております。

次に、2点目の、タイムラインと村民を交えた検討委員会等についてですが、現在、今後の利活用と適切な管理の両面から来年度予算編成に向けて検討中であります。利活用については、地域おこし協力隊を中心に季節毎にイベント・講座等を開催してきており、来年度以降も継続していきたいと考えております。

タイムラインとしては、譲渡に向け県との諸手続きを進め、令和7年3月定例会での条例の制定を経て、4月より野外部分を生態系公園として管理運営してまいります。また、ガラス温室については、来年度に県が雨漏り修繕工事を行った後に村に譲渡されますので、研修会場やにぎわい拠点としての利活用ができるよう関係機関と連携し、検討してまいります。

村民を交えた検討委員会については、地域おこし協力隊によるワークショップ等を開催してきましたので、そこで出された意見などを参考に、また管理・運営していく中で様々な課題が見えてくると思われますので、時期を捉えて村民を交えた利活用推進委員会等を組織し、利用者の声を反映させた利活用を柔軟に考えていきたいと思っております。

次に、3点目の維持管理の方針についてです。

村民の憩いの場としてこれまできれいに管理されてきた生態系公園ですので、村に譲渡されてからも適切な維持管理を行うため、時期ごとの必要な作業工程とその経費について現在の管理者からのご指導をいただいているところです。管理手法は、業務委託又は指定管理も含め、来年度予算編成の中で決定していきたいと思っております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

齋藤牧人さん。

**【7番：齋藤牧人議員】**

ありがとうございます。今までイベントをせっかく定期的で開催していただいたので、これが定着していくかどうかということも踏まえて、来年度、定着させていく方向でやっていかれるということで了解いたしました。

2つめの点でお答えいただきました利活用の検討委員会でしたか、村民を交えたものをしていく、時期を捉えてやっていきたいということでございました。もう少し具体的に、いつ頃、何回ぐらいのお考えか、もしあればお聞かせいただきたいと思っております。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

齋藤議員の再質にお答えします。

利活用推進委員会、仮称であります、これについてはまだ具体的な、年何回とかというところまでは検討を加えていない状況でありまして、今後、具体的に検討を加えていきたいと思っております。

いずれ、生態系公園に関心のある方や、活用していきたい方など入って一緒になって盛り上げてもらえればと思っておりますので、そうした方々及び実際に維持管理の業務にあたる方なども入ってもらってやっていければなと思っております。

本当に、カタマルシェはじめ、今回初めて鳥と木の実の観察会とか、またホテルであったり、星の観察もやったようですので、いろいろなことをあの場で今までもやってきています。それぞれ非常に喜ばれていると聞いていますので、ぜひ今後もみんなで、いい形で利用して集ってもらえればと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

齋藤牧人さん。

**【7番：齋藤牧人議員】**

答弁いただきありがとうございます。実際いろいろなイベントの資料を見てみると、なかなか地元の間では考えつかないような新たな魅力を発信する、鳥もそうでございますし、星なんかもなかなかこの地にいますと普段見えるのであまり気にも留めなかったのですが、実際、あの場で説明を聞いてみますと非常に大きな魅力があるものなのだなということに気づかされたので、ぜひそういった村民以外の方の専門の方も入れてですね、いろいろアイデアを出していただければと思っております。

答弁は不要でございます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、5番、松橋拓郎さん。

**【5番：松橋拓郎議員】**

5番、松橋拓郎です。

私の方から、通告に従いまして2点ご質問いたします。

まず1つめですが、部活動の地域移行の現状と今後の方向性についてです。

部活動の地域移行については、当議会でも過去に何度か取り上げられておりますが、こちら課題が多く、現状、刻々と変わっていると思っておりますので、私の方からもそういった現状確認するという意味も込めて質問いたします。

部活動の地域移行のために2023年から2025年の3年間で改革推進期間というふうに定められておりました、この間に、まずは公立中学校の休日の部活動を地域の指導者へ移行するということが目標として掲げられております。この政策について調べてみますと、現状では地域の実情に応じて可能な限り早期に実現するというような表現となっております。しかし地域移行の方針自体はもう決定しておりますし、その後の平日を含めた完全移行のことも考えますと、こちら比較的緊急性が高いテーマと言えるのかなというふうに思っております。

部活動の地域移行は、教員の働き方改革の議論の中から生まれたものです。

私も実は教員免許を取得させていただいたのですけれども、その過程で教育実習でお世話になりました。教卓の向こう側でどんな世界が見えたかという、とにかく忙しそうでした。言葉で言うと「とにかく忙しそうでした」というのは簡単に言えてしまうのですが、想像を絶する大変さだったなというふうに、教員の方々は本当に大変な思いをされているのだなということがわかりました。

その後ですね、実際に教員として教卓に立つには至っておりませんが、大潟村に戻ってきてからですね、地域の指導者として10年以上、大潟村の中学生にボートの指導をしておりました。この子どもたちと向き合った時間はかけがえのない、本当に私の大切な財産となったのですが、このような経験から教員の方々の忙しさですとか、教員としてではなく地域の指導者として関わった際も、仕事が終わった後や休日の時間を利用して子どもたちに指導するということに対しての、言葉を今選ばずに言いますけれども、その負担といたしますか、そういったものについては多少なりとも理解しているつもりです。

以上のようなことから、部活動の地域移行については課題も多いとは思っておりますけれども、積極的に推進すべきであるというふうな立場でおります。

部活動の地域移行の議論の際、「勝負にこだわりすぎる地域の指導者」と「勝負だけではない大切なことがあるとする教員」との二元論になりがちだなというふうに感じております。以前、部活動の地域移行に向けた意見交換の会議に参加させていただいたのですが、その際、ある地域の指導者の方がこのようなことをおっしゃっておりました。「子どもたちを勝たせるために一生懸命やってやっています。それを否定されてしまったら、何をモチベーションにすればいいのかわからない。」と。その場では共感できなかったのですけれども、今となって考えてみると、確かに純粹に技術指導をしてくださる地域の指導者の方に、部活動の教育的側面を求めるとするのは、ちょっとハードルが高いのかなというふうに感じます。

一方で、教員の方が部活動の顧問になる際は、必ずしもその競技の活動について専門的な指導ができるとは限りません。学習指導要領の中では、部活動は自主的な活動というふうに定義されていますが、一方で学校教育の一環として扱われていますので、そのため仮に専門的な指導ができないとしても、部活動はやはり教員の方が責任者となることが望ま

しいというふうに思う方が多いと思います。ですが部活動というのは、先ほども申し上げたとおり、本来は自主的な活動のはずです。とすれば、教員の方々が部活動に関わった方が良いとされる根拠はどのようなものなのか、こういったことを紐解いていくことが今後の地域に移行する際に大事になってくるのかなというふうに私は考えております。

これに加えて、大潟村も例外ではなく少子化が進行していることから、競技の選定、広域化の議論も生じておりまして、このことによりまた問題が複雑になっているのかなというふうに考えております。

以上のようなことを踏まえて質問いたします。

まず1つめですが、今年の9月に開かれた決算特別委員会では、大潟中学校の部活動について、広域化せずに今後も単独で運営していく方針であるというふうな発言があったように記憶しておりますが、この点についての経緯、それから現状、課題、そして今後どのようにしていくのか、その方向性について教えていただけませんかでしょうか。

2つめですね。それを踏まえた上で、部活動の地域移行、全体の進捗と今後の予定、そして課題を教えていただけませんかでしょうか。

そして3つめですね。最後の教員の方が部活動に関わる方が良いとされる根拠の部分なのですけれども、現在、大潟中学校の部活動で顧問の教員の方々はどのようなものを指針にして、どのような目的で活動にあたっているのでしょうか。そしてそれは今後、地域移行された際に教員以外の方でも習得できるものなのでしょうか。要するに教員の方々が教員になる過程で得られていること、あるいは日々の業務の中、研修の中で得られたもので、教員以外の方はそういったものを理解するのが難しいという、もしそういうことであればまたちょっと方向性が変わってくるような気がしますので、そういった意味で今のような質問をいたしました。

以上、3点お願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

三浦教育長。

**【教育長：三浦 智】**

松橋議員のご質問にお答えします。

1つめの、部活動地域移行を広域化しない経緯や現状と課題、今後の方向性についてですが、村以外の周辺市町では休日の部活動地域移行は始まっております。一方、広域化については、中体連の方針が定まっていないことや、国・県で制度化されていないこと等により不確定要素が多い状況です。そのため周辺市町とは広域化についての話は進んでおりません。そうではありますが、いずれは市町村をまたいだ広域化の検討をする事になるとの方向性は周辺市町も持っているとのことでした。

広域化の課題としては、運営母体をどうするのか、活動場所の選定、生徒の移動方法、指導者の確保、指導者への謝金額の調整、中体連主催の大会参加方法等、解決しなければ

ならない課題があると考えております。

2つめの、部活動の地域移行全体の進捗と今後の予定、課題についてですが、県内では令和7年度までに大潟村以外の市町村で一競技以上の休日の部活動地域移行が行われるとのこと。大潟村では、令和8年度から休日だけではなく平日も地域移行する部活動地域展開を目標に、12月12日に部活動地域展開推進協議会を開催いたします。協議会は村、教育委員会、スポレおおがた、スポーツ協会、中学校、中学校PTA及び中学校部活動後援会で組織し、今後の進め方について検討することとしております。

課題としては、地域展開の趣旨の共通理解、地域展開を進めるにあたっての組織づくり、令和8年度のどの時期に部活動地域展開を始めるか等があると考えております。

3つめの、指針に関しての質問ですが、平成30年8月に県教育委員会より「運動部活動運営・指導の手引き」が出ており、それを元に同年10月に村では、学校に係わる運動部活動の運営方針を学校に示しているところです。学校ではこれらを元に大潟中学校部活動運営方針を定めております。その中の学校部活動の意義として、

1. 「生きる力」が育ち、豊かな学校生活の実現につながります
  2. 自主性、協調性、責任感、連帯感などが育ち、努力による達成感を実感できます
  3. 異年齢交流などにより、自己肯定感が育ち、コミュニケーション能力が高まります
- の3つを掲げております。

その他に、部活動運営規程、活動体制、事故防止策等も規定しております。中学校には部活動運営委員会があり、毎年この方針については見直し・検討しているところであります。

なお、部活動地域展開による活動は、現在行われている部活動と同じような形の活動ではなく、中学生がスポーツや新しい活動にチャレンジする機会を作るものになります。このことから、地域展開を進める段階で中学生が参加する地域クラブの運営方針についても検討し、新たに策定しなければならないと考えております。策定した運営方針については係わるすべての方々に周知し、習得をお願いするものになると考えております。そして、よりよい活動となるためには、指導者には国や県により指導者として決められた資格を取得していただき、充実した活動につなげていただけるよう教育委員会としても支援してまいります。

以上であります。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

**【5番：松橋拓郎議員】**

ありがとうございます。現状と課題、今後の予定について承知いたしました。

私、この件について思うこと、今の答弁も含めて日頃から思ってることも含めてなので

すけれども、大きく2点あります。1つは、これから新しい中学生の活動の場を作っていくという中で、その組織をいかに特定の人によらない、属人的なものではない持続可能性の高い組織にしていくかということがまず1つです。もう1つは私自身の考え方として、その地域移行というのは、もちろん教員の方々の負担軽減というのも大きいのですが、もう既存の部活動という仕組み自体、それがもう今のままでいいのか、あるいはもう今後、全く今まで見たことのないような世界になっていく、その転換点になるのではないかなというふうに思っていて、そのことについてきちんと発信・説明していかないと、やはり「今までの部活と違うじゃないか」というふうになるのではないかなというふうな、その2点を思っていて、その上でちょっと補足といいますか、私の考えもちょっと聞いていただきたいのですが、やはり段階的にということだと思っておりますけれども、休日だけ地域に移行していくというのはちょっと中途半端な感じもしますので、やはり段階的にももちろんやってくことが大事だと思うのですが、今おっしゃられたように新しい組織を今後作っていくことが大事なんだろうなと私も思っております。

属人的ではない組織というふうに言ったのですけれども、やはり今までの部活動を見てもですね、教員顧問の先生ですとか地域のボランティアの方、名物教師というふうに言われたりですとか地域のキーマンなんていうふうに言われると聞こえはいいのですけれども、その裏で何かを犠牲にしながらやっているということもあり得ると思います。そうすると、誰かがやっぱり無理してしまうとなかなか後継者が育たない。そうすると、あの頃はよかったみたいなことにやはりなっていくと思うのですね。例えて言うとというところあれですけども、行列のできる繁盛店が惜しまれつつ閉店、あの時はあの味が食べられてよかったけどもう食べられないみたいなことを、やはり教育機会ではそれでは良くないと思いますので、いかに特定の人に無理がかからない形で組織として運営していくか、そういったことが大事なかなというふうに思っております。

大潟村のホストタウン事業で、石川総務課長と一緒にデンマークへ行ったのですけれども、デンマークのボートクラブにお世話になりまして、そもそもデンマークに部活動という仕組みがないということもあるのですけども、お話を伺う限りでは、人手の体制に関しても、資金面に関しても、ちゃんと回っているなど、持続可能な運営母体がちゃんとあるなど、そういう組織をやっぱり作っていくことをここも目指していかなければいけないかなというふうに思っています。やっぱりデンマークでは1人の指導者がチームをぐいぐい引っ張っていくというような、そういう姿は見られなかったかなというふうに思っています。なので、今おっしゃっていただいたとおり、やはりその理念をちゃんと作って、しかもそれをわかりやすい、子どもたちもあの人とこの人と言ってることが違うというのは結構困惑すると思いますので、やはりいかにしてその理念を、作るのも大事ですし、浸透させていくのかということがすごく大事かなと思います。

この部活動の仕組みを根本的に見直すという意味でいくと、例えば先行して休日から移

行しますというふうに言うのですけれども、今後、新しい形になっていくときに、本当に休日も休まず活動する必要があるんだろうかとかそういったことも出てくると思いますし、今までできたことができなくなってくる、金銭的な負担も出てくる、そういったことも意見が上がってくると思うのですけれども、例えば「良い学校に行くために塾に行きます、そのためにお金払います」というのは当たり前で、「オリンピックを目指してます、いい成績をスポーツで残したいです、だけど部活にはお金がかかるのはちょっと抵抗があります」みたいなことになってくると思うのですけれど、それはやっぱり今まで教員の方々ですとか地域の方々も、ボランティアといいますか、時間外の活動、あるいは手当があっても明らかに最低賃金が上回っているような活動の上に成り立っていたようなものだと思うので、そういったことを踏まえて、やはりちゃんと今までと違うのだよということを伝えていくのがすごくポイントになるのではないかなというふうに思っています。

ちょっと長くなってしまったのですけれども、以上のようなことからですね、新しくクラブチーム、その組織を作っていくにあたって、その理念をしっかりとわかりやすい形で浸透させていく必要があるのですけれども、そういったところにはどのような工夫が考えられるといいますか、どんなことを工夫したら、関わる人がその理念をちゃんと共有できるようになるのか、その点についてお考えをひとつ伺いたいです。

あともう1つ、今までの部活とは違うのです、今までできたことができなくなりました、ちょっと負担が増えます、そういったこともきちんと発信していく必要があると思うのですけれども、運営する側から、子どもたちに対しても保護者の方に対しても、その点についてはどのようにお考えですか。

よろしくをお願いします。

**【議長：丹野敏彦】**

三浦教育長。

**【教育長：三浦 智】**

松橋議員の再質問に答えたいと思います。

1点目の理念についてですが、学校の部活動は、先ほど松橋議員の話にもあったように、学校の教育活動の中で「自主的に」という文言はありましたが、昔は全員が一斉に入ったりというようなこともありました。となると、スポーツをやることの意義なり、スポーツの目指すところをしっかりと理解せずに、みんなが入ったから自分も入ってやってみよう、そうしたら、だんだんこれは厳しい部活だな、僕はついていけない、じゃあどうしようか、俺はやめよう、といったようなことも昔は見られました。それがだんだんスポーツというものは、生涯にわたって自分のやりたいことに対して、自分の力で研鑽していったり、または友達と一緒に仲間づくりをしたり、というふうな面もだんだん理解されてきたかと思えます。

今、部活動は、まさに松橋議員が言うように、転換期に来ているかと思えます。これま

で教師の献身的な支えによって部活動が運営されてきたことは皆さんもご承知かと思えます。この後、この部活動というのは、やはり学校もそれから地域も保護者も、みんなが一体となって中学生がスポーツができる、または文化的な活動ができる場を、村として一体となって作っていくという考えにならなければいけないのではないかと考えております。そういうことをもとにして、理念をしっかりと作り、これを今現在の村民みんなに周知していければというふうに考えております。そのために、この後開かれる部活動地域展開推進協議会でその点も踏まえて、先ほど言いましたように、趣旨の共通理解ということについては十分に力を入れていければと思います。

またもう1点、負担が増えるということですが、今まで指導料とか、活動料、保護者の部活動に関して部費等はあったかもしれませんが、ほぼ、まず無料のような形で指導を受けていたということで、この点については今後どのようにしたらより不公平感がなくできるかは考えていきたいと思えます。ある程度の形ができた時点で、負担等、または問題点、課題も皆様にお示しできればというふうに考えます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

松橋拓郎さん。

**【5番：松橋拓郎議員】**

ありがとうございます。そうしますと最後に、行政としてこの問題についてどんなことができるのかということになると思うのですけれども、今その理念をちゃんと作って周知する、それから持続可能な組織づくりをしていく、そのサポートをするということがあると思うのですけれども、いろいろな地域の地域移行、いろいろニュースとか見ていると、先ほど、ある意味、受益者負担みたいなこともあったのですけれども、指導に当たる方々の報酬をどうするかというようなことで、組織づくりと理念の周知に加えて、当面の間ですとかあるいはずっとなのかわかりませんが、指導者の方々に対する報酬、これを100%受益者負担ではなくてある程度行政として支援していくとか、そういう方向性も考えられるのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

三浦教育長。

**【教育長：三浦 智】**

松橋議員の再々質問にお答えします。

行政に何ができるかという点と報酬等のところだと思えますが、まずやはりその組織づくりが非常に重要だと考えております。組織づくりにおいては、うまく運営できるまでにやはり行政のサポートが必要だと思います。併せて、その報酬の面も周辺の市町村の状況も見まして、村の方でどのくらい支援できるかというのを考えて、支援できる分、十分に

支援したいなというふうに思います。

先ほどの話の中でもちょっとお話ししましたが、やはり中学生なるべく全員がスポーツをやる機会がある、芸術活動をやる機会があるというふうな場を作っていくことが村としては大切だと考えていますので、そのときに自己負担によってかなり遠慮するということがないように、なるべく村の方でも支援していければというふうに考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

本日の会議時間は議事進行の都合によりあらかじめ延長いたします。

延長時間は1時間といたします。

次の質問に移ってください。

松橋拓郎さん。

**【5番：松橋拓郎議員】**

現状ですとか今後の予定がよくわかりました。ありがとうございました。

次の質問に移ります。

秋田県立大生と大潟村民の活発な交流に向けてということで、県立大の件に関しては大井議員の方からも質問がありましたので、多少重複してしまう点もあるかもしれませんがご容赦ください。

秋田県立大のキャンパスおよび学生寮である清新寮が大潟村にあるというのは大きな特徴の1つだと思います。村内の農業形態の大規模化および農家の高齢化に伴って、農繁期の働き手に対する需要は年々高まっておりまして、そのような観点からも県立大生、特に寮生の重要性は増すばかりです。

また県立大では実践的な教育がなされていて、そうした学びを求めて全国から集まった学生が、多く大潟村に住んでいることは大きな魅力の1つだと思います。

先ほどの答弁にもあったのですが、240部屋あるということで、これは大潟村の人口3000人とすると、実に約8%ということで、その影響力は決して小さくないと思います。このような点には大潟村としてもすでに着目しておりまして、通学バスの運営補助という形で清新寮を支援しております。3年次から大潟キャンパスで授業を行うアグリビジネス学科の学生さんたち、交通手段がなかなか少ないということで3年次までに寮に引っ越してくる人が多いというふうに聞いております。多少の変動はありながらも、コロナ禍以降はほぼ満室で推移しているようです。アグリビジネス学科の学生さんたちだけで満室になるということはなさそうなので、秋田キャンパスに向かうバスの増便のための大潟村の支援、これは一定の効果を上げているというふうに思います。

村づくり計画の中に、県立大生に限った記載ではないのですが、村民と学生の交流促進のための仕組みを検討するということが明記されております。また数値目標としても村政への学生の参画数を増やすことが掲げられております。県立大を含む複数の大学と連携協

定を結んで、その協定に基づいて様々な事業を行ってきたと思いますが、学生との交流ということについては、あまり活発ではないというイメージを抱かずにはいられません。実際に知り合いの県立大生および関係者、事務の方ですとかからちょっと話を聞いてみたのですが、村民との関わりはアルバイトがほとんどで、それ以外にはサークル活動や大学の研究で関わることもあるかもしれませんが、限定的であるというような意見が多かったです。

以上のようなことから質問いたします。

まず1つめ、前日の総合村づくり計画の中に、学生が自治会活動や地域行事に参加する仕組みづくりを検討するというふうにあります。これまで実際にこの仕組みづくりに則って行った行動・活動はあるのでしょうか。

2つめ、またその計画の中に学生の村政への参画というふうにあります。これは具体的にどういうことを指すのでしょうか。

以上、2点お願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

松橋議員の質問にお答えします。

1つめの、学生が自治会活動や地域行事等へ参加しているかについてですが、例年6月に行われる八郎湖クリーンアップへの県立大生のボランティアでの参加は長年継続され、60周年記念式典では感謝状を贈呈させていただいた他、60周年記念ロゴマークの選定委員会に県立大生が参画し、学生ならではの意見をいただいたところです。地域交流としては、年によっては大湊村青年会が主催する盆踊りへの運営に参加することもあるようです。松橋議員がおっしゃるとおり、県立大生は農業バイトのほか、村内各店舗・事業所などでのアルバイトを通じて村民との関わりをもっています。また、地域おこし協力隊が主体となり、生態系公園で定期的で開催されるカタマルシェに、ボランティアの県立大生が企画から携わってイベント運営を行っており、地域活性化に寄与しているといえます。

また国際教養大学とは連携協定に基づき、大湊中学校に学生が来校し国際交流を図ったり、毎年、大湊村国際交流協会が主催する国際料理交流会にも学生が参加したりと村民との交流がみられます。

なお、村と連携協定を締結する大学の学生等が地域課題及び行政課題の解決に資するフィールドワーク及び交流活動を行う取り組みに対し、30万円を上限とした支援制度を令和6年度に創設したところであります。このように、学生が村行事や事業に参画する事例または参画しやすい環境づくりに取り組んでいるところです。

2つめの学生の村政への参画についてのご質問にお答えします。

数年前から県立大生は、生物資源科学部の地域計画学の講義の中で、村農業の現状や課

題について学んでいます。村職員がコーディネーターとして関わっており、県立大生が農業生産者との意見交換を通して、村産業への提案事項を広く成果発表しています。また昨年度、県立大学は、村で「あきた地域学アドバンスト」を行いました。あきた地域学アドバンストとは、県内のいずれかの地域に赴き、現場の実情に触れ、住民等に聞き取り調査を行い、さらには収集した情報から課題解決策を考案する、2年生の希望者を対象とした夏季集中講義のことです。私も県立大学において「秋田県大潟村の課題と地域振興」というテーマで講義しましたが、その後、県立大生は2日間にわたって青年会、フレッシュミズ、婦人会、農業近代化ゼミナール、JA職員、役場職員など各種団体と意見交換を行い、自分たちが選んだテーマの課題解決にむけて活性化方策案を作成し、役場会議室を会場に村民向けに成果発表をしたところです。

また、年明けから第3期大潟村総合村づくり計画等策定のための村民ワークショップを開催する予定ですが、県立大生にもワークショップに参加していただくよう依頼することとしております。

以上のように、主に県立大の学生から、様々な場面で村づくりへの提言をいただく機会が増えてきております。引き続き、村の事業や計画策定へ関わっていただき、その意見を反映させていくことを村政への参画と考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

**【5番：松橋拓郎議員】**

ありがとうございます。私が聞き取りを行った限りではあまり活発ではないというふう聞いていたのですが、実際にお話を伺ってみるといろいろなことをやられているのだなということがよくわかりました。

第3期総合村づくり計画においても、県立大との交流について検討するというようなお話があったので、私もですね、学生さんに聞いたエリアですとか、自分なりにちょっとこういうものがないのではないかなとちょっと考えてきたのですけれども、やっぱり現状、寮の入居率は非常に高いほぼ100%というところで、これは地方交付税の算定にとっても非常に望ましいことだと思うのですけれども、そういったことを抜きにしても、学生生活を通してやはりこれからも大潟村に住みたいと思ってもらえるような活発な交流が大事なのかなというふうに思っておりまして、大井議員とのやり取りの答弁の中で「独立就農」という話もあったのですけれども、今後、大潟村の農業形態がさらに大きくなっていくと、当然雇用の必要性も増してくると思いますし、独立ということもあるのですけれども、就職ということも選択肢にあっているのかなというふうに思っています。

実際に私のところでアルバイトをしていた学生さんですけれども、卒業後に第三者承継で、今農業を営んでる学生さんも出てきてますし、そういったことをどんどん進めていくべきなのかなというふうに思っています。

いろいろ意見を聞いてるとですね、やはりその課題解決に対してちょっと参加してみたいというところで、学生版地域おこし協力隊のようなものがあったら参加したいですとか、あとは大潟村の中で普段学んでいることを大潟村の実際の農家の方のフィールドで一緒に学べるような機会があつたらいいとかですね、アイデアベースなどいろいろ出てくるのですけれど、大潟村の活動、自治会活動、地域活動ですとかアルバイトに参加するというような条件をつけた上で、なにかそういった奨学金があつたらいいのではないかとですか、奨学金の創設というのはなかなかハードルが高いかもしれないのですけれど、奨学金ですとか、教育ローンですとかの利子補給を条件をつけて行うというようなことですか、あるいはいろいろなコミュニティで何年以上ここに住んだら返済不要みたいな奨学金もあつたりしますので、そういった観点で奨学金というのもひとつ面白いのかなというふうには思ったのですが、いろいろその意見を聞いた上で、私としては2点ご提案したいと思います。

1つめはですね、先ほど学生向けの講義ということがあつたのですけれども、これはいろいろな地域でやっていく中で大潟村が選定されたときがあつたということだと理解していますが、これがやはり好評であつたのであればなおさら、その話を私も学生から聞いていたのですけれども、結構好評だったので、これを県立大との連携協定の中で定番化するといいますか、大潟村を知ってもらう、課題解決に参画してもらうという講義を県立大とひとつ持つというのもいろいろ参加したくてもなかなか時間の制約があつて参加できない人もいると思うので、これが単位がもらえる講義というふうになると、またちょっと参加しやすさも変わってくるのかなというふうに思うので、そういった講義を一緒に1個、作っていくというのはどうかなというふうに思いました。

あと今後、雇用の必要性が増していく中で、ただいきなり雇用しようと思つてもなかなかうまくいかないと思いますので、多少なりとも農業に興味を持って大潟キャンパスに来てきてくれている学生さんですし、農繁期の単純作業以外でも雇用をこれから検討している企業に対してインターンシップのプログラムを作ってもらつて、そのインターンシップに参加したい学生と、将来的に雇用をしたい、インターンシップもやりたいという企業のマッチングが起きればいいかなというふうに思っております。なかなか新卒採用するというのはハードルが高いとは思いますが、とはいえやはりそういうことを経験して慣れていくということが必要かなと思うので、例えばいきなりインターンシップできなくてもそのプログラム作りを支援する、それが行政として直接できなくてもそういった専門家を派遣するですとか、そういったことを学ぶ際の費用を助成するとか、そういったことはできるのかなというふうに思っておりますし、あと先ほど地域おこし協力隊のような形

で、いろいろな農家のところで経験を積んでというお話がありましたけれども、協力隊という枠であればある程度固定給もあるでしょうから、そういった中で将来的に雇用を考えている経営体とインターンシップという形で経験していくとか、そういったこともあり得るのかなと思いました。

その2点について、村長のお考えをお聞かせいただけませんかでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

松橋議員の再質にお答えします。

まず県立大の方でも、先ほど言ったように、地域計画学という中で村のことを学んだり、さらに深くということで、あきた地域アドバンストということでやっていただいたということで、こちらは本当に集中してやって、発表までして、非常に素晴らしかったです。それはそれですが、今後、村としてその講義を継続して持っていけるかということで、今まであまりそうしたことは考えたことがないということが事実でして、学校側から来てはじめて協力していたという、村側から積極的なアプローチは、講義という形では今までなかったもので、ただ、いろいろな企業が実際そういうものを作ってやっているということがもう既に始まっていますので、いいアイデアだなと思ったところです。どういうコマ数でどうするかということは別にして、学校側にも少し話を向けることができたかなと思います。

またインターンシップについて、私も実は学長が来た折にはちょっと話題に出したりしていて、アルバイトだけではなくて、インターンシップという形で単位がもらえたりするようなことが村内でできないかということで少し話をさせていただいたりしていましたが、それは話で終わっているような状況で、この点についても一緒に組み立てて、どういったプログラムを受け入れる側が作れるかという少し具体的なものも交えながら具体化できれば、本当にもっと踏み込んで、農業にもっと深く関わりたいという学生が出てくることも想定されますので、その後、村での就農や、また法人での就農であったり、将来的には独立だったり、そうしたことに繋がっていければなとも思います。

いずれちょっとどこまでどうできるかということは大学側と協議しなければなりませんので今の段階では何とも言えませんが、こうしたことを話題に上げて少し話を向けてみたらどうかなと思った次第です。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【5番：松橋拓郎議員】**

これで終わります。ありがとうございました。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、8番、松雪照美さん。

**【8番：松雪照美議員】**

8番、松雪照美です。

私からは、2点質問させていただきます。

まず1点目、中学校制服の新調化についてです。

村創立60周年記念式典も盛会のうちに終わり、県内外からも温かいお言葉や激励の一語をいただくなど、嬉しく思っているところです。

また改めて、これまでの60年という長きに渡りご尽力されました入職者の方々や、今回の事業に関わってくださった関係各位に心から感謝の意を表したいと思っております。

村は当時から変わらない良さと進化した箇所が共存し、現在も前に前に歩みを進めていると思います。特に、懇親会のオープニングで少人数ながら素晴らしい演奏を披露してくれた大瀧中学校吹奏楽部の生徒たちの元気あふれるパフォーマンスに向けられた、来賓、村民の皆様方の笑顔と拍手の音は今も目に耳に焼き付いています。

そこで中学校創立60周年を間近に控え、今ある毎日の学校生活に新鮮さを持ち、他の市町村に引けを取らない、学ぶ意欲の構築の一助になればと、中学校の制服の新調化についてお考えいただきたいと思います。

中学校の制服は、おそらく私の記憶が間違っていなければ、57年前の中学校設立当初から変わっていないと思われま。生地には厚みがあり、最近の気候変動による猛暑時には熱がこもるのではないかとと思われま。特に女子生徒のブラウスにベストの組み合わせは、インナーが透けて見えるなどの理由で、夏場でもベストを脱がずに着用し続けています。これは何年も変わらぬ課題となっておりますが、この状況は熱中症対策に反しているのではないかとと思われま。

実は数年前にも一度、新調の動きがあったと記憶していますが、そのときは準備不足の点もあり、実現に至らなかった経緯があると認識しています。

先般の吹奏楽部の活躍にもあるように、今後は村外・県外へ出る機会も増えることでしょう。それだけではなく、他校との交流も活発に行われる時代が訪れるはずで。どうか学校生活を今以上に快適に過ごしてもらおうべく制服の新調化を進めていただき、新調化に向けて助成措置を予算化していただけるようお願いしたいと思ひま。

よろしくお願ひいたしま。

**【議長：丹野敏彦】**

三浦教育長。

**【教育長：三浦 智】**

松雪議員の質問にお答えしま。

制服新調化についてのご質問ですが、学校の制服というものは、村や教育委員会が定め

るものではなく、学校が校則で定めるものです。

大潟中学校の現在の制服のデザインですが、かなり昔のことですので経緯については不明ですが、昭和52年頃、現在のデザインになったとのこと。現在は寒さ対策とジェンダーフリーの考え方にに基づき、女子生徒のズボン着用を認めており、またご指摘のあったブラウス問題については、令和7年度から男女ともポロシャツを正式に制服に加えることで対応することとしております。すでに生徒には説明しており、保護者や新入生にはPTA懇談会で説明する予定です。

このように制服や校則については、すでに学校が自主的に取り組んでおります。過去に、体育着が平成20年度に新調されましたが、これは、生徒の意見をもとに生徒会執行部が中心となり、2年間をかけて活動した結果となっております。それ以前にも、頭髪に関する規則改正や通学バッグなど、生徒から寄せられた改善要望をもとに生徒会が規則を改正してきており、これは大潟中学校の優れた伝統であると思います。

新調化に向けた助成措置ということでしたが、まもなく学校が60周年を迎えることですので、その事業の1つとして学校から相談がありましたら、村としても協力していきたいと考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

松雪照美さん。

**【8番：松雪照美議員】**

今、教育長が、校則で定めるものなので生徒が自発的に発言をしなければこれは変わらないという形でおっしゃったと受け止めましたが、例えばなのですけれども、学校側から中学生だとか、例えば小学校の高学年に向けたアンケートなどで周知を図っていかねば、子どもたちはもう変わらなくて当たり前だと思ってしまうのではないかと思われるので、そのところをこちらから少し話してみるような機会を作っていただけないものではないでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

三浦教育長。

**【教育長：三浦 智】**

松雪議員の再質問にお答えします。

例えばアンケートなどでというようなアイデアがありました。大変参考にさせていただきたいと思います。

教育委員会としましては、校長の方にそのようなことがあるということをお伝えしながら、やはり最終的には学校の自主性に任せたいと思います。何らかの仕掛けをするということは非常に良いアイデアだと思いますので、その点、校長の方にも伝えたいなという

ふうに思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

松雪照美さん。

**【8番：松雪照美議員】**

今アンケート等で周知を図っていただけるということでしたけれども、私とすれば自分も着用してきた経緯があり、そこも含めますとかなり昔のスタイルであると思われま。早急に対応していただきたいところですが、全体からということが厳しいのであれば、ブラウスとか、ポロシャツというのは例えば県外とかに出たときに少し損をしてしまうようなところがあるのかなとも思われますので、そこら辺のところも周知をよろしくお願ひしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

三浦教育長。

**【教育長：三浦 智】**

松雪議員の再々質問にお答えします。

周知についてはわかりました。校長を通してやっていきたいと思ひますので、それで対応していきたいと思ひます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問に移ってください。

松雪照美さん。

**【8番：松雪照美議員】**

では、2点目に移ります。

中学校のタブレット使用についてお尋ねしたいと思ひます。

村では他町村に先駆けて、ICT事業に着手しました。そこで次の2点についてお尋ねしたいと思ひます。

まずはICT事業を実践されて、その効果はどのように表れていると評価されておりますか。また課題があるとすればそれはどのようなことでしょうか。そして今後、その課題に向けてどのように取り組んでいかれるのかお尋ねしたいということと、2点目のタブレットは現在、全児童生徒に1人1台貸与になっていて、宿題や家庭学習などで自宅に持ち帰っていると聞きます。ICT教育推進事業の一環として必要なことだとは思ひますが、自宅に持ち帰ってまでの使用にどの程度の効果があるもののでしょうか。またタブレットの導入により、先生方の指導案作成や教材作成のメリット・デメリット、授業の質や維持向上にどの程度役立っているのかお尋ねしたいと思ひます。

よろしく願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

三浦教育長。

**【教育長：三浦 智】**

松雪議員の質問にお答えいたします。

1つめのICT教育の効果と課題についてですが、ICT教育はあくまでも授業の1つの形態であり、タブレットは文房具の1つと考えております。従って、学校における教育全てをICTに置き換えるものではありません。これまで使ってきた紙の教科書や黒板とICT機器類を併用して学校教育を展開しており、ICT教育の効果というとそれだけを取り出して結果を測るのは難しいのではないかと考えます。

1つ挙げるとすれば、ICTを取り入れたことにより教員の授業形態が大きく変わり、児童生徒はタブレットを活用することで学習への興味・関心が高まっている点が上げられます。今年4月に行われた全国学力学習状況調査の質問紙で、中学校3年生が「タブレットで自分の考えや意見を伝えるができる」「友達と考えを共有したり比較したりすることができる」という項目で「とてもそう思う」と回答した生徒が全国平均より20%も上回っています。このような点からも早期に導入し活用している点で、一定の評価ができると思います。

課題についてですが、タブレットを活用した授業実践は導入してから3年程度しか経過していませんので、今後は改善しながらより効果を高められる授業構築ができるかが課題だと考えています。また、タブレット端末等の電子機器には耐用年数があるため更新が必要であり、その都度に大きな費用がかかるため、財源をどのように確保するかも課題となっております。

なお現在、小中学校にICT支援員を1名配置しており、タブレット管理やICT機器の活用補助にあたることで充実した教育ができております。今後、この人材確保も課題となると考えています。

2つめの質問は、タブレットの持ち帰りの宿題と、教員の授業準備・実践の2つに分けてお答えしたいと思います。

1つめはタブレットの持ち帰りについてです。現在、小学校は週1回、中学校は毎日タブレットを持ち帰っております。タブレットはあくまで文房具の1つですから、今の児童生徒には将来にわたってインターネット活用能力やICT活用スキルは重要な資質になると思います。従って、タブレットの活用は学年に応じたスキルを身につけることが大切だと考えています。

松雪議員が心配されている故障等は、現在、小中学校で年間1、2台程度です。代替え機の準備や修理などで対応し、児童生徒が長期間にわたって使用できないということはありません。持ち帰ってからの不適切な使用については、タブレットにフィルタリングをか

けており、また端末を使用した履歴は端末に残っているため、教職員はどの生徒がどんな使い方をしたか把握することができ、指導が必要な場合は適宜行うことができます。

家庭での学習で、タブレットを活用できることは有意義であります。例えば、学習していて気になった単語や関連情報をタブレットを用いて調べ、理解を深めることができます。また、タブレットに自分の苦手なところを重点的に学習できる学習アプリもあります。さらには学校で学習してきた学習の記録もタブレットで見ることができ、復習にも有効です。また、課題の範囲も広がり、動画や写真での記録、先生からの課題をWebで提出するなど、現在も活用方法はどんどん広がりを見せています。従って、家庭に持ち帰った際も個別最適な学びにつなげる宿題や課題を実施することに効果があると考えています。

2つめのタブレット導入による教師の授業づくりの効果についてですが、ICT機器を活用することで映像や写真、デジタル教科書活用など児童生徒の興味のわくような学習を提供できています。また、デジタル教材を活用することで児童生徒が自ら操作して試行錯誤するような活動も容易に行うことができます。例えば、算数の立体をデジタルだと簡単に展開図を造ることができます。このことは児童生徒の理解を深めるメリットがあるとともに、教員が教材準備にかかる時間を短縮することができます。従って、授業の質という点に関しては向上していると思います。

デメリットですが、現在のところはあまり見当たりません。ただ、現在の活用方法がより有効なのかという課題は残ります。常にこれまでの実践を検証し、それを元に改善しながらこれからも学校とともに取り組んでいきたいと思っています。

これまでできなかったことが、タブレットを活用することでできるようになったことがたくさんあります。これらが児童生徒にとってより効率的で学力向上や生徒指導上、有効かを今後検証しながら、研究していくことが大切だと考えています。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

松雪照美さん。

**【8番：松雪照美議員】**

今、教育長がおっしゃったタブレットは文房具の1つだという考え方に、時代は変わったなとちょっと思っていました。

タブレットの使い方によってそれだけのスキルアップに繋がればいいのですが、他のことのスキルアップに繋がらないように、そこら辺の指導をきちんと図っていただきたいと思っています。

また、私が思うのは低学年の持ち帰りのときに、ランドセルの重さがちょっと気になるという保護者の声を聞いたことがございまして、そこら辺の負担の軽減の方法、それからいじめの対応にも、先ほど教育長から使用されていると伺ったので、それはとても良いこ

とだと思いますが、特に低学年には硬筆に力を注いでもらいたい時でもあります。最近では紙に書くことが少なくなった分、筆圧が弱くて、鉛筆の持ち方もぎこちない生徒が見て取れます。美しい文字は一生の宝ですので、低学年に対しては特に硬筆の重要性を今一度再認識していただいて、タブレット授業と上手に組み合わせながら進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

三浦教育長。

**【教育長：三浦 智】**

松雪議員の再質問にお答えします。

持ち帰りにより他のことに繋がらない、あまり悪い使い方にならないようにということですが、これについては保護者の方にもお願いしていますし、家庭での管理の方も見ていただきたいということで、保護者と学校が一体となって子どもを良い方向に導くということについては、ご家庭からも理解は得られるかと思います。また対応としては、先ほどお話ししましたように、様々な点でフィルタリングや履歴の確認なども丁寧に行っていきたいと思うので、学習以外に活用しないよう努めてまいりたいと考えています。

またデジタルだけという考えではなく、松雪議員がお話しくださしました、美しい文字は一生の宝というのは私も同感でございます。先ほど話をしたように、紙の教科書、紙のノートも活用しております。そして低学年であれば、もちろんひらがなを習得する鉛筆の持ち方、座り方についても、とても大切なことでもありますので、十分に時間をとりながら指導しています。ですから、先ほど松雪議員からもあったように、組み合わせで上手に、子どもたちが将来生きていける力に結びつけるよう、学校とともに考えていきたいと思えます。

ランドセルの重さ、負担についてはいわゆる「置き勉」というふうにして、全ての教科書、全てのノートを持ち帰る、持ち帰らないということを学校の判断で行っております。今のランドセルに、確かにタブレットが入る、ただタブレットもある程度重さがあるということで、その負担についてはあまり負担にならないように、また昨年度の例で言いますと、持ちやすいように保護者の方で工夫して、タブレットが入るバッグ、手提げ袋なども活用しているようなところも見られます。いずれ子どもの通学の負担にならないようには配慮していきたいというふうに考えています。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【8番：松雪照美議員】**

ないです。終わります。

ありがとうございました。

**【議長：丹野敏彦】**

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 5 時18分)

# 令和6年第8回(12月)大潟村議会定例会【第2日目】

1. 開議日時 令和6年12月6日(金) 午前10時00分～午前11時56分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

## 3. 出席した議員の氏名(敬称略)

1番 松本 正明	2番 菅原アキ子	3番 川渕 文雄
4番 黒瀬 友基	5番 松橋 拓郎	6番 菅原 史夫
7番 齋藤 牧人	8番 松雪 照美	9番 三村 敏子
10番 大井 圭吾	11番 工藤 勝	12番 丹野 敏彦

計 12名

4. 欠席した議員の氏名(敬称略) なし

## 5. 説明のため出席した者の氏名(敬称略)

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 三浦 智	
総務企画課長 石川歳男	税務会計課長 近藤比成
生活環境課長 薄井伯征	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 伊東 寛	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第2号を参照〕

## 8. 本日の会議に付した事件

議案第70号 大潟村集合型村営住宅条例の一部を改正する条例案  
議案第71号 工事請負変更契約の締結について  
議案第73号 普通財産の貸付について  
議案第74号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について  
議案第75号 令和6年度大潟村一般会計補正予算案  
議案第76号 令和6年度大潟村診療所特別会計補正予算案  
議案第77号 令和6年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案  
議案第78号 令和6年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案  
議案第79号 令和6年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案  
報告第6号 令和6年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告  
陳情第7号 安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情

- 陳情第8号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情
- 陳情第9号 健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情
- 陳情第10号 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情
- 陳情第11号 「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情
- 陳情第12号 「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情
- 陳情第13号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの出席議員数は、12名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付しております議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1、議案第70号「大瀧村集合型村営住宅条例の一部を改正する条例案」から、日程第10、報告第6号「令和6年度大瀧村一般会計補正予算専決処分報告」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

次に、日程第11、総括質疑を行います。

昨日の村政報告並びに提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

2番、菅原アキ子さん。

**【2番：菅原アキ子議員】**

2番、菅原アキ子です。

私から2点のことについて伺いたいと思います。

はじめに、4ページの新型コロナワクチン接種事業についてですが、10月で260名の方が受けられたという報告でございました。この頃はまたインフルエンザやコロナワクチンが増加傾向にあると報道されております。終わったことは知っているのですが、追加で、ちょっと不安を覚えている村民の方から、今後村の助成があるようなそういう接種は考えていないのかなという声がありますので、そのことについて伺いたいと思うのですが。

**【議長：丹野敏彦】**

福祉保健課、北嶋課長。

**【福祉保健課長：北嶋 学】**

菅原アキ子議員のコロナワクチンの助成といいますか、そのことについてのご質問ですが、今月号の広報にも掲載していたかと思うのですけれども、今のところインフルエンザも流行っていてそのワクチンもやっているということで、コロナワクチンと混同しないようにということで、診療所においては12月18日にコロナのワクチンの接種日を設けております。その予約といいますか、それが前週なので、来週の9日から13日までの間に予約をしていただければ、18日に村の方ではその日をコロナワクチンの接種日として設けておりますので、それをご利用いただければというふうに考えております。

なお、今期のコロナワクチンの接種期間といいますか、これは全国統一なのですが令和7年3月31日までということになっておりますので、希望者がもしあるようであれば、月1回、2回程度になるかと思いますが、接種は可能というふうに考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【2番：菅原アキ子議員】**

わかりました。

きっとまだ広報を見られてない方々だと思います。3月までまだあるということで、その場合でも月一、村からの助成も行っていただけるということでもよろしいのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

福祉保健課、北嶋課長。

**【福祉保健課長：北嶋 学】**

すみません、先ほど申し忘れました。今回のコロナワクチン1本あたり、国の算定で1万5,300円となっております。そのうち国が8,300円を助成しまして、その後、村の方でも4,000円の補助ということで、自己負担は定期接種の65歳以上の方と60から64歳までの基礎疾患のある方については、自己負担額3,000円で1回接種ができると、それ以外の任意接種と呼ばれている方々につきましては、少し高くなりますが1万1,300円こちらの自己負担がかかるということでご理解いただければと思います。

よろしく申し上げます。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【2番：菅原アキ子議員】**

ありません。よくわかりました。

次の質問ですけれども、9ページの脱炭素事業の進捗状況についてですけれども、想定

外にいろいろな問題が起りまして、まだ引き渡しに至っていないということは昨日伺いました。

このことなのですけれども、昨日村長もおっしゃっていたように、採算性をしっかり考えて試算して、将来負担にならないように、メリットがあるように検討していかなければならないということをおっしゃっていたかと思います。今年度中に方向性をつけていかなければいけないという、その見込みですね。村としてこれから検討されて試算していくことは十分わかりますけれども、その見込みについてはどうなのでしょう。

それからもう1点、10月から初めてもみ殻を受け入れました。その状況、もみ殻を持って行った方からの苦情なのですけれども、まず電話が繋がりにくい。それから2人で現場でやっておられるようなのですけれども、その受け入れ体制がなかなか、大潟村からすればちょっと貧弱な感じではないかと。もちろん初めてなので、試行錯誤しながらこれから頑張っていくことだとは思いますが、受け入れ方法の改善点等、今何か考えているようなこと、来年度に繋がるようなことがもしありましたら、お聞かせいただきたいと思っています。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原アキ子議員の質問にお答えします。

まず脱炭素事業に関してですが、昨日の一般質問での答弁もしたように、事業全体の中の特に第2フェーズというもみ殻ボイラーの追加部分ですね。それについて、昨日は今年度中に増やす、増やさないの判断をするということをお話をさせていただきました。

その他、太陽光については、概ね事業計画変更した分も含め計画ができていまして、それをしっかり進めていくということで今取り組んでいるところです。

今、議員もおっしゃったように、当然採算性もですし、実需側、熱だったり電気を利用する側にも不利にならないように、今の段階では石油を買ったり、電力を東北電力から買ったりするよりもトータルで安くするよということに試算をしているところで、またそれによってオーリスの方も事業がマイナスにならないよということに進めているところです。ですので、事業全体としてしっかり経営も成り立ち、利用する事業所も利益が出るよに取り組んでいければと思っていますので、どうかよろしくお願ひします。

そしてもみ殻の受け入れですが、今回、初めて農家に協力をいただいて受け入れさせていただきました。ほぼストックヤードのハウスいっぱいになるぐらい協力をいただいたところです。

その中でやはり初めて受け入れるよということで、処理能力等、想定していたよりもちょっと能力が劣っていたり、またそれを改善したりよということで取り組んでいるよのことです。今回、様々な課題というものもありますよので、次年度以降そうしたものをしっかりク

リアしながら、スムーズな形で協力してもらえるように取り組んでいければと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

私からは以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【2番：菅原アキ子議員】**

もちろん事業所、オーリスもですけれども、村民のそういう期待とといいますか、なかなか難しいだろうということは思っていたのですが、いろいろな問題をぜひ解決して、どちらも不利にならないように、何とかその今年度中に試算して検討するというふうには村長おっしゃっておいりましたので、3月末までに、村民がやはりやってよかったなと思えるような安堵感に浸れるような試算をぜひしていただきたいと思いますし、先ほどまともみ殻もそうですけれども、結局受け入れ体制がちょっと不十分だったものですから、もう持って行かないで途中で諦めて処理したという方もいらっしゃいます。ぜひ来年度は村で受け入れて村民から喜んでもらえるような、そういう事業として認めてもらえるような改善策を、ぜひ解決に向けていけるように努力していただきたいと思いますので、もう一度そのお気持ちをお聞かせいただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の再質にお答えします。

まず1点、今実際に進めている事業も採算性を考慮して組み立てているということで、一応計画としてはボイラーをもう2台追加する計画になっているので、その追加するしないの判断を今年度中にはしたいということですので、今ある事業自体もまず採算性を考慮した形で進めているということですので、どうかよろしくをお願いします。

またもみ殻の受け入れも確か47名ぐらいの方が協力してくれたと伺ってしまして、非常に、当初想定したよりも協力いただいたと思っています。

また、実際のくん炭の活用についても結構広がりを見せているような状況も感じていまして、そういったことも併せながら、もみ殻を持ってきてもらうこととくん炭を使っていたら、それによって農家にもメリットが出るように、今、環境直接支払いの農地への炭素投入ということで、くん炭を入れるとそうした交付金がもらえますので、そういったものも併せながら進めていければと思っています。

次年度以降、今回いろいろな課題も見えていますのでそういったものをしっかり解決しながら、農家にとってもより良い形で協力してもらえるように組み立てていければと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

以上です。

**【2番：菅原アキ子議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

11番、工藤勝さん。

**【11番：工藤 勝議員】**

11番、工藤勝です。

私から3点質問したいと思います。

まず、5ページにありますマイナンバーカードの健康保険証利用について質問いたします。

ここにも書かれているとおり、法改正により現行の保険証は12月2日以降新たに発行することはできなくなり、今後マイナンバーカードによる健康保険証の利用を基本とする仕組みに移行されたということでございます。

これにあたっては、広報の11月号にもこのことに関しては載ってはおりましたけれども、まず12月2日以降ですのでまだそんなに日は経っておりませんが、まず福祉保健課または診療所の方で、何かトラブル又は苦情等は電話等で寄せられてはいないものでしょうか。

またこれに関しては、マイナンバーカードを持ってる方は紐付けできるということですが、この紐づけに関してやはりマイナンバーカードを持っていないといけないので、このマイナンバーカードの取得率というのはどういう状況でしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

福祉保健課、北嶋課長。

**【福祉保健課長：北嶋 学】**

工藤議員の、マイナ保険証ですか、そちらの方にかかる質問にお答えしたいと思います。

1点目のトラブルや苦情等々あるかということですが、今のところ、前から言いますか、診療所の方では「マイナンバーカードで受診していますか」というような声かけをしておりますので、また診療所にかかるような方々は定期的にいらっしゃるということもありますので、そういった苦情やトラブル等々の話はこちらの方には来てはおらない状況ということになっています。ただ、初めて使われる場合については、窓口の方で紐づけ等々、認証等々できますので、その際はお伝えいただければ診療所の窓口で対応したいというふうに考えております。

もう1点の取得率についてですが、保有枚数率というような形でお話させていただければ、村の場合は78.5%、これが11月末現在最新の数字になりますけれども、8割弱の方々が保有しているというような状況となっております。

なお、マイナ保険証としての紐付けをされているかどうかについては、ちょっとこちらでは把握できてはいないということで、もし紐付けされていなくても各医療機関の方で、先ほど申しあげましたように、窓口の方では紐づけ等々できますので、その際は医療機関と相談しながらやっていただければなというふうに思っております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

工藤勝さん。

**【11番：工藤 勝議員】**

わかりました。ありがとうございます。

今一度、確認のためにお聞きしますけれども、これから発行する方はマイナ保険証として発行すると思うのですが、今までマイナンバーカードを持っていた方が紐付けされたかについては、紐づけしたかどうかは村で今後もわからないということなんでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

福祉保健課、北嶋課長。

**【福祉保健課長：北嶋 学】**

工藤議員の再質にお答えしたいと思います。

マイナ保険証と紐付けされてるかどうか、ご自身でわかる範囲でということになりますと、この春まででしたか、やっていたマイナポイントで満額分、例えば2万ポイントですとか、それを取得されている方については紐付けがなされているというのがご自身でご理解できるのかなというふうに思います。

後は役場の方で紐付け作業はやっておりますけれども、紐付けの際は流れ作業的なものでやっておりましたので、その集計というのはちょっとできていなかったのかなというふうに思っております。（後ほど訂正あり。把握している。P115参照）

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

工藤勝さん。

**【11番：工藤 勝議員】**

まず先ほどマイナンバーカードの発行に関しては78.5%ということですが、これは全国平均から見てもちょっと低いのではないかなと思っておりますので周知するような努力をしていただきたいなと思っておりますけれども、私自身もまだ医療機関、薬局等に行っていないのでまだ紐付けはしていないのですが、これはパソコンからとかスマートフォン、またはセブン銀行のATMでもそれができるようですので、やはりこういった周知を

していただきたいと思っておりますけれども、私自身、近々やりたいなと思っている理由としては、やはりカードが2枚もあっても仕方がないので1枚にまとめることが自分としてはいいのかなと思っておりますし、確定申告の際に医療費の控除自体が今までは領収書を溜めていなければいけなかったのが、そこを見ると簡単に引き出せるという便利な部分もあるのでそういった部分、その他にも広報の11月号に載っていましたが、そういったメリットの部分の部分をしっかりと載せて周知をしていただきたいと思っております。広報以外にはLINEやホームページには載っていませんでしたが、今後の周知についてどのようにしていくおつもりでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

福祉保健課、北嶋課長。

**【福祉保健課長：北嶋 学】**

工藤議員の再々質の方にお答えしたいと思います。

マイナカード、様々な便利な機能といいますか、そういったものがあるということで、その部分を周知してもらえればというようなご質問ですが、まさしくそのとおりだと思っております。ただマイナンバーカードを取得する、しないは確かにご本人の意思ということにもなりますが、そういったメリット等々周知しながら、まだ載っていないようですので、LINE、村のホームページの方には掲載しながら、周知に努めていきたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問に移ってください。

工藤勝さん。

**【11番：工藤 勝議員】**

7ページにあります、令和6年産農作物の作柄等に関連しての質問をさせていただきたいのですが、去年、一昨年と米の作況もあまり思わしくなく、今年に関してはどうなのかなと思ったところ、豊作までとはいかずどうなのかなという感じではありましたけれども、主食用米の価格が高騰したということで、去年、一昨年とは違って村民の方もまずほっとしているところではないかと思っております。

それに合わせまして、やはり今年に関しては、確定申告、来年に向けてそういう時期にも近づいてまいりましたので、多額の税金を納めることになるだろうなみたいな話が出てきております。そういった中で、やはり村民感情としては、多額の税金を納めるにしても村として有効に使ってほしい、また村民に対して何か還元してほしいという話を私におっしゃる方がおりました。それで村長にお聞きしたいのですが、令和7年に向けて税収が増えても、地方交付税で調整されそう増減はないと思うのですが、村民感情としては多額の税金を有効に使ってほしいということですので、令和7年に向けての何か

新たな事業、予算付けを考えているかどうか。村長にお伺いしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

工藤議員のご質問にお答えします。

まずは主食用米の値段が上がって、村の税収も増えるのではないかとということではありますが、確かにそういう要素は非常に大きくあります、かなりの値上がりですので。農家によって個々に違いますが、約半分が主食用米で、半分は加工米中心または畑作であったりですので、村全体でいくと半分、全部の農地からではなく半分が、主食用米の部分が値上がったとそういうことで捉えているところです。

また、個々の農家においてずっと準備金を活用されている農家もかなりいらっしゃるのですが、どの程度それが農家の所得として税金までくるかということもちょっと不透明なところがありまして、ただ例えばボーナスを多く出したりとそういう部分では、住民税等が増えることがあると思いますが、まだしっかりと試算はしていませんが、大幅に増えるというようなことには、いろいろな節税対策も農家もされるのではないかなという気もしているところです。

いずれ、こういう状況の中で税収がある程度は増えると思いますが、やはり有効に活用していくということは当然ですし、議員の皆さんからも様々な意見交換の場でもありまして、今回の一般質問の中ででもいろいろありましたので、そういったことも考慮しながら、しっかりと来年度予算を組み立てていきたいと思っております。

具体的なお話は今の段階でなかなかできませんが、いろいろなお話を伺っていますのでそういった面で何ができるか、またはどれぐらいのしっかりとした見込みを立てられるかということもしっかり組み立てた上で予算編成に活かしていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

工藤勝さん。

**【11番：工藤 勝議員】**

コロナ禍のときにはコロナ関連の補助金が国の方からもたくさん来て、いろいろな事業が独自に行われていたわけですがけれども、コロナが収まってまず普通に事業ができるようになったわけですがけれども、このコロナ関連の補助が来ていなくても、例えばプレミアム商品券だったり、ローンの免許取得にもかなりのお金がかかるので、そういったことに補助を出している自治体もあるところがあります。やはりそういったことにも広く目を向けて、国・県と協調しながら村はいつもやっているようですがけれども、やはり独自の何か

事業を行っても私はいいのではないかなと思っておりますし、この間、12月に入ってから化学肥料低減機械等導入に関連しての要望調査というのも役場から来ておりますけれども、これに関してはこの機械をどのぐらいの人が手を挙げて購入する人がいるのかなということをごく感じている村民がたくさんいると思います。本当に導入したい機械に関してもうちょっと何か要望・調査してくれよ、と思ってる人がおりますので、まずそこに予算をつける、つけなくてもやはり国・県に要望していくといったことを、こういった機械を導入してほしいのだ、こういった補助が欲しいのだということを国や県に要望していくことも大事だと思いますが、その点について村長はどのようにお考えでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

工藤議員の再質にお答えします。

まず村自体そんなに財源が大きいわけでもないのに、今までコロナであればコロナの交付金があって、それで宿泊であったり飲食であったり、ああいった事業をやってきたのですが、そうしたことがないとなかなかやりづらいようなところがひとつあると思っています。ただそうした中で将来に繋がるような、例えば先ほど言われたドローンの免許等の支援をしたりするというのは、それは将来に繋がっていくと思います、農業の分野では。そういうこと等については考える余地があるのかなとも思います。

また、ずっと県に対しては、30ヘクタール以上の大規模稲作経営農家に対する機械の支援というのが何回も続いていまして、それに関しては再三、共同で使うものも認めるようにしてくれというようなことの話はさせていただいているところです。

また今回の補正予算案絡みで、おそらく国の補正予算が県に来て、県で今回の要望調査をしているわけですが、そうしたことは今後もあり得ると思いますので、そうしたものもいち早く農家には伝えながら、希望する農家が活用できるようにしていきたいと思っています。

ただ、事前の相談もなく、いきなり県の方ではああいう事業を起こすので、なかなか前もって話すというようなことも、県の方も国の補正予算をどう使うかということからくるもので、議論しながら組み立てるということまではなかなかしづらい事業だなと思っています。ただ、先ほど来言っているように、30ヘクタール以上と区切っているものに関しての考え方としては共同で使うのも認めてもらうようにということは今後も話をしていきたいと思っていますので、どうかよろしくをお願いします。

私からは以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【11番：工藤 勝議員】**

いいえ、次の質問に移ります。

10、11ページにございますが、村民体育館の増改築について質問いたします。

まず、今年11月に新体育館基本構想策定委員会に対し、基本設計の進捗状況について説明したということでもありますけれども、この際に、今回、増改築の概要について平面図を示して説明したということでもありますけれども、まだ私たち議員の皆さんも平面図等を見ていないのですけれども、まず私達もそうなのですから村民に対してこの平面図等、いろいろな説明はいつ頃していこうと考えているのかお聞きいたします。

また策定委員会が開かれた中で、まずこの平面図を見て、多分いろいろなご意見が出たと思うのですけれども、こういうのがあった方がいいとか、もうちょっと規模が大きい方が良かったのか、縮小した方がいいのか、いろいろな意見が出たと思いますけれども、策定委員会ではどのような意見が出たのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

工藤議員の質問にお答えいたします。

まず1つめの、村民あるいは議会に対して平面図を示してというような説明はいつ頃行われるのかという点についてですけれども、今、基本設計の契約は3月末までに設計関係の図書を上げてもらうようにな契約になっております。ですので、今のところはまだ固まったものではありませんので、その平面図についても一応見せはしましたが、説明が終わった後は回収しております。ですので完成の設計図書が出て、あるいはほぼ固まった段階で議会には説明させていただきたいというふうに考えております。村民に対してはまだちょっとしばらく先になるのかなと思います。

基本設計ですので、その後、実施設計というものも控えております。細かい内容については実施設計の段階で検討することになりますので、大枠をまず示し、その後細かい話という流れになっていくので、まだ村の人に広く公開することは今のところ具体的な見込みは立てておりません。

2つめの、委員会に説明した際にどういった意見が出たのかという話なのですが、まず平面図を示してどういった増改築になるのかというところを説明しまして、具体的に、例えばこの部屋を広くしてほしいだとか、今この図面にはないけれどもこういったものが抜けてると思うのでそれはどう考えるのかとか、そういった細かい話はありませんでしたが、そこは先ほど申しましたように実施設計での話になるので、まずそれについてはまた別途意見を伺いたいと思いますということで、全体的な増改築の方向性というか、平面図ですのでどの辺をどう増改築するのかということがその図面ではわかりますし、あとは一番要望が多かったトレーニングルーム、それについて面積とか、一応平面図なので見て取れたので、そういったことに対しては概ね了承を得たのかなというふうに考えております。いずれに

しても細かい話は実施設計でということですので、概ねの方向性は了承を得たというふう  
に受け止めております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

工藤勝さん。

**【11番：工藤 勝議員】**

わかりました。

この説明に関してはまず来年度に入ってからになると思うのですが、やはりこ  
れは村民の方にも説明、周知することによっていろいろな意見が出るのかなと思いますの  
でまず早めにお願ひしたいと思ひますけれども、今段階で実施設計、工事計画はまだ行っ  
てませんけれども、村としてはこの工事費としてどのくらいかかると見積もっているの  
でしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

工藤議員の再質問にお答えいたします。

現段階で工事費はどれくらいと考えているのかということなのですが、基本設計です  
で、その段階で一応の目安として示しているのは10億円ですけれども、10億円でできる  
ことを考えてくれというような簡単に言えばそういった内容の話は設計屋さんには伝えてお  
りますが、その上限は支出の話であって、歳入でいろいろな起債や補助金そういったもの  
がどれくらい見込めるのかということはまだまだ固まっておりませんので、いろいろな  
変動要素があります。ですので、今数字を申し上げましたけれども、そこは目安程度にと  
どめていただきたいのですが、一応示している数字は10億でございます。それは増改築に  
関する工事費として10億円ということで、まず一応線を引かないと設計にもいろいろ影響  
が出てくるということで数字は示しております。委員会においてもその数字はお伝えして  
おります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【11番：工藤 勝議員】**

ありません。終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

3番、川淵文雄さん。

**【3番：川渕文雄議員】**

3番、川渕文雄です。

ページ数で言えば2ページから3ページにかけてなのですけれども、昨日の一般質問でも大潟村のいわゆる住宅街といいますか、そこはハザードマップによっても浸水することはありませんかという話がありましたけれども、置いてあります非常用発電機、これがどこに置いてあるのかですね。昔はそういうものは邪魔になるもので、なるだけいわゆる地下において、音もうるさいし、そういうことが普通でしたけれどもですね、その一番いい例が、福島原発がいわゆる地下に発電所を置いておいたものですから、電気が止まった後、津波が来るまでの間約40分ぐらいは発電機も回ったらしいのですけれども、その後、浸水で機械が駄目になりましたので、大潟村でもサンルーラルとかの避難場所ですというところに置いてあるのか、それをお尋ねしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、薄井課長。

**【生活環境課長：薄井伯征】**

川渕議員の避難施設における非常用発電設備について説明を申し上げます。

避難所といたしましては、サンルーラルを大潟、ポルダー潟の湯、ふれあい健康館、小中学校そしてひだまりが指定されておりますけれども、そのうちサンルーラル大潟そしてふれあい健康館、ひだまり園には非常用発電機が整備されております。小学校についてはポータブルのものはあったのではないかなと思いますけれども、施設全体を給電するような非常用発電設備は設けてございません。また役場庁舎においても非常用発電機が設けられております。これはいずれも地下ではなくて地上に設けておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上になります。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

川渕文雄さん。

**【3番：川渕文雄議員】**

今答弁がありました発電機が置いてあるところは、いわゆるプラスマイナスで言えばプラスのところを設置してあるわけですか。どんなことがあっても絶対にそこは水には浸からないという自信といいますか、プラスマイナスでプラスのところであればハザードマップでは、浸水があっても水には浸かりませんが、マイナスのところであれば、いずれは水に浸かる可能性も十分あり得るということも考えていますが、どんな場所になっていきますでしょうか。お尋ねします。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、薄井課長。

**【生活環境課長：薄井伯征】**

川渚議員の再質問にお答えいたします。

非常用の発電機が設置される場所の標高ですけれども、避難所については標高プラス数十センチではないかと思っております。役場については、ちょっとそれよりは低い形になっているのかなと思います。

ただ、いずれにしましても標高が若干下がりますが、それで標高がマイナスだから浸水しないとか、プラスだから浸水しやすいとかといったことは、大雨が降った場合に排水の状況に左右されるかと思っておりますので、そういったリスクといいますか、そういうことを考慮する必要があると考えますので、昨日、村長から一般質問の答弁でもありましたように、来年度以降ですね、排水の状況も含めた調査をきちんと行って、それで万が一のときにも適切な発電機の運転ができるように努めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【3番：川渚文雄議員】**

ないです。終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

菅原史夫さん。

**【6番：菅原史夫議員】**

6番、菅原史夫です。

私から2点質問させていただきます。

まず5ページめのマイナンバーカード、先ほども質問が出ましたが、この件で1点だけ、12月2日で新しく発行できなくなるという話なのですけれども、これは結構誤解があって、12月2日でもう使えなくなるというような誤解をしている方もかなりいらっしゃいまして、捨ててしまうというふうなことも何か聞いたことがあります。ですので、今回11月の広報には確かに載っていたのですが、使えなくなるのではなくて、新たな発行ができなくなるということを強調して周知した方がよろしいのではないかと思うのですが、その辺についてはどのように考えていらっしゃるのか、お答え願います。

**【議長：丹野敏彦】**

福祉保健課、北嶋課長。

**【福祉保健課長：北嶋 学】**

菅原史夫議員のマイナ保険証の関係のご質問についてお答えしたいと思います。

議員のご指摘のとおり、保険証が使えないということでは当然ありません。個々の方については来年の7月31日まで有効の保険証がこの8月に発送されているかと思っておりますので、

現在所有されている保険証については、繰り返しになりますけれど7月31日までは十分使うことができるというものとなっております。

周知の仕方についてちょっと足りない部分があれば、また再度、何らかの形で皆さんの方には周知していきたいというふうに思います。不明瞭な点がありましたら大変申し訳なく思っております。よろしくお願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

**【6番：菅原史夫議員】**

次の質問に行きます。

9ページの脱炭素事業の進捗状況についてなのですけれど、正直言いまして、スタートの時期がまた遅れまして今年中というような話もあったと思うのですけれど、冬にかかって最需要期に入ってしまうということで、非常にスタートの遅れについては懸念しています。

その原因についてこちらに書いてあることだとは思いますが、これ以上遅れるようですと、工事の不具合だとか、物件の不具合なのか、ちょっとわかりませんが、その辺の原因によるスタートがこれ以上遅れるようになると、当然、運営会社の方の収支にも大きく関わってくるということで、その損害に対する賠償ということもやはり考えていかざるを得ないのではないかなと思うのですよ。これほど大きな事業なのでね。実際に当初7月ということで引き渡しということを考えていたのですけれど、それからもう5ヵ月ぐらい遅れるということなので、この辺についてやはりその賠償の検討も含めて、ちょっと対策を考える必要があると思うのですけれど、その辺についてどうお考えになっているのか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の脱炭素に関する質問にお答えします。

まず当初計画ですと6月末引き渡しで、7月の竣工式ということで、事業者、工事会社の方と事前に日程を設定して進んできたわけです。竣工式については変更をできない状況でして、いろいろご案内もしていたので、竣工式自体はまず予定どおり行ったのですが、その時点でも竣工式後に引き渡しということで進んでいたのですが、それがいろいろ説明したような不具合も見つかって工事の手直しとか、また一部改修したりとかそういうことが続いてきたということで、いろいろ検査をしながらやっているとそうしたことが新たにわかったり、または熱導管の検知システムというのは遠隔でも監視できて、そうした異常値があるということから直したりということが続いて、今に至っているわけです。改善されてきて、今のところ今月中には引き渡しということで協議も進めているところです。

そうした中において、議員ご指摘の、本来であれば事業収益が入る状況であったのが遅

れている状況ですので、そういったことを含め今、事業会社の方と協議も並行して行っているところです。今後、具体的にどういう形で決着できるかというのは今後の協議によるわけですが、協議をしているということだけはお伝えしておきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【6番：菅原史夫議員】**

協議をしているということなのですが、実際に運営会社オーリスの方の損害というのはやはり大きいと思うのですよね。ここに書いてあるとおり、もみ殻搬送系統における溶接部の部分的な不具合による再施工というふうなことだとか、あと検知機能不具合も確かあったと思うのですが、それは明らかに工事の不具合というふうに理解せざるを得ないと私は思っています。そういう中で、通常だって工事の不具合があれば、当然工事会社の方の瑕疵ということで何らかの賠償というものは発生すると思うのですが、やはりそういうものも視野に入れて、要するにこの事業がちゃんと回ってほしいのですよ、私も。だからやはりそういうことはちゃんとはっきりとさせて、そんなに最初からこの新たな大きな事業の運営会社にハンディキャップを与えないような形で持っていかないと、これから先ずっとこの分の負を抱えて、マイナスからスタートしなければいけないということになってきますので、そこは真剣にと言ったら失礼なのですが、そこはちゃんとやっていただいた方がよろしいかと思うのですが、そこをちょっと強調して運営会社の方にアドバイス、指導していくというふうなことはどうなのでしょう。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の再質にお答えします。

まず、いろいろ工事を進める中で、先ほど来いろいろな不具合があったり、また当初予定していなかったようなことがあって、工事会社の方もそういう意味ではしっかり対応はしてくれていますが、現実には工事費が掛かり増しになっている部分もあるということもあります。ただそれはそれとしながらも、実際に引き渡しが遅れた分では収入が滞っている状況ですので、そういった工事会社の負担が増えた部分、または運営会社として収入が滞っている部分、両方の面から今まさに協議をしている最中でして、今後の運営に支障がないような形でしっかり引き渡しを受けて運営に向かっていきたいと思っていますので、どうかよろしくお願い致します。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。  
菅原史夫さん。

**【6番：菅原史夫議員】**

今の説明でちょっと私、聞き逃したのですけれど、工事費が加算したというお話で、不具合による再施工の工事費の加算は基本的にはこちらには関係ないですよ、向こうの不具合なので。それ以外に工事費が増加したということなのですか。それは当初の計画とは違った形になったので、追加の工事が必要だったという話なのか、その辺はちょっと切り分けていかないとあれなのですけれど、まず相手方の瑕疵による不具合と、やってみたら新たな工事が必要になったというのと別個に考えていかなければいけないと思いますので、それも含めてまず明らかな損害というものがもうすでに発生していますので、それについては進めていただきたいというふうに思います。

再度、よろしく申し上げます。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の再々質にお答えします。

先ほども話をさせていただいて、どれがどういう瑕疵があって、この工事はそういう工事のミスによるというかそういったことを含め、今具体的に協議をしているところで、工事は工事としながら、また実際運営会社の方が事業が遅れることによって損失が出ている状況ですので、それはそれとして分けた形で協議もしているところです。

今後、あまり引きずらないような形でしっかり決着を図って進んでいければと思いますので、どうかよろしく申し上げます。

以上です。

**【6番：菅原史夫議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

1番、松本正明さん。

**【1番：松本正明議員】**

1番、松本正明です。私からは3点お聞きしたいと思います。

まず2、3、4ページ、第3期大潟村総合村づくり計画について質問いたします。

12月の広報にもありますように、今後1月号でも募集するということですが、総合村づくり計画は、この村長報告にも書いてありますけれど村の最上位計画ということで、募集しているその策定の審議委員会とかですね、そういったところは村民に限定してると

思うのですが、これは村づくり計画ですので村民の意見を基調にするということでは本当に村民の方が、ただこれは私の提案ですが村民以外の人、例えばですね、大潟村出身の方で大潟村のファンであるとか、村民出身ではなくても例えば応援大使の方であるとか、東京で毎年行われているふるさと会の方ですとか、そういった村を愛してくれている、村を想ってくれている人というところの意見も入れてみてはいいのではないかなということをご提案したいのですが、やはり自分たちの住んでる中というのは、確かに村の実情もよく知ってますし、今の状態がどういうことかということもよく分かると思うのですが、外から見た大潟村というところの意見、この中で村がこうあってほしい、将来的にはこうなってこういう良い村になってほしいというような意見もどこか取り入れていった方が、もしかしたらちょっと村民では気づかない意見というのはこういうところに反映できるのではないかと、村民が気づいていない村の良さというところがはたから見ると、当然悪いところもあるかもしれませんが、良い悪い含めてそういった人の意見も入れていくということも必要ではないかなと思いますけれども、その点どうでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、石川課長。

**【総務企画課長：石川歳男】**

ただいまのご質問ですけれども、今審議会の委員は大体40人規模を想定しております。主に村内の団体等に依頼をしてですね、ご推薦をいただいているわけですけれども、その中でも村民以外ということだと、県立大の先生に委員には依頼しております。そういう意味では参画される村外の方というと1名ということにはなります。あとはワークショップについては、開催が今のところは複数回開催する予定ですので、そういったきめ細かさといいますか、そういった観点からいってもできれば村民の方がいいのかなというふうには考えておりました。

その上で松本議員のご提案ですけれども、村外の方のご意見というのは非常に有利だなというふうには考えております。アンケートの中でですね、村内の1000人の方、その他に抽出されない方でも答えたいという方にもQRコード等々でアンケートをお願いしました。加えて村外にお住まいの方からのご意見ということでアンケートを実施しております。今、57件のアンケート回答をいただいておりますので、それらを参考に、外から見て大潟村にどういった印象を持っているのか、あるいはどういった大潟村であってほしいのかといったご意見をいただいておりますので、外の目といいますか、そういった点についてはそれらを参考にしていきたいなど。また、ふるさと会は来年度も開きますので、ふるさと会のご意見、あるいは応援大使の方からのご意見というのは書面等々で依頼することも可能ですので、そういった有効な手段というものはぜひ活用していきたいなと思っております。

以上であります。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

松本正明さん。

**【1番：松本正明議員】**

今課長がお話しになったように、内輪だけではネガティブな部分がちょっと強調されがちになりますので、外部の意見というのは本当に貴重なところだと思いますので、審議会とかワークショップに必ずそこに参加していかなければいけないとなるとかなり時間的にも費用的にもかかりますので、そういったことでアンケートを答えていただける村外の方というところもやはり広く募集して進めていただければ、本当に自分たちが気づいていない良いところ、悪いところがあると思いますので、そこら辺の意見もできるだけ集められる機会があれば集めていただければと思います。

次に行きます。

19ページ、委員会が違いますので、福祉保健課関係でふれあい健康館の光熱水費の増大ということで195万5,000円とあるのですが、ちょっと大きいなと思ったので、これはどういった原因でここまで増えたのかということをご説明いただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

福祉保健課、北嶋課長。

**【福祉保健課長：北嶋 学】**

松本議員の、ふれあい健康館においての光熱水費の増大の要因はということではあります。以前と比べましてコロナ禍においては利用者等々がジリ貧といえますか、かなり少なかった、ただそれが開放されてと言いますか、利用者が多くなって稼働時間が増えたことによりまして、当初見積もりした数字よりはちょっと多めの経費、光熱水費がかかっているということになります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

松本正明さん。

**【1番：松本正明議員】**

ということは、特段何か大きな破損があつてとか、機器が変わったりしてとか、何かそういうことではなくて、ただ単に利用者の増ということによろしいですね。

**【議長：丹野敏彦】**

福祉保健課、北嶋課長。

**【福祉保健課長：北嶋 学】**

松本議員の再質の方にお答えしたいと思います。

機器等々の不具合等ではなく、やはり利用者の増、それから稼働時間の増によるもの、あとは電気料自体が高騰しているところもありますので、こちらも要因の1つにはなろう

かと思えます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【1番：松本正明議員】**

次にいきます。

すみません、これは全般に関わってくるので、どこということとは言えないのですが、今月号の広報のところに大瀧村DXフォローの委嘱状の交付式ということがございまして、これは役場庁舎全体の作業ということであると思っておりますので、これがどこの関連ということはちょっと言えないかもしれないですが、DXを進めていく上で、委嘱状を交付して、お二人の方にいろいろなアドバイスをいただくというふうに考えているのですが、役場のこのDXに関しての目標というかですね、どこまでを目標としていくのか。庁内で共有するのか、時代に合わせてやっていくのか、どういうことでDXを進めていくのか。現在DXを進めるにあたってデジタルでやっていくということも喫緊の課題というか、こういうことをデジタル化していったら、そこからスタートして最終的にどこまでをゴールとするというかですね。どこまで助言を求めていったら、いつまでを目標としていくのかということが見えないので、その辺りをちょっと詳しく教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、石川課長。

**【総務企画課長：石川歳男】**

松本議員のご質問ですが、先般10月29日に2名の方、陣内さんと小出さんですが、DXフェローを委嘱しております。この2名の方については全国各地の自治体でDXフェローを受けられて、様々な情報をお持ちであります。

DXフェローということなので、デジタル化に関しての一定の何かなのかという印象になるわけですが、デジタルに限らずですね、この2名の方がお持ちの情報であったり、知見であったり、そういったものをあらゆる村づくりの中で活かしていきたいということでもあります。名称はDXフェローなのですが、もっと広く言うと村づくりに関する助言といいますか、そういったものをいただくと。

この2名の方の役割については、陣内さんについては教育部門を除いた部分が主たるもので、小出さんについては教育のDXに伴うよりよい教育の提供といいますか、そういった観点で関わっていただくということで今考えております。

明確なゴールを想定してということではないわけで、まさに時代の流れに合ったよりよい行政の提供であったり、教育の提供といったものでデジタルの活用も含めたものに助言をいただくということで、非常にそういった意味では幅広く考えがある中でのお願いとい

いますか、役割を担っていただくということでもあります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

松本正明さん。

**【1番：松本正明議員】**

そうですね、限られた職員の中で業務効率、また村民の利便性向上ということで、これからデジタルを使った効率化というのは必要ですし、闇雲に全てということではなく、職員としてやはり負担に感じるところ、デジタルで克服できるところは大いにどんどん進めていっていただきたいということで、お二人の方にアドバイスをいただくのは非常に重要だと思います。

これを見たときに、昨年、私、福祉の研修で登別市役所に、DXに関して行ったわけではないのですけれど、介護保険の件で研修に行ったときなのですから、登別市役所はデジ田を使ったりして市役所庁舎を建て替えるということで、もうフリーアドレスで、確か令和8年度に新庁舎が完成するのですか、とてつもない、デジタルがすごい進んでいる、皆さんパソコンで全部決済とかですね、進んでいるなというイメージがあったのですけれど、その職員の方にちょっと本来の研修とは別で聞いたときに、やっぱり良いところもあれば悪いところもあって、これはデジ田の補助金関係だとか、役場庁舎移転のためにできるだけ引っ越しの荷物を少なくするためという目的があって、すごい進んでいるなと思ったのですけれど、これは良い、悪いということが両方ありましたので、進めるにあたって、業務の効率化、住民サービスの向上ということのデジタル化はどんどん進めていっていただきたいと思います。ただし過度に職員の負担になるデジタル化、先ほど聞いたゴールがどこかというのは、これをやらなければいけないから職員にこういうことで全てということで、逆に業務に負担をかけてしまうようなそういったデジタル化というところではなく、限られた人数の中で最大限効率を上げて、また村民の利便性向上というところをよく見て進めていかないと、登別市役所さんのそのDXを否定するわけでは全くなく、ちゃんと目的があってそこに進んでいくということをはっきりしないと、何かDXをしなければいけないという方向で、それをやらなければいけないからとか、もしくはその補助金を使えるからここまでやらなければいけないとか、でも実はそれをやるには職員の負担が大きすぎるとか、何か本末転倒にならない、そういった計画性を持ったデジタル化ということを進めていただきたいと思いますが、その点について、課長お願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、石川課長。

**【総務企画課長：石川歳男】**

松本議員の再質問ですけれど、まさにご指摘のとおりでありまして、先ほども答弁させ

ていただきました、より良い行政の提供のために、効率化を図るために、デジタルを活用していくということになるわけですが、ややもするとデジタルを使うことが目的になってしまって、そのために職員が疲弊してしまう、あるいはむしろデジタルにしたがために村民の方に非常に不具合が生じるといったことは避けたいというふうに思いますので、そこは松本議員が言われたことを我々もそれは共有しておりますので、そこは大原則で、デジタルを便利に使えるものとして、よりよい行政を提供していくために取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【1番：松本正明議員】**

いいえ、ありません。終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

5番、松橋拓郎さん。

**【5番：松橋拓郎議員】**

5番、松橋拓郎です。

2ページから始まる第3期大瀧村総合村づくり計画の件について、村長にお尋ねいたします。

まずその前段階として、先日、大瀧中学校の総合的学習の時間にお招きいただきまして、その際はですね、自分の将来の夢と大瀧村との関わりということで発表していただいて、非常に良い発表だったなというふうに思っております、そのときに大瀧村の課題は何ですかということをお聞きしたのでありますが、ほぼ全てのグループが人口減少というふうに言っておりまして、私が中学生のときに人口減少というようなことを言っている生徒はいなかったような気がしますので、アドバイスした大人が人口減少という表現を使ったのかもしれないですが、中学生が人口減少ということをお聞きして、いよいよ大瀧村は人口減少の局面に入ったんだなということを改めて実感しました。

その人口減少というものが問題なのではなくて、そこでただ起きている現象であるというふうな話もあります。でも私も、そういう前提で人口が減る中でどうやって幸せに暮らしていくかという視点で今までいたのですが、やはり自分も子育て世代になりまして、例えば大瀧神社の例大祭ですとか、盆踊りですとか、自分たちのときと比べて子どもがあまりにも少ない寂しい感じ、その現実をなかなか受け入れるのはちょっと大変だなといひますか、やはり人口が減る前提ではなくて、何とかこのことに対して抗っていきたいというふうな思いで今います。

そういった中で第3期総合村づくり計画の策定がこれからあるというところで、こちら最上位計画で人口減少のことも触れられているわけですが、先ほどの松本議員のお話の中

で外の視点もあった方がいいのではないかという意見で、私もそれに賛成なのですけれども、私はもう一歩というか村長の強いメッセージといたしますか、というのはアンケートを取るといのもすごい素晴らしいなと思ひまして、ワークショップをやって村民が本当に自分事としてこのことを捉えていくということで、すごくいい方法だなというふうに思ひておひまして、本当にこのアンケート結果を今から私も見るのが楽しみだなというふうに思ひておひますが、今いる人の需要・ニーズを満たしていただくだけで本当にいいのかという視点もやはりあると思ひておひまして、例えばビジネスの世界でお客さんにアンケートをとつて「何が問題ですか」と言つたときに、皆さん総じて満足度が高いといつたときには、何か問題があれば解決に向かえるのですけれども、皆さんの満足度が高い場合に、何も手を打たないままどんどん縮小していくということがよくあると思ひますよね。そうすると、例えばもう死語になつておひるかもしれないのですけれども、農家の人によく言われておひましたけれども、「物を勝手に自分で作るプロダクトアウトでは顧客に受け入れられないから、マーケットインが大事なんだ」みたいなことを言われて、皆さんニーズを拾うようになつて、そのニーズに向けてビジネスを展開していくわけですけれども、でもやはりそれだと緩やかに縮小していただくなので、もう一周回つてプロダクトアウトといたしますか、ニーズがなくても何か進めていくということが必要なのかなというふうに思ひておひます。要するにiPhoneというものがあつたけれども、人々のニーズを拾つてただではiPhoneというものは生まれなかつたわけで、世界を変えるようなそういうアイデアをこの計画にもちろん求めているわけではないのですが、何かそういう明確なメッセージ、ニーズはないけれども、大潟村をこういうふうに導いていくんだという明確なメッセージがやはり必要かなというふうに思ひておひます。例えば脱炭素のことですとか有機栽培を推進しようといつたときには、ニーズがあるからやるというわけではなくて、そういう方向に導くという強いメッセージを持ってやつておひるわけで、そういった視点がこの人口減少対策にも必要なのかなというふうに思ひておひます。

例えば1つの例ですけれども、昨日の菅原史夫議員の一般質問の中に土曜保育の件があつまして、現状のニーズを満たしておひますというお話があつたのですけれども、これをもし仮に、今のニーズがないとしても土曜保育をやりますと、そうすると移住・定住対策、宅地分譲のときに大潟村は土曜通常保育があつたというメッセージを發することができるとおひるのですよね。それがちゃんと伝わつて、そこに新しい需要が生まれるかもしれませぬし、何か物事が動くということもあるかも知れなぬと思ひます。それはもちろんただの1つの例なので、今そのことに関しての答弁を求めているわけではないのですけれども、何かプッシュ型といたしますか、ニーズを聞くだけではなくて、もう明確にもうこの村は人口減少対策、大きな問題としてこういうふうにやつていくんだという村長の強いメッセージですとか、あるいはアイデア、事業、そういったものをこの計画に入れておひた方が いいのではないかなというふうにおひるのですが、その点について村長の考えをお聞かせおひ

ただきたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

松橋議員の総合村づくり計画に関する質問にお答えします。

まず村づくり計画を、今後村民を交えながら審議会そしてワークショップと、ワークショップの意見をまた審議会に反映させてというような形で取り入れますし、既にアンケートでは、先ほど課長が言ったように村外からのご意見もいただいているところです。また応援大使の方々からも、この間ご講演いただいた宮元さん、先般は野鳥観察会がありました、呉地さんという方が来られて、村に対してアドバイスもいただいたところです。

そのように村においては様々な人の繋がりの中で今いろいろな事業も進んでいますし、常にオープンにいろいろお話をいただいているので、今後もそういった関係を大事にしていきたいと思っておりますし、特に今、総合村づくり計画を立てるにあたっては、そうしたご意見を重要視して反映できたらなとも思っています。

その中でこの夏、選挙があったわけで、そこで自分なりの政策集というものを作らせていただきました。ある意味、こういったことをやったらどうかという私の提案でもありまして、ああいったことも1つの参考にしていただきながら、これから作る総合村づくり計画に活かしていければなと思っているということです。ただ、あまり私が出しすぎると逆にブレーキになる場合もありますので、意見を出しにくいようなことにもなるので、まずは自分の考えを示してありますのでぜひ参考にしていただいて、それぞれあるご意見をいただければありがたいと思っています。

いずれ、村も人口減少局面にはもう入ってきました。当初予定よりも少し早いというか、思ったよりちょっと早い感じであるような自分のイメージですが、ただその中で議員おっしゃったように、それが全て悪ということではなくて、そこに暮らしている人がいかに幸せに暮らしていけるかということが大事ですので、そういう状況が変わる中でどういう暮らしをしっかりと組み立てていけるか、または産業をしっかりとさらに伸ばしていけるかとか、そういったことを大事にしていきたいなと思っています。

いずれ、今ある総合村づくり計画においても、村民の皆さんのご意見をいただきながら今までやってきましたが、大きく今変わる局面ですので、今までと違う発想をぜひ皆さんからいただいて一緒に作っていければと思いますから、どうかよろしく願いいたします。

私から以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

**【5番：松橋拓郎議員】**

ありがとうございます。そうですね、もちろん全くニーズに合っていないことをやっていくというのも筋違いだと思います。

本当に人口減少というのが結構時間差で来ますので、やはり今、人がいるので、今生まれた子どもたちが親になったときはその時間差、減っていることに気づかないまま減っていくということがやはりあると思いますので、本当に重要度の高いものだと思います。

外部の意見、専門家の意見もちろん大事なのですが、やはり最後に、こういう表現が適切かわからないですけれど、最後に責任を取るのは誰かとなると、やはりいろいろ外部から意見をくださる人もその責任を取ってくれるわけではないと思いますので、やはり自分たちの手で、最後はどんな結果になってもやっていくということがやはり大事だと思いますので、そうですね、住み継がれる元気な大潟村というところで、やはり人がいないことには住み継がれませんので、ぜひそういった視点で。

どういった答弁を求めるかということなのですから、もうちょっと、やはりバランスを取るのも大事なのですが、やっぱりただのコーディネーターではないと思いますので、もうひと段階、村長のこの計画ですとかこの人口減少というところに対しての決意のようなものを、抽象的で申し訳ないですけれど、もう一言いただけないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

松橋議員の再質にお答えしますが、先ほど来話をさせていただいたように、まず自分の政策集を出させていただいております。その中でも謳っていますように、今までも大潟村は非常に先進的な村づくりをしてきたと思っていますし、その上で農業も先進的な農業をして、それが結果として先進的な村づくりにも繋がってきたと思っています。教育や保育においてもある意味、かなり頑張っていて取り組んでいますし、非常にそういったことは行政だけではなくて村民も一緒になって取り組んだからできているわけで、そういったことは非常に今後も大事にはしていかなければならない。

ただ、今まさに社会がいろいろな面で変わる局面にあるので、これからどうやって作っていくんだというところの共通認識というのはぜひ持つ必要があると思っています、それにおいてはやはり議論をする必要がありますし、その上で作られた計画で、それを実行するのがまず最も大事なことです、その計画の実行にあたってはみんなが納得して進んでいく、その前段が計画づくりですから、そうしたらちゃんと結果を経てしっかり村づくりが進んでいく、それが村民の皆さんと一緒に進んでいくというそういったことを一番大事にしていきたいなと思っています。

そういう意味では、村民を代表する議員の皆さんとこうした議論をしながら、また総合村づくり計画においてもご意見をいただきながらということで、ともに進んでいければと

思いますので、どうかよろしく願いいたします。

私から以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

松橋拓郎さん。

**【5番：松橋拓郎議員】**

質問ではないのですが、よくわかりました。今までと状況が変わっている。今まで以上の緊張感を持って私も臨みたいと思いますし、そういった気持ちで向き合っていたいただきたいというふうに思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

4番、黒瀬友基さん。

**【4番：黒瀬友基議員】**

4番、黒瀬友基です。2点ほど質問させていただきます。

1点目が、先ほども質問がありましたけれど10ページの体育館の増改築に関してです。先ほど、今、基本設計の段階でのおおよその数字として10億円という数字が出ていましたけれども、ちょっとどこで聞いたか忘れちゃったけれど、当初のお話で、多分坪単価等からのその増築する部分だけのお話で、最初の頃は5億円という話が出ていたような気がしたのです。僕の勘違いかもしれないのですけれども。

今回お伺いしたいのはこの費用ですけれども、これはもう今すでにある建物の、例えば耐震補強ですとかその他改修、また増築部分との接続等も含めて、工事費全てを含むという理解でよろしいでしょうかということが1点。

もう1点、先ほど工事費のみでというお話でしたけれども、それ以外の、例えば中の施設等を含めた総事業費として概算でどの程度を見込まれているのかという数字があれば教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

黒瀬議員の質問にお答えいたします。

まず1つめの10億円という数字ですが、すでにある建物の耐震化を含めた補修と、あと増築の全てを含むのかということですのでけれども、おっしゃるとおり、全て含んでの既存体育館を耐震化と改修する、それを全部含んでの話です。

あともう1点、それ以外も含めての数字ということなのですが、これについては正直まだ今の段階では持っておりません。外構だとか、いろいろな設備などもあるかと思うので

すけれども、そこまではまだ議論が進んでおりません。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【4番：黒瀬友基議員】**

わかりました。ありがとうございます。

もう1点、昨今いろいろなところで聞こえてきています工事費等の増という中において、若干変動があるというのは今までもあったかと思うのですけれども、やはり現状、いろいろな大規模な工事等ですと1割、2割増しという話ではなくて、1.5倍とかそういう規模感でどんどん大きく数字が変わってきているような状況になっているかと思います。この先どう見通せばいいのかというのなかなか難しいところではあると思うのですけれども、そういった状況も含めての現段階で、1年後、2年後に、実際1年後に来年度実施設計、その先工事をするという前提の中において、そこまでの数字を見込んでの10億円という理解でよろしいのでしょうか。その点、お伺いできればと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

黒瀬議員の再質問にお答えいたします。

この先を見込んでのというお話なのですけれども、10億は現時点での話です。先ほどの質問でも、財源がどうなるのか、そこもまだ変動要素ですし、この先の物価も変動要素でございますので、総合的にと言ったらちょっとぼんやりしすぎるのですけれども、財源が見通せなければやはり10億のまま、物価が上がってもその範囲でやってくれという考えにもなるかもしれませんし、財源も見通せて収まるし、こういったものを欲しいというのであればまた物価に合わせて、見込みを立てるときの物価に合わせて増える方に変動する場合もあるかと思うのですけれども、現時点では残念ながら明確には答えられないというのが正直なところですので、増える要素もあるかもしれませんが、そこは見通せないという答えになるかと思います。

それと、今、基本設計の話なのですけれども、この後、実施設計に移っていくわけなのですが、そこでまた具体の積み上がりというものが出てきますので、その積み上がった段階での数字、それがどうなるのかですね。現時点で見込んでいないものがこのあと加わる場合もあります。そういったこともありますので、それを見ながら判断していくということになりますので、今の時点ではそれくらいの答弁でございます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【4番：黒瀬友基議員】**

ありません。次に行きます。

もう1点、議案の方になりますけれども、委員会が違うので、議案第71号「工事請負契約の変更について」ですね。西1丁目地区の宅地造成工事の件なのですけれども、これに関連してなののですけれども、これはおそらく2ヵ年計画の1年目が終わった段階での変更かなと思うのですけれども、今現状は工事は終わられて、あれで冬を越すというような状況なのではないでしょうか。

1点、気になっているのが歩道部分なののですけれども、工事した状態で舗装せずに、場所によっては、今日は確認してないですが、敷鉄板なんかも残っていてというところできくと、あれが雪が降った中であのまま行くのかどうなのかなと思うのですけれども、その点、どのようにお考えなのかをお聞かせいただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、石川課長。

**【総務企画課長：石川歳男】**

黒瀬議員のご質問ですが、6年・7年の2ヵ年事業であります。6年分については全て終了して、変更契約をご承認いただいた後に支払いに進んでいきたいなというふうに考えております。

現場の方ですけれども、今期、6年度分については全て終了しましたので、春まで休工になっております。

ご指摘の歩道部分の養生の仕方についてですけれども、ちょっと現場を確認させていただいて、確かに敷鉄板に雪が薄く積もった状態は非常に滑りやすくなりますので、そこは確認させていただいて必要な養生をとりたいと思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【4番：黒瀬友基議員】**

そうですね、質問ではないのですけれども、この後、結構あそこをウォーキング等で歩かれる方もいらっしゃるということもありますし、除雪等も入ると思いますので、そのどちらにも対応できるような、危険性のないような形にいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

10番、大井圭吾さん。

**【10番：大井圭吾議員】**

10番、大井圭吾です。

先ほどから多くの議員の方から、第3期大潟村総合村づくり計画についていろいろ話が出ていて、あまり同じことについて質疑をするのはどうかと思って聞いていたのですが、これは非常に重要なことだと思いますし、昨日の一般質問の方でも村長の答弁の中から、出たアイデアに対して村づくり計画の方に反映させたいとか、こういうふうにしたとかそういうお話もあったと思いますので、私の方から質問というか、考えていることを話したいと思うのですが、まずその前に3ページですか、1,000人を世代別に無作為に抽出してアンケートしたと書かれてますが、これは大学生も入っているかということも1つお聞きしたいのと、私は審議委員の中に、村に住んでいる人の各団体から推薦とかされて選ばれるというふうに聞いていましたけれど、村外から村に来て働いている方がいっぱいいらっしゃると思います。特に役場とか、農協とか、カントリーとか、こまち協会とか、いっぱいいらっしゃると思うのですが、そういう人たちにも、こういう村になったらもっと人が来るのではないかなとか、自分が実際住んでいる所との比較とか、そういう部分の意見とかも出るのではないかなと思いますので、そういう人たちも審議委員に、フルに委員になってもらうのか、部分的になってもらうとか、そういうのはいろいろあると思うのですが、入っていただいた方がもっと活発なアイデアが出るのではないかなと、そういうふうに思います。

それと昨日から、学生の話が出てますけれど、やはり大学生の若い人の意見とか、せっかく村に大学があるのですからその大学生にもこういう村になれば自分も大学卒業後に住みたいとか、そういう話も出てくるのではないかなと思いますので、そういう人たちにも参加してもらったらいいのではないかと思います。

その点について、答弁をお願いします。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、石川課長。

**【総務企画課長：石川歳男】**

大井議員のご質問でございますが、まず1点目のアンケートを1,000人に対して実施している中で、県立大生の方というふうなことですけれども、今回1,000名の中に県立大の方が30名対象になっております。回答率まではちょっとわかりませんが、30名の方にアンケートをお願いしたところであります。

また村内に、いわゆる外から働きに来ている方もたくさんいらっしゃるということで、そういう方のご意見ということなのですが、そこに限って意見をいただくとか、アンケートを取るといったことはやっておりませんし、これからもそういう予定は持っておりませ

ん。

審議委員会がひとつありまして、さらにワークショップの中でいわゆる熟議を重ねていきたいというのがひとつと、あとは団体ヒアリングとして村内の団体の方から直接、村の施策についてのご意見であったり、今までやってきたことに対するご意見、これからやっていただきたい要望等々をヒアリングすることは考えております。ですから、策定過程の中では審議会とワークショップと団体ヒアリング、それにアンケートを参考に策定を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

大井圭吾さん。

**【10番：大井圭吾議員】**

学生を審議委員に呼ぶとかそういう部分も先ほど僕、聞いたと思うのですが、その点はどのようなのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、石川課長。

**【総務企画課長：石川歳男】**

再質問についてですけれども、審議委員については、県立大生に直接依頼はしておりません。直接依頼している他に公募委員ということで、広報を通じて公募のお願いをしているわけですが、その中で応募があればぜひそれをお願いしたいなというふうに考えております。ワークショップには、県立大生の方に直接依頼をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

大井圭吾さん。

**【10番：大井圭吾議員】**

ワークショップに学生を呼んで意見を聞くということを伺いましたので、そういう意見を大事に、参考にしてやっていただければと思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

ここで、福祉保健課、北嶋課長より、工藤議員の「マイナ保険証を紐付けている数は把握しているのか」との質問の答弁の訂正について、発言を求められておりますのでこれを

許します。

福祉保健課、北嶋課長。

**【福祉保健課長：北嶋 学】**

先ほど、工藤議員の方から質問のありました、マイナ保険証として紐付けしている人の数について、先ほどの答弁では把握しておらないという答弁をさせていただいておりました。このことにつきまして訂正をお願いしたいと思います。

会社員の方も多くいらっしゃるのでは無いのですが、こちらで把握できる数ということで、国保の関係の方々、後期高齢者の方々を含めまして、数字でいきますと、その対象者2,130名のうち1,432名の方が紐付けをされていると、割り返しますと67.2%、7割弱の方々紐付けを行っているという数字が出ておりましたので、訂正させていただきたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

**【議長：丹野敏彦】**

工藤さん、よろしいですか。《工藤議員、了承》

**【議長：丹野敏彦】**

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第70号から報告第6号までを会議規則第39条の規定により、各常任委員会へ付託することに、ご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって議案第70号から報告第6号は、お手元に配付しております「議事日程第2号」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、日程第12、陳情第7号「安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情」から、日程第18、陳情第13号「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める国への意見書提出を求める陳情書」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

陳情第7号から陳情第13号については、会議規則第95条の規定により、お手元に配布しております「陳情等文書表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

(午後11時56分)

# 令和6年第8回(12月)大潟村議会定例会【第6日目】

1. 開議日時 令和6年12月10日(火)午後2時00分～午後3時18分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名(敬称略)

1番 松本 正明	2番 菅原アキ子	3番 川渕 文雄
4番 黒瀬 友基	5番 松橋 拓郎	6番 菅原 史夫
7番 齋藤 牧人	8番 松雪 照美	9番 三村 敏子
10番 大井 圭吾	11番 工藤 勝	12番 丹野 敏彦

計 12名

4. 欠席した議員の氏名(敬称略) なし

5. 説明のため出席した者の氏名(敬称略)

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 三浦 智	
総務企画課長 石川歳男	税務会計課長 近藤比成
生活環境課長 薄井伯征	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 伊東 寛	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第3号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第70号 大潟村集合型村営住宅条例の一部を改正する条例案

議案第71号 工事請負変更契約の締結について

議案第73号 普通財産の貸付について

議案第74号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について

議案第75号 令和6年度大潟村一般会計補正予算案

議案第76号 令和6年度大潟村診療所特別会計補正予算案

議案第77号 令和6年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案

議案第78号 令和6年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案

議案第79号 令和6年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案

報告第6号 令和6年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告

陳情第7号 安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情

陳情第8号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上

げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情

陳情第9号 健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情

陳情第10号 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情

陳情第11号 「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情

陳情第12号 「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情

陳情第13号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書

意見書案第4号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書案

意見書案第5号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書案

意見書案第6号 「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書案

意見書案第7号 「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書案

意見書案第8号 介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書案

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

**【議長：丹野敏彦】**

ただ今の出席議員数は、12名であります。

これより、本日の会議を開きます。

これより、お手元に配付しております議事日程のとおり進めてまいります。

会議規則第39条及び第95条の規定に基づき、各委員会に付託いたしました議案等について、会議規則第77条及び第95条の規定に基づき各委員長から審査報告書の提出がありました。

会議規則第37条の規定により、日程第1、議案第70号から、日程第17、陳情第13号までを、一括議題とします。

はじめに、総務福祉教育委員会に付託いたしました、議案第71号、議案第74号、議案第75号の関係部分、議案第76号、議案第77号、報告第6号及び陳情第7号から第13号についての審査の経過と結果について、総務福祉教育委員長の報告を求めます。

なお、各委員会に付託いたしました議案等につきましては、各委員長からの報告の後で

採決いたします。

総務福祉教育委員長、8番、松雪照美さん。

**【総務福祉教育委員長：松雪照美】**

8番、松雪照美です。

令和6年第8回大潟村議会定例会において、当総務福祉教育常任委員会に付託のあった議案について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

はじめに総務部門から審査を行いました。

議案第71号「工事請負変更契約の締結について」、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「撤去工の増は、伐木の出来高の増によるもので、土捨て場の搬入路についても増額となっているが、その理由は。」との質問に、「産業廃棄物処理の手続きの際、材積と言われる体積が設計時の想定よりも多かった。また、土捨て場に地盤の軟弱さが見られたため、西5丁目西側に処分した。電気線については、埋没の深さを設計の段階で想定することができなかつたため、増額をお願いしている。」とのこと。委員より「伐木した木を村民に譲渡・販売し、処理の経費削減に繋げては。」との問いに、「伐採中の村民からの要望があれば今後対応していき、減額対応となる。また工程のタイミングが合えば、伐木した防災林を申請書を書いていただいた上で、無償譲渡することは可能である。ただし、伐木は産業廃棄物となるので、全てを販売・譲渡することが可能であるかは不明のため、今後検討したい。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第71号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号「秋田県市町村総合事務組合理約の一部変更について」、当局の説明の後、質疑に入りました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、議案第74号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。

はじめに、総務部門の審査に入り、質疑に入りました。委員より「ルーター借り上げ料の変更理由は。」との質問に、「全国の自治体が全てソフトバンクとの5年契約となっており、村の場合は切り替え月が2月で、令和11年2月までの債務負担となる。ただし、国の第6次への準備次第では現在の第5次の継続となり、その際は随時更新、延長となることも想定される。」とのこと。委員より「秋田県町村電算システム共同事業組合事業に加入しているが、村単独で行うより負担額は安いのか。」との質問に、「過去の実績ベースでは4割強の経費削減になっている。システム改修については、基本は法律等に基づいた改正となるため、基本的には国の方針に従って最低限の改修を行うこととなる。」とのこと。

他に質疑はなく、続いて報告第6号「令和6年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告」について、当局の説明の後、質疑に入りました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、報告第6号は賛成多数により承認すべきものと決しました。

次に、議案第75号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」の福祉保健課部門について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「児童手当増額の内訳は。」との質問に、「これまでの所得制限が廃止されたことによる新規分13名増によるものである。」とのこと。委員より「所得制限の要件をクリアした大潟村の総数は。」との質問に、当局より「児童手当の支給対象は203世帯、児童数442人である。」とのこと。委員より「第3子の人数は。」の質問に、「第3子がいる家庭は48世帯、児童数53人である。」とのこと。委員より「ふれあい健康館の温水の温度設定変化についての詳細は。」との質問に、「当初はメーカー推奨の60度で高く設定していたが、機械の故障等を鑑み40度から42度にして提供している。」とのこと。委員より「所得制限の内訳は。」との質問に、「子どもの人数によって細分化されているが、例えば児童1人の場合、所得額660万程度、2人の場合は698万程度で、2人で698万の所得を超えると所得制限がかかる。」とのこと。

他に質疑はなく、次に、議案第76号「令和6年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、議案第76号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号「令和6年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「福祉用具の種類と件数は。」との質問に、「種類は手すりなど3件である。」とのこと。

他に質疑はなく、質疑を終結し、討論はなく、議案第77号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、教育委員会部門について審議に入りました。

議案第75号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「教師用教科書の更新頻度は。」との質問に、「通常教科書改訂の時期と同じで、4年に一度である。今回は特別支援学級があるので、その分が増えた。」とのこと。委員より「小学校教員のものは31万2,000円中学校が268万円、この差額は。」との質問に、「小学校が令和5年度改定のため、昨年と同時期には今年の中学校の経費の約3倍となり、補正している。今回は特別支援学級の方で、イレギュラーが発生した。」とのこと。委員より「小学校と中学校が1年ずつずれるのは、あえてそうしているのか。また、電子教科書の活用頻度は。」との質問に、「小学校も中学校も4年のスパンで進んでいる。電子教科書は利用頻度に差はあるが、他の学校よりは利用しているという話を聞いている。」とのこと。委員より「日本全員が同じ教科書を使っているのか。」と

の質問に、「この地区では、男鹿潟上南秋地区として選定している。学習指導要領は日本全国共通しているが、教科書会社も数社あるので、地区によって違って来る。また決定するのは教育委員会になる。」とのこと。委員より「県内の地区の数は。」との質問に、「全県9地区である。」とのこと。委員より「男鹿潟上南秋地区で何か合意形成があるのか。」との質問に、「地区ごとの合意はないと思われる。」とのこと。

次に、関係各課が入場した後、質疑に入り、質疑はなく質疑を終結し、討論もなく、採決に入り、議案第75号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、陳情第7号「安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情」について意見を求め、委員より「医師不足や看護師の大変な仕事、深夜勤務、あるいは介護職員不足などの問題がある。賛成する。」という意見。また委員より「公的病院の拡充強化にも賛成である。」という意見。

採決に入り、陳情第7号は、全会一致により採択すべきものと決しました。

次に、陳情第8号「政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情」について意見を求め、委員より「世の中の的に賃上げの流れでもあることと、担い手の増加にも相関関係があると思うので賛成。」という意見。また、委員より「現場の疲弊ぶりを考えると大変だと思うので賛成。」との意見。

採決に入り、陳情第8号は全会一致により採択すべきものと決しました。

次に、陳情第9号「健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情」について意見を求め、委員より「国が進めていることであり、大潟村も70%近くの人が保有しているので賛成。」という意見。委員より「医療現場の疲弊や混乱、多忙を考えると反対。」という意見。委員より「中止より延期を望む。」という意見。また委員より「全面的中止ではなく、もう少し延期を望む。」という意見。

採決に入り、陳情第9号は賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第10号「臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情」について意見を求め、委員より「非常に大切な問題ではあるが、国名や誰がいつ何をしたのかの記載もあり、現段階では判断しかねるので反対。」という意見。

採決に入り、賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第11号「小・中学校給食費の無償化を国の制度として実施を求める意見書提出を求める陳情」について意見を求め、委員より「県内は無償化が進んできており、国でまとまっていれば自治体としても楽なので賛成。」との意見。

他に意見はなく、採決に入り、陳情第11号は全会一致により採択すべきものと決しました。

次に、陳情第12号「18歳までの医療費窓口負担の無償化を国の制度として実施を求める

意見書提出の陳情」について意見を求め、委員より「自己負担があった方が、安易に受診する人が抑制されると思うが、大潟村はもう18歳まで無償にしているので賛成。」との意見。

他に意見はなく、採決に入り、陳情第12号は全会一致により採択すべきものと決しました。

次に、陳情第13号「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める国への意見書提出を求める陳情書」について意見を求め、委員より「高齢者が増えている今、介護施設入所が増えている。ただ、仕事がきついわりには報酬が低いことから辞める人も多いと聞く。事業所の閉鎖に追い込まれることもあるそうなので、処遇改善は必要不可欠。」との意見。

他に意見はなく、採決に入り、陳情第13号は全会一致により採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託のありました議案と報告案件、陳情案件の審査経過と結果についてのご報告といたします。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの総務福祉教育委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

次に、生活産業委員会に付託いたしました、議案第70号、議案第73号、議案第75号の関係部分、議案第78号及び議案第79号についての審査の経過と結果について、生活産業委員長の報告を求めます。

生活産業委員長、11番、工藤勝さん。

**【生活産業委員長：工藤勝】**

11番、工藤勝です。

令和6年第8回大潟村議会定例会において、当生活産業委員会に付託のありました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

はじめに、生活環境課部門の審査を行いました。

議案第70号「大潟村集合型村営住宅条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「建築コストが上がったので費用負担を変えよとのことだが、隣の棟と1年しか変わらないため、全棟が建った何年か後の段階で一律の負担にする考えはないのか。」との質問に、当局より「当面はこの形で徴収させていただき、その後、社会情勢や経済状況を踏まえて検討すべき余地はある。」とのこと。委員より「入居者との更新は何年ごとか。」との質問に、当局より「契約は2年ごとの更新である。」とのこと。委員より「敷金礼金等について、村営住宅の場合どのような運用になっているのか。」との質問に、当局より「入居者に敷金として一律10万円を納めていただ

いている。」とのこと。委員より「どういう考えで家賃が決まったのか。」との質問に、当局より「その時点の社会状況、周辺の家賃、経済状況を考慮しつつ、移住・定住も含めて村外から入居していただくことも考慮して、総合的に判断して家賃を決定している。」とのこと。委員より「AからE棟の世帯数と今後の計画は。」との質問に、当局より「2LDKが18世帯、3LDKが29世帯の合計47世帯である。今後については今建設中のもので一旦終了。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第70号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号「普通財産の貸し付けについて」、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「前回は無償貸し付けの期間が3年弱だが今回5年間に延びた理由と、期間が終了した後の予定は。」との質問に、当局より「前回は正式な国の事業が未定の部分があった。今回は令和12年までの継続実証事業ということで採択を受け、期間が決まった。期間終了後は実証プラントを引き継いでの事業化を目指しているが、具体的な規模等については検討の余地がある。」とのこと。委員より「今後事業化をしていくとなると、無償貸付ではなく有償なのか、土地の売却なのかということも考えられるが。」との質問に、当局より「令和10年度から事業化の検討を進めたいという計画だが、貸付期間が令和12年度までであるので、そういった事業化の進捗状況を見極めながらクボタと協議し、どちらにもメリットがある形で進めたいと考えている。」とのこと。委員より「前回と全く同じ場所、面積、条件での更新か。」との質問に、当局より「そのとおりである。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第73号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」の、生活環境課に関する部分について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「常備消防の一部事務組合負担金は人件費の増か。」との質問に、当局より「消耗品等の細かい要因もあるが、人件費の増が主なものとなっている。」とのことでした。

質疑を終結し、議案第75号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」の生活環境課に関する部分の審査は終了しました。

次に、議案第78号「令和6年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案」について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「一般会計の借入金2億3,150万円について、民間の企業であれば金融機関等から資金を調達するが、今回は一般会計では貸付金、水道事業ではなく借入金で整理した理由は。」との質問に、当局より「銀行から借入をすとしても利息が発生するので、不要な利息は支払わなくてもいいように一般会計から借入する形で整理をした。」とのこと。委員より「簡易水道会計の最終的な収支が、単年度では700万円の損失ということか。」との質問に、当局より「事業年度途中だが、今のと

ころそういった見通しを立てている。」とのこと。委員より「手数料が発生している理由は。」との質問に、当局より「これまでは振込手数料がかかっていなかったが、秋田銀行との公金事務の取扱手数料に関する契約により、手数料が発生することになった。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第78号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号「令和6年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案」について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「下水道料金が3月31日までに収納できないということだが、これは今後ずっと1ヵ月遅れになり、未収金になるということか。」との質問に、当局より「そのとおりである。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第79号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、産業部門の審査を行いました。

議案第75号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」の産業振興課、農業委員会の産業部門について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「ふるさと交流施設整備事業の高圧ケーブル及び気中開閉器更新工事と、温泉保養センター施設整備事業の脱衣室空調設備ファンコイルユニット改修工事の工期は。」との質問に、当局より「ふるさと交流施設の工事については秋田県が11月26日付けで契約をしており、工期は来年3月26日まで設定している。実際の工事は秋田県、業者、(株)ルーラル大潟、村の4者で協議の上、営業に比較的影響の少ない12月24日に工事をすることで進めている。温泉保養センターの工事については4月と5月の休館日を予定しており、ゴールデンウィークや菜の花まつりなど多くのお客様が利用される時期を外して工事を実施したい。」とのこと。委員より「情報発信強化事業の印刷製本費が上がる理由として、3000部のパンフレットを刷るということだが、何か特別な要因があったのか。」との質問に、当局より「昨年と比べると、秋田県や秋田空港からの依頼が増え増刷した。日本版パンフレットも増えているが、台湾版パンフレットも作成したことで、予算不足が生じた。」とのことでした。

質疑を終結し、産業振興課、農業委員会の産業部門の審査は終了しました。

関係各課が入場後、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、議案第75号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」の当生活産業委員会に関係する部分について、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託のありました議案の審査の経過と結果について、報告といたします。

#### 【議長：丹野敏彦】

ただいまの生活産業委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

以上で、各委員長の報告が終了いたしました。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は、挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

生活産業委員長より報告のありました、議案第70号「大潟村集合型村営住宅条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第71号「工事請負変更契約の締結について」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第73号「普通財産の貸付について」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第74号「秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育並びに生活産業両委員長より報告のありました、議案第75号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第76号「令和6年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第77号「令和6年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第78号「令和6年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第79号「令和6年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、報告第6号「令和6年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告」について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、報告第6号は承認することに決定いたしました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第7号「安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情」について、委員長報告のとおり、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、陳情第7号は採択することに決定いたしました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第8号「政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情」について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、陳情第8号は採択することに決定いたしました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第9号「健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情」について、先ほどの委員長報告は不採択でした。

採決いたします。

陳情第9号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、陳情第9号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第10号「臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情」について、先ほどの委員長報告は不採択でした。

採決いたします。

陳情第10号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、陳情第10号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第11号「小・中学校給食費の無償化を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情」について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、陳情第11号は採択することに決定いたしました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第12号「18歳までの医療費窓口負担の無料化を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情」について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、陳情第12号は採択することに決定いたしました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第13号「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める国への意見書提出を求める陳情書」について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、陳情第13号は採択することに決定いたしました。

次に、日程第18、意見書案第4号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

8番、松雪照美さん。

**【8番：松雪照美議員】**

8番、松雪照美です。

意見書案第4号について、意見書案を読み上げて提案に代えさせていただきます。

意見書案第4号

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書案  
上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年12月10日提出

提出者 大潟村議会議員 松雪 照美

賛成者 大潟村議会議員 松橋 拓郎  
賛成者 大潟村議会議員 菅原アキ子  
賛成者 大潟村議会議員 川淵 文雄  
賛成者 大潟村議会議員 三村 敏子

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

### 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書案

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。

日本医労連・全大教・自治労連で取り組んだ「2022年看護職員の労働実態調査」結果では、仕事を辞めたいと「いつも思う」と「ときどき思う」の合計は8割にものぼり、仕事を辞めたい理由（3つまで選択）では、「人手不足で仕事がきつい」6割、「賃金が安い」4割、「思うように休暇が取れない」3割、「夜勤がつらい」2割、「思うような看護ができず仕事の達成感がない」2割などと続きました。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減も必要です。安全・安心の医療・介護の実現のために、下記の事項を要請します。

#### 記

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
2. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
  - ①労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
  - ②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
  - ③介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
4. 患者・利用者の負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年12月10日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

内閣総理大臣 石破 茂 様  
厚生労働大臣 福岡 資麿 様  
財務大臣 加藤 勝信 様  
総務大臣 村上 誠一郎 様

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第4号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書案」について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、意見書案第5号「政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

8番、松雪照美さん。

**【8番：松雪照美議員】**

8番、松雪照美です。

意見書案第5号について、意見書案を読み上げて提案に代えさせていただきます。

意見書案第5号

政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の  
賃上げや人員増を求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年12月10日提出

提出者 大潟村議会議員 松雪 照美

賛成者 大潟村議会議員 松橋 拓郎  
賛成者 大潟村議会議員 菅原アキ子  
賛成者 大潟村議会議員 川淵 文雄  
賛成者 大潟村議会議員 三村 敏子

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の  
賃上げや人員増を求める意見書案

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2024年の診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の改定で賃上げに特化した「評価料」や「加算」を盛り込みました。

しかし、「2.5%のベースアップ目標」としていたものの、実際の診療報酬のペア評価料や、介護報酬の新加算は、その目標に到底及ばないばかりか、病院と診療所や、介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、対象外となる従事者もあるため、複数の施設を経営する医療や介護の法人では、従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を見送る使用者まで出ています。その結果、2.5%のベースアップどころか、定期昇給分を含めても、2.0%程度にとどまる定昇並みの賃上げにしかならず、他の産業では5～10%の賃上げが実現している今年、ケア労働者の賃金水準はさらに全産業平均から大きく下回る事態となっています。

現在の医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国各地で広がっています。その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは紛れもない事実です。コロナ禍で経験したような、入院患者が受け入れられない、あるいは介護事業所が利用できないなどの「医療崩壊」「介護崩壊」を、人員不足のために繰り返してしまうことのないよう、緊急な処遇改善策を国の責任で実行する必要があります。

政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、すべてのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策を再度実行性を伴う形で実施すべきです。そのためには、医療・介護施設への経済的援助の拡充も必要であり、診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の抜本的な引き上げと同時に患者・利用者負担軽減策も実施すべきです。

私たちは差別と分断を許さず、政府の責任ですべてのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、以下要請し、実施を強く求めるものです。

記

1. 医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、政府の責任において、全額公費による追加の賃上げ支援策を実行すること。
2. すべての医療機関と介護事業所を対象に、物価高騰や人件費増を補えるだけの診療

報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。  
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年12月10日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

内閣総理大臣 石破 茂 様  
厚生労働大臣 福岡 資麿 様  
財務大臣 加藤 勝信 様  
総務大臣 村上 誠一郎 様

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
《異議なしの声》

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第5号「政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書案」について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、意見書案第6号「小・中学校給食費の無償化を国の制度として実施を求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

8番、松雪照美さん。

**【8番：松雪照美議員】**

8番、松雪照美です。

意見書案第6号について、意見書案を読み上げて、提案に代えさせていただきます。

意見書案第6号

「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書案  
上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年12月10日提出

提出者 大潟村議会議員 松雪 照美  
賛成者 大潟村議会議員 松橋 拓郎

賛成者 大潟村議会議員 菅原アキ子  
賛成者 大潟村議会議員 川渕 文雄  
賛成者 大潟村議会議員 三村 敏子

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書案

2024年10月現在、秋田県では小・中学校完全給食無償化は2市4町3村（36%）、費用の一部（半額）を無償化している自治体は3町（12%）です。完全と一部無償化の合計では12市町村（48%）となっています。背景には急激に進む少子高齢化、コロナ禍、相次ぐ自然災害、急激な物価上昇で家計負担が増え、子育て家庭を支援しようとする各市町村の並々ならぬ決意があります。また、実施には踏み切れないが検討を開始している自治体も多数あります。高校生へも給食を提供（一部有料）し子供たちや家族から大歓迎されている自治体もあります。

文科省の調査では小・中学校などの学校給食を無償化している自治体は2023年度で全国775自治体（43%）、2017年度の76（4.4%）から約10倍と急拡大しています。東北では福島県が一部無償化も含めると98%の自治体で実施。また、青森県では、今年10月から県として市町村を支援することを決め、3自治体を除く93%の自治体で完全無償化となりました。

無償化の実施の最大のネックは地方自治体の財源です。実施市町村では様々な工夫がされています。一般財源の他、ふるさと納税を活用したり、経費を安定的に確保するため、自治体独自に新たに「学校給食無償化基金」を設置し実施している自治体もあります。実施できずにいる市町村でも「住民から希望する声があるのは承知している。費用の確保は実現に向けた大きな課題。多額の経費が必要となるため、現時点で実施は難しい」とあるように、国の制度として学校給食費無償化へ実現を切望しています。

以上の趣旨から下記事項について、地方自治法第99条にもとづき国に対する意見書を提出いたします。

記

1. 小・中学校給食費の無償化を国の制度として実施すること

令和6年12月10日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

衆議院議長 額賀 福志郎 様  
参議院議長 関口 昌一 様  
内閣総理大臣 石破 茂 様  
財務大臣 加藤 勝信 様  
厚生労働大臣 福岡 資麿 様

総務大臣 村上 誠一郎 様  
文部科学大臣 阿部 俊子 様

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
《異議なしの声》

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第6号「小・中学校給食費の無償化を国の制度として実施を求める意見書案」  
について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、意見書案第7号「18歳までの医療費窓口負担の無料化を国の制度として  
実施を求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

8番、松雪照美さん。

**【8番：松雪照美議員】**

8番、松雪照美です。

意見書案第7号について、意見書案を読み上げて、提案に代えさせていただきます。

意見書案第7号

「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書案  
上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年12月10日提出

提出者	大潟村議会議員	松雪 照美
賛成者	大潟村議会議員	松橋 拓郎
賛成者	大潟村議会議員	菅原アキ子
賛成者	大潟村議会議員	川渕 文雄
賛成者	大潟村議会議員	三村 敏子

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書案

秋田県では25市町村すべてで18歳までの医療費無料化が2024年8月から実施となりました。2023年12月、秋田県が無料化実施市町村に対し半額助成を決断したことが実現する大きな契機となりました。少子化が進む秋田県で子育て家庭からも大変喜ばれています。

子育ての大きな不安の一つに、子どもの病気があります。そもそも子どもは病気にかかりやすく、抵抗力が弱いため、重症化することも多くあります。子どもの病気の早期発見・早期治療を支え、すべての子どもの健やかな成長を保障するために医療費の心配をなくすことは重要です。

これまでの取り組みで、自治体を実施する子ども医療費助成制度は、対象年齢を高校卒業までとする自治体が入院・通院とも7割にまで、大きく拡充されてきました。しかし、制度の内容をみると、対象年齢、所得、制限、窓口での一部負担の有無など、自治体間で大きな格差が生じています。一部負担はたとえ少額であっても受診の抑制につながります。どこで生まれ、どこに住んでいても、すべての子どもたちにお金の心配なく必要な医療が保障されるべきです。そのためには、国が責任をもって、子ども医療費窓口負担無料制度を創設するべきです。

2018年12月には「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する」ことを目的とした「成育基本法」が全会一致で成立しました。この法律を実効あるものにするためにも、国による子ども医療費窓口負担無料制度がのぞまれます。

以上の趣旨から下記事項について、地方自治法第99条にもとづき国に対する意見書を提出いたします。

#### 記

1. 国の制度として、18歳年度末までを対象とする医療費窓口負担無料制度（入院時の食事負担を含む）を早期に創設すること

令和6年12月10日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

衆議院議長 額賀 福志郎 様  
参議院議長 関口 昌一 様  
内閣総理大臣 石破 茂 様  
財務大臣 加藤 勝信 様  
厚生労働大臣 福岡 資麿 様  
総務大臣 村上 誠一郎 様  
文部科学大臣 阿部 俊子 様

以上です。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第7号「18歳までの医療費窓口負担の無料化を国の制度として実施を求める意見書案」について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、意見書案第8号「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

8番、松雪照美さん。

**【8番：松雪照美議員】**

8番、松雪照美です。

意見書案第8号について、意見書案を読み上げて、提案に代えさせていただきます。

意見書案第8号

介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年12月10日提出

提出者	大潟村議会議員	松雪 照美
賛成者	大潟村議会議員	松橋 拓郎
賛成者	大潟村議会議員	菅原アキ子
賛成者	大潟村議会議員	川淵 文雄
賛成者	大潟村議会議員	三村 敏子

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書案

介護保険制度は施行24年が経過しました。しかし、利用料、食費・居住費などの重い費用負担のために必要なサービスを十分利用できない実態が広がり続けており、家族介護を理由とする介護離職も高止まりのままです。2024年度の介護報酬改定はプラス改定となりましたが、介護職員と全産業平均との月額約7万円の賃金格差を埋めるには程遠い内容であり、介護事業所の経営に困難をもたらしている物価上昇分をカバーすることもできない

改定です。さらに、訪問介護の報酬が引き下げられたことで、地域で最も身近な小規模の訪問介護事業所が廃業に追い込まれる事態も生じ、各地で不安の声が噴出しています。介護現場の人手不足も深刻です。ヘルパーの有効求人倍率が15倍を超えるなど、このままでは介護の担い手がいなくなり、介護保険制度そのものが崩壊しかねません。こうした中、政府は、私たちの反対の声で先送りにさせた利用料2割負担の対象拡大、ケアプラン有料化、要介護1、2のサービスの保険給付外しなど、さらなる改悪に向けた審議を2025年から再開しようとしています。

介護する人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度の実現には、社会保障費を増やし介護保険の国庫負担を引き上げ、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることが何よりも必要です。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづき国に対する意見書を提出いたします。

#### 記

1. 社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、費用負担の軽減、サービスの拡充など介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること
2. 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行うこと。その際はサービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じること
3. 利用料2割負担の対象者の拡大、ケアプランの有料化、要介護1、2の保険給付はなし(総合事業への移行)など、介護保険の利用に重大な困難をもたらす新たな制度見直しを検討しないこと
4. 全額国庫負担により、すべての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと

令和6年12月10日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

衆議院議長 額賀 福志郎 様  
参議院議長 関口 昌一 様  
内閣総理大臣 石破 茂 様  
財務大臣 加藤 勝信 様  
厚生労働大臣 福岡 資麿 様  
総務大臣 村上 誠一郎 様

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第8号「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書案」について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第8回大瀧村議会定例会を閉会いたします。

(午後3時18分)